第一章　建築構造及び材料の發達進歩

第一節　總　説

我が國に於いては古來木材豐富なりしを以て、木造建築のみ盛に行はれ、石造煉瓦等は絶えて無かりしなり。加之我が國風は一種獨特にして、古昔より上下擧つて驕奢を戒しむるの美風ありしかば、隨つて石造家屋の如きは奢侈の一として之を建造することを避けたるなり。彼の筑紫の國造磐井が、竊に石材を以て家屋倉庫等を造りたる時に、時の政府は竟に之を誅戮したるが如きは、全く石の工事を以て驕奢と認めたる故なり。但、歴史家の烱眼を以て見れば、或は之に名を藉りて主眼の目的なる討伐を果せしならんとも言ひ得べし。

兎に角、石の工作は、我が國に於いて毫も發展せず、二千年間迫持の便益を知らざりし狀態なりき。石の構造法に就いては右の如く極めて幼稚なりしと雖も、一塊の石材を彫刻することに就いては相應の伎倆有りたりと謂ふべし。唯之を組立つるに當りては、全く木材構造法に據る事を知れるのみ。石の玉垣又は鳥居等の如き總て其の類なり。

巨大なる岩石を彫刻して形成されたる、彼の兵庫縣印南郡にある石の寶殿の如きは、實

に曉星よりも稀なる奇蹟といふべく、尙ほその石の加工法が我が國に於いては珍技なりと稱し得べし。今より千三百三十余年前のものなれば、實に珍寶と認むべきものなり。

石材構造の幼稚なりしに反して、木材構造の巧妙なりしこと、世界に冠たりと稱することは過言に非ざるなり。釘頭を露出せずして木材を巧に縱横に組立て、又ボールト等に因らずして頗る堅牢なる接合組手を造る如き、木工術の大に進歩發達したることは頗る稱讃に價すべきなり。加之、東大寺の如き、木造建築の規模の大なる點に於いても世界に冠たりと言ふべし。

更に我が國に於ける木造建築に就いて賞揚すべきものは、五重七重等の塔婆の構造なり。數百年の星霜を經て能く風害震災に堪へたるもの尠からず、これ亦他國に於いて決して見ることを得ざる木造構造にして、實に我が國の誇とすべきものなり。其の多數は國寶として鄭重に保存さるゝことは、實に至當のことゝ言ふべし。

斯の如く獨木造結構に於いてのみ優秀なる特技を有する我が國に於ては、煉瓦造等の構造の如きは曾て夢想せざりし處なりき。茲に於いて最初煉瓦工事を實行するに當りては專ら外國人の指導に賴れり。而して時に因りては英人を顧問とし、或る時は佛人の指導を仰ぎ、又或時は米人の敎示を受け、或は伊太利人の指敎に因る等專ら新知識の輸入に努めたり。後、工部大學校卒業生の輩出するに及んで、漸く西洋建築法を我が國人の手にて完成し得るに至れり。

第二節　維新當時の構造及び材料

幕府の末世に當り、國防上の必要に迫られ、横須賀造船所を開くに及んで、專ら外國人の計畫に依りて之を設立したるを以て、工場建築及び材料購入等何れも之を外國人の手に委ねたり。因に同工場は慶應元年九月起工、同二年其の一部竣工せしなり。依りて維新後に至りても幕府が佛國より雇聘せる技師技手三十餘名の者は、依然として諸般の業務に關渉し、頗る專横を極めたり。我が役員は却つて外國技士に使役されたるの觀ありしは、今より見れば實に憤慨に堪へざれども、亦笑止千萬とも言ふべきなり。

幕府が雇外國人の手を經て、建築材料等を佛蘭西より購入せること、頗る多額に達せり。就中セメント購入費の如きは、一時に六萬弗以上を支拂ひたること有りたり。これ當時の製作頭たりし平岡通義の語れる所なり。幕末に於ける建築材料の狀況夫れ斯の如く國家の大損失なりき。

大阪に造幣寮を建築するに先立ち、政府は明治二年二月甲斐九郎(後に下山尙と稱す)を造幣局知事に任せり。

同年八月井上聞多(馨)を造幣頭に任じ、同年十月井上彌吉(勝)を造幣頭兼鑛山正に任せり。後香港の造幣局が恰も廢局となりしかば、其の器械等を購入せしむるため、上野敬輔(景範)を同地に派遣し、器械及び建築材料を大阪に將來せしめたり。而して其れが爲め盡力せ

し英商ガラバの推薦に依り、英人ウオトルスをして建築工事の設計監督にあたらしめたり。

銀座通りの改築に當り、其の衝に當りたるウオトルスの來朝の經緯は前述の如し。

右の如く建築の構造及び材料に就いて、擧て之を外國人の手に委したることは、遺憾なれども、又止むを得ざりしなり。

因に文久三年十二月竣工を告げたる長崎大浦の天主堂の如きは、佛國軍艦の通辯ヒウレなるものが督役したるなりとぞ。

第三節　明治前期の構造及び材料

西洋風木造建築は、壬申年卽ち明治五年頃より漸々流行の運に向へり。尤も京都府に於いては明治二年に既に、小學校舍を創設し、所謂西洋風木造を建築したり。

明治初期に於ける西洋風木造建築、卽ち其の實和洋折衷のものは三種あり。第一木造となして其の仕上を下見板張としペンキ塗としたるもの、第二木造を石片張仕上となしたるもの、第三木造を大壁塗若くは瓦張漆喰塗としたるもの是なり。

下見張ペンキ塗仕上の木造建築は、明治十年前後大に流行したるものなり。今其の數例を擧ぐれば左の如し。

建築名	起工	竣工	建坪	精算高
元老院本廳	明治十一年不詳		一六九餘	九、三三八・七四円
文部省本廳	明治十三年同十四年		一九八餘	二〇、二四四・九四
横濱郵便役所	明治七年九月	同十二月	二一〇	一四、八五五・二九
目黑村駒場農學校生徒寄宿舍	明治九年	同十年	二三〇餘	九、一〇一・五三

右の如く下見仕上としたるもの、明治後期に至るも尙ほ盛に用ひられ、小學校舍の如きは、此の種類に屬するもの多かりき。其の他住家又は郡役所等に於いても此の構造法に依れるもの頗る多かりき。

右下見を唱へるに、最初は「米利堅下見」又は「アメリカ下見」と稱したるが、後之を「イギリス下見」又は「西洋下見」と謂ふに至れり。是に於いて、斯の如き建築構造は最初米國人又は米國書籍より範を取りたるや疑無かるべし。

明治十年新築落成なりし大藏省及び記錄國債兩局用として、最初丸ノ内に建てたる西洋造二階建（梁間四十二尺　長延三百尺）のもの、卽ち大藏省建築は外廻り白壁塗なれども、其の附屬厠は下見張なり。而して其の仕樣書の一節を拔萃すれば

外廻り米利堅下見杉六分板を挽割打付惣體白ペンキ塗イタシ云々

とあり。而して此の建築より以前の仕樣書には大概イギリス下見なる語のなきことは

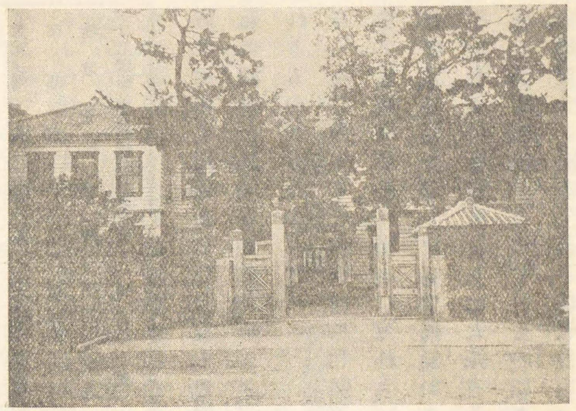

第二十五圖　一ツ橋東京大學理學部博物館

第二十六圖　一ツ橋東京開成學校製作學教場

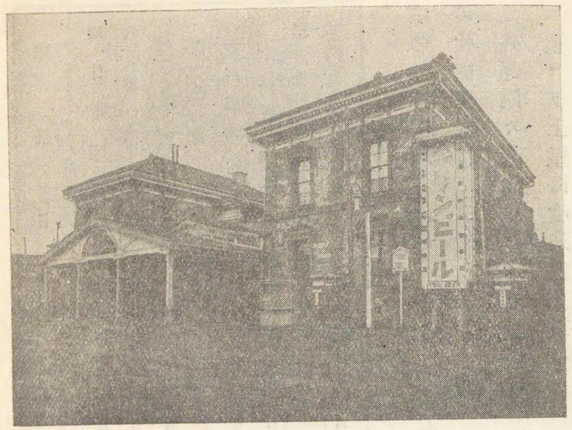

第二十七圖　新橋停車場（但し大正年代撮影）

一奇と言ふべし。唯明治七年起工なる横濱郵便役所の新築仕樣書中に「イギリス下見取付」とあり。次に前記元老院本廳建築の仕樣書には最早イギリス下見なる語あり。

二）次に、木造を石片張仕上となせるものも頗る多く用ひられたり。其の中最も著名なるは最初の新橋ステーション卽ち後に汐留停車場と稱したる建物にして、明治五年九月に建造したるものなり。これ木骨に砂石質凝灰岩を張付け、木部に銹留となし、以て一見石造の如くに爲したるものなり。

斯の如き構造は舊横濱停車場其の他往々散見せし所なりしが、時代の要求により漸々改築の運命に會ひて、竟にいつしか姿を隱せしもの少からず。

（三）最後に、木造を大壁塗又は竪瓦張漆喰塗となし、以て防火の用意と爲したるもの亦甚だ

多かりき。而して斯の如き構造に於いては、各隅角に隅石を張付けたるものを普通とす。此の種類に屬する建築左の如し。

建築名	起工	竣工	建坪	精算高
四日市驛遞寮	明治六年十二月	同七年四月	一四〇餘	五、一二八、七九・九錢
大審院廳舍	明治九年六月	同十年三月	一二四餘	一三、八九二、一四・六
鑛山寮	明治八年十月	同九年九月	一九二餘	九、九六八、〇二・二
内務省各寮	明治九年三月	同年十二月	六三九餘	三七、四四七、七七・二
神戸東税關役所	明治六年三月	同年十二月	一六三餘	一六、九一〇、八二・二
大政官赤坂假皇居内	明治十年十月	同十一年七月	四一六餘	二七、九七五、三二・二
租税寮萬世橋際		明治七年竣工		
電信寮傭外國人監督長居館	明治八年七月	同年九月	一二四	七、五四六、六一・九

右の外實例頗る多し。而して其の隅角に於いては隅石を用ふることを普通とせり。其の仕様書概ね左の如し。

外部隅々其他張石、銘ニテ仕付胴蛇腹軒蛇腹トモ繰形付取付ケ壁下地木摺小舞打下塗ヨリ上塗漆喰迄塗〃(後略)

木造建築の構造概ね前述の如し。次に煉瓦造に就いて陳述する所あらんとす。明治五年二月太政官は東京府に府下の家屋建築を漸々煉瓦造又は石造となすべきや

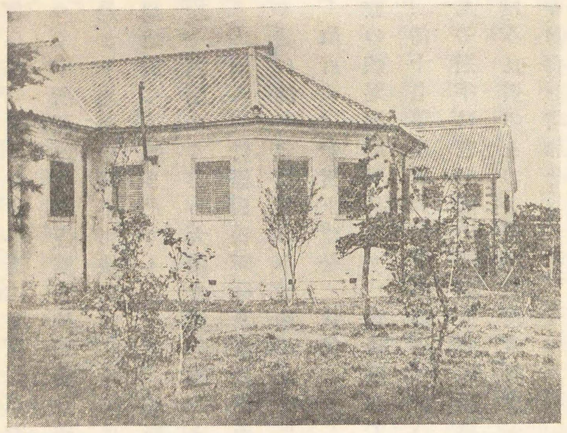

第二十八圖　東京開成學校側面

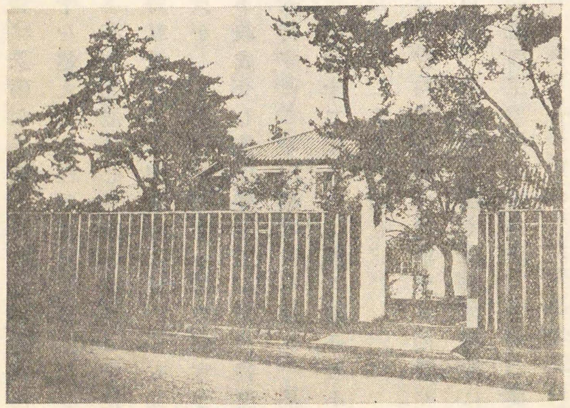

第二十九圖　東京開成學校病舍

う令達せり。是に於いて、東京府知事は同年三月布告を發し、新橋京橋間の火災跡の家屋を煉瓦造又は石造と爲すべきやう達したり。

之を以て煉瓦の需用頓に增したる結果、瓦製造者は急轉して煉瓦製造者と爲りたり。隨つて本所區内に小規模の煉瓦製造所の數百三十を超えたる程の盛況を呈したり。

是より先、明治四年に竣工せし竹橋内近衞兵營も亦煉瓦造にして、其の煉瓦は千住小菅の製造所にて燒きたるものなり。該製造所は當時私設なりしが、政府に於いても其の製造業を奬勵するため、大藏省雇英國人ウォトルス氏をして指導せしむる等の便宜を與へたり。然るに竹橋兵營新築及び銀座通の改築工事竣成せし後は、煉瓦工事未だ盛況に向はず、徒に煉瓦の製品のみ堆積し、私營にては到底維持すること困難なりしなり。是に於いて、政府は之を買上げ全く官營となしたり。時に明治十二年にして、卽ち現今の小菅集治監の煉瓦製造所是なり。當時煉瓦工事の微々たりしこと是の如し。

明治十七年皇居御造營事務局に於いて、煉瓦造なる宮内省建築に着手するに當り、其の煉瓦の過半は三河國の諸製造所の製品なりしといふ。蓋、參州は疾くに其の製造に研究を積み、良質のものを製出したる故なり。東海道鐵道の工事始まるに及んで其の煉瓦は益々需要を增加せり。

明治十九年臨時建築局設置され、諸官廳及び國會議事堂建築されんとするに當り、日本煉瓦會社なる會社起り、工場を埼玉縣榛澤郡上敷免に設け、獨逸より製造技師チーゼを雇入れ、明治二十二年製造に着手し、良質なる煉瓦を供給し得るに至れり。

次にセメントに就いて略述せん。初煉瓦工事を爲すに當りて、セメントは總て外國より輸入を仰ぎ、隨つて購入費頗る多額に達せり。是に於いて、明治五年頃工部省製作頭平岡通義之を患へ、同寮技師宇都宮三郎と謀り其の研究に從事せしめ、幾多の實驗を經て漸く之を製出し得るに至れり。是に於いて、深川に工場を設け益々業務を擴張せり。これ卽ち今の淺野セメント工場の前身なり。同工場が淺野總一郎の手に歸せしは、左記令達に依る。

工業勸誘ノ爲メ政府ニ於テ設置シタル諸工場ハ其組織整備シテ當初目算ノ事業漸ク擧ガルニ從ヒ、官廳ノ所有ヲ解イテ之ヲ人民の營業ニ歸スベキモノニ付、別紙概則ニ準據シ、其省所管諸工場漸次拂下グノ處分ニ及ブベシ。此旨相達候事。

明治十三年十一月

工部省

太政大臣　三條實美

（概則略ス、但四ケ條アリ）

尙ほ關西に於いては、明治九年の頃小野田セメント工場設立の企圖ありたり。卽ち淺野と小野田とのセメント工場は、我が國最初のものなり。

斯の如く我が國に於いても、漸くセメント製造業の進運に向ひたるを以て、皇居御造營

の工事又は明治十三年に竣工せし上野博物館建築には、既に内國製のもの即ち淺野セメントを使用し得るの程度に進歩せり。

是に於いて、工業に必需なるセメント製造に關する功勞者は、首として平岡製作頭と宇都宮技師の二名に歸すべきなり。以上陳述せし如く、煉瓦及びセメント製造漸次進歩せしと雖も、モルタル及びコンクリートにセメントを用ひたる分量は、甚だ多からず、即ち明治初期の工事に於いてはモルタル及びコンクリートの強度は頗る強からざりしなり。

明治二十四年濃尾大地震ありたる時、當時の建築家は震災地を踏査研究し、其の結果に因り建築設計上大に改良を講じたり。この時よりして普通の建築に於いてもモルタルには、必らずセメントを混入する事となれり。尤も從前の建築に於いてもセメントを用ひたること尠からず。

築地海軍兵學校石積用、永代橋の開拓使物産賣捌所煉瓦積用のモルタルは、セメント一、砂二の調合とあれども、實際はセメントの使用量それより少かりき。次に本郷の工學部本館は、明治二十年に竣工せしものなるが、其のモルタルはセメント一、石灰四、砂六の調合なりき。而して基礎用コンクリートは、石灰一、砂一半、砂利五、セメント〇、二五なりき。

斯の如き良建築に於いても、尚ほ且、セメントは僅に石灰の四分の一を混入したるに止まりしのみ。又二階廊下の床のコンククートは、鐵梁煉瓦コンクリートにして、セメント一、砂二、煉瓦屑六の調合なりき。

明治二十四年の濃尾大地震前に於けるモルタル及びコンクリート調合の狀態は、以上述べたるが如く強質のものには非ざりき。

次に建築工事に必要なる木材に就いて一言せん。明治七年に完成せる竹橋内兵營建築用の木材につき、明治五年伺濟なる左記の書面は當時の狀況の參考となるべき好材料ならん。

清水田安舊邸へ陸軍省陣營建築ニ付、音羽護國寺王子稻荷社等ニ於テ多數之材木至急取掛リ候ニ付、官員出張旅泊爲致候間今般東京府下爲測量當寮官員社寺竝市中へ出張旅泊致候類例通出張中一日一人ニ付四十五錢ツヽ、被成下候樣仕度此段相伺候也。

壬申三月十八日　　大藏省土木寮營繕課伺濟

蓋、明治七年諸官廳の工事を工部省にて管掌する事になれるが、其の前は大藏省にて管轄したるなり。

尚ほ貯木所に就いて一言述ぶる所あらん。

明治九年の頃工部省營繕局に於いて主管せる深川猿江貯木所及び龍の口倉庫に貯藏せる材料は、舊幕府より引繼ぎたる儘官の諸建築用に供し來りしなり。然るに當時帳簿整頓せず記錄明了を缺き、實に不整理を極めたり。營繕局長たりし平岡通義は、之を患ひ其の整頓を圖りて終に能く剩餘金を得、貯藏材料の保存費を生じ得るに至れり。

加之、平岡局長は猿江貯木所に於ける貯木法の甚だ不完全なることを看破したり。蓋、從前の方法にては木材のみを水中に入れしを以て、上方の木材は半ば水に入り、半ば空氣に曝されたり。是を以て腐朽木材の生ずること多く、國庫の損失頗る大なりしなり。是に於いて、同局長は上置木に換ふるに石錘を以てし、終に腐朽木材を全く生せざらしむるに至らしめたり。之に由りて毎年多額の經費を節約し得たるを以て、竟に國庫の支辨を仰がざるのみならず、後には數萬の資金を蓄積し得るに至れり。

次に建築に必要なる石材に就いて記すべき廉あり。工部省時代に多く用ひたる石材は、相州卽ち今の神奈川縣産出の安山岩あり。之を堅石と通稱す。蓋、伊豆産出の凝灰岩に比すれば頗る硬性なるを以てなり。此の石は花崗石より硬からず、凝灰岩より弱からず、頗る便利の性質を有するを以て、江戸時代より多く用ひられたるものなり。幕府の御用材としては其の中六ケ村の石材が指定專用されたるなり。之を相州六ケ村石材と稱す。

前記相州六ケ村石山は、明治三年より工部省の管轄となれり、左記伺濟のものゝ如きは、これ等の參考となるものならん。

左記は申年正月鑛山少屬仁田正倫より伺濟のものなり。

相州六ケ村石山之儀ハ去々年中ヨリ本省管轄ニ相成候ニ付、右取締向取調トシテ去ル正月中私儀出張被仰付候間、實地熟檢ノ上石材竝諸規共夫々申付當所六ケ村石工人別へ鑑札等モ相渡置、同所眞鶴港ヘ元締所御取設ニ付、右差配方福島長兵衞被仰付置候處、去冬中途船寮御用石切出シ方相成候ニ就、六ケ村石山取締之義ハ更ニ同寮ヨリ村々石主共ヘ申付候趣就テハ一省中各寮ニ於テ諸規則等區々ニ相成候テハ御不體裁之儀ニモ有之、旁々實地爲取調尙又舊冬私儀出張被仰付候ニ就キ、詳細點檢仕候處、造船ニテ取極之石代ハ格別之廉價故、始終御益筋モ不少、且、差向、鐵道ノ御急務モ略落成ニ相成候儀付一先眞鶴港元取締所相廢夫々拂方申付舊冬二十七日歸京仕候間福島長兵衞差配方之儀ハ同人願之通御差免相成可然奉存候尤本省管轄之名儀モ御座候間鑑札之儀ハ是迄通相渡置候得共、右鑑札取締之義ハ造船寮出張官員留守中ニ付、無餘儀村方名主共當分取締申渡置候間、已後御用石切出シ竝諸取締向等ハ造船寮ヘ御委任相成候方可然ト奉存候。因テ茲ニ同寮ヘノ御達振取調此段相伺申候。

壬申正月　（以下略）

蓋、當時工部省には、工學寮、勸工寮、鑛山寮、鐵道寮、燈臺寮、造船寮、電信寮、製鐵寮、製作寮、測量司の寮司ありたり。其の中造船寮に於いては横須賀造船所諸工事の爲め、最も早くより相州六ケ村の石材に親しみたるならん。これ右伺書より容易に推測し得べきなり。

尙建築材料に就いて記すべき廉あり。明治十一年皇居御造營の事決せられ、當時工部省營繕局長たりし平岡通義も亦其の議に參するや、工事に就いて違算なきを期する爲め、同局長は豫め材料採集の方法を講ずるを必要と爲し、親ら木曾山林中人跡未だ到らざる

所を跋渉して、精密に調査せり。又翌年は關西、中國、四國に於ける建築材料豐富の地を巡視して、深山幽谷の中を探討し、時には未開の島嶼に渡航し、材料の伐採輸漕及び職工徵集等の準備を爲せり。之がため工を起すに及び多大の便宜を得たるのみならず、工を施すにも順序正しく進行せしむることを得たり。往時幕臣川路聖謨が、木材調査の爲め輿に乘りて、山間の地を巡視せし事を傳へて以て美談となせり、平岡通義の一局の長官たる身を以て便服輕裝草鞋を穿ち、野宿露營の困難を冒して、實地を踏査せしことは、封建時代の因習の未だ全く失せざりし當時に於いては、その行動は川路聖謨の巡視に比して、敢えて優るとも決して劣ることなかるべし。

明治前期に於ける煉瓦造建築の實例左の如し。

名稱	起工	竣工	建坪（坪以下略す）	精算高（圓以下略す）
永樂町分析所	明治二年頃か		六八	七四、〇四六円
工部大學校生徒館	明治六年八月	同七年九月	六七一	七、〇六二
同製作場	同		八六	一〇四、四〇〇
同校堂等	明治八年四月	同十年六月	六九六	一一九、三六五
紙幣寮製造場	明治八年五月	同九年十二月	七八六	五、九四一
內國勸業博覽會美術館	明治九年十二月	同十年八月	八二	二九、四〇〇
太政大臣官舍	明治八年着手		一八七	
品川工作分局硝子製造所但フリント竈付	明治九年九月	同十年十月	一一三	一〇、四六五
上野博物館	明治十一年四月	同十五年四月	七五八	一六四、九八九
外務省屬舍	明治十三年九月	同十四年六月	一四〇	二〇、五七五
品川工作分局硝子仕上所	明治十三年十月	同十四年十二月	九一	九、六三六
品川工作分局藥品庫	明治十二年		五六	二、四三四
外務省本廳	明治十一年十二月	同十四年五月	二〇一	四七、〇九八
外務卿官舍	明治十四年一月	同年七月	一九五	一八、六九八
日本橋電信分局	明治十四年十月	同十五年十月	六五	一四、七三九
有栖川宮邸（今離宮）	明治十四年二月	同十七年七月	五八〇	四七〇、八五九
法文二學部	明治十三年三月	同十七年九月	三八七	一〇八、五二二
北白川宮邸	明治十四年八月	同十八年十二月	二七八	二〇五、七一五
日本橋區坂本町銀行集會所	明治十六年十月	同十八年十一月	六二	一五、六八九
横濱稅關事務所	明治十七年五月	同十八年十一月	三一三	六四、一九〇
木挽町電信本局	明治十七年二月		二八五	四六、五一八
芝公園內東京府集會所	明治十八年十月	同十九年十一月	七四	一六、四〇六
麹町區平河町六橋本綱常邸	明治十八年十月	同十九年十二月	三四	五、二四一

第四節　萬國發明品博覽會への出品

明治十八年五月英國倫敦に於いて開催の博覽會へ工部省營繕課より出品せし構造及び材料を左に掲ぐ、當時の狀況を知るに便ならん。

本年五月英國龍動ニ於テ開設ノ萬國發明品博覽會ヘ當省營繕課ヨリ煉化石色付其他出品候ニ付、別紙出品目錄入記目錄竝說明書共各二通宛差進候也。

明治十八年三月四日

農商務書記官御中

追テ出品物ハ高田愼藏ヘ委托致候爲念申副候也

工部書記官

出品目錄

工部省總務局營繕課

第一部第一類	物名	發明者或ハ改良者名前	製造人	原價
第一號	煉化石色付	營繕課	高井石松	金七拾五錢
第二號	二階家響止雛形	同	森田新助	金拾圓
第三號	日本風巨屋家根雛形	同	同	金參拾貳圓五拾錢
第四號	西洋風巨屋家根雛形	同	同	金貳拾七圓五拾錢
第五號	北白川宮日本風客間ノ圖工種	同	工部五等技手　高山幸治郎	金百五拾圓
第六號	竹簾製火障	同	杉田幸五郎	金百貳拾五圓
第七號	引掛棧瓦葺方承雷雛形並瓦	同	雛形瓦　森田玉置　新助傳右衞門	金六圓貳拾五錢
第八號	油石炭製煖爐前飾	同	江入長	金百五拾圓
第九號	葛布壁紙	榛原直次郎	榛原直次郎	金貳拾五圓七拾五錢
第十號	漆塗唐戸雛形二種	營繕課	木地關　飯倉卯之助　尾萬藏	金貳拾五圓

英國發明品博覽會出品說明書ノ拔萃

雛形　日本小屋改良雛形

改良者　大日本帝國工部省營繕課

（說明略）

雛形　響止メ構造雛形

發明者　大日本帝國工部省營繕課

發明及ビ實際施用年限　抑モ響止メ構造ナルモノハ床ト天井ノ空虛間ニ內床ヲ設ケ、其床上ヲ漆喰或ハ灰泥土及ビ鍛冶灰等ノ混合物ヲ塗リ、音響及ビ臭氣ノ通過スルヲ防ク。其他種々ノ構造アリト雖モ、本邦ノ如キ木造床ニ於テハ其物質重キニ過ギ、爲メニ充分ナル支持力ヲ架梁ニ增加セザルヲ得ザルノ場合アリ。或ハ之レヲ資用スルモ費額ノ頗ル嵩ムモノアリ。獨リ木糖ヲ用ユルガ如キハ之レヲ得ルニ容易ニシテ、且其重量頗ル輕キニヨリ之レヲ內床ニ散布シ、適度ノ厚サトナシ響及ビ臭氣ノ通過ヲ防グ木造ノ床ニ於テハ最モ便ナリトス。然レドモ木糖ハ元來燃質ナルヲ以テ過テ火ヲ床上ニ失スルトキハ火ヲ導クノ媒介トナル憂アリ。依テ大日本東京大學校舍ノ新築ニ際シ、數回ノ試驗ヲ經テ米粃ヲ此ノ目的ニ用ユルノ最モ功アルヲ發明シ、之ヲ實地ニ施シ、頗ル好結果ヲ得タリ。實ニ明治十六年トス。

功能　實驗ニ依テ得タル功能左ノ如シ

一、重量頗ル輕キニヨリ之レヲ用ユルニ別段架梁ニ支持力增加スルヲ要セズ

二、米籾ハ收濕ノ度少キニ依リ、嘗テ數十年前ヨリ濕氣止メノ材料トシテ用ヒタルコトアリ。

三、嘗テ濕氣止メノ材料トシテ床下ニ用ヒシモノニ就テ試ムルニ、五十年ノ久シキヲ經ルモ腐敗スルコトナシ。

四、木糠ト比較スルニ導火力ノ甚遲緩ナルコト

今米籾ヲ燃テ之ヲ試ムルニ五分ノ一ノ灰ヲ殘ス。此ノ灰ヲ分析スルニ多量ノ硅土ト鐵石灰燐酸及咘晰吵ノ小量ヲ含有ス。而シテ前上陳ル所ノ功能ハ最モ多ク此含有セル元素ノ性質ニ原因スルモノナリ。

製造品　日本製引掛棧瓦

改良者　大日本帝國工部省營繕課

改良　本邦舊來屋根瓦ノ葺方ハ柿板ト稱セル薄キ小板ヲ以テ屋上ノ全部ヲ覆ヒ、該面上ニ粘土或ハ泥土ヲ以テ瓦ヲ葺立ルナリ。畢竟粘土ノ用ハ各瓦ヲ密着セシメ、而テ其墜下ヲ止ムルニ在リト雖モ、漸々濕濡ノ瓦脊ニ滲透スルニ至テハ忽チ之ヲ吸收シテ柿板及ビ裏板等ニ傳ヘ、爲メニ該板朽腐ノ媒介トナリ。加之大風雨ニ際シ動モスレハ瓦ノ脫落スル憂アリ。此ノ弊害ヲ除カンカ爲メ、明治四年本課ニ於テ創メテ此ノ引掛棧瓦ヲ改造シ、實用ニ供セシニ、茲ニ十有餘年ノ久シキヲ經ルモ敢テ普通棧瓦ノ如キ不利アルヲ見ズ。

製造法　抑モ此ノ引掛棧瓦ハ本邦武藏國南葛飾郡木下川ノ產ニシテ最良粘土ヲ以テ製造ス。其法タルヤ、最初ニ粘土淸水ヲ等分ニ混合シ、屢之ヲ攪雜シ、好ク調和セシトキ之ヲ模型ニ入レテ瓦形ヲ造リ、暫ク日光ニ晒シ、其稍乾燥スルニ當リ、西京土ト名クル一種ノ粘土ヲ表裏ニ塗リ、摩軋シテ外面ヲ緻密ナラシメ、而テ之ニ雲母石ノ碎粉ヲ塗抹シ、以テ光澤ヲ付與シ且濕濡ノ滲透ヲ防ガシメ、而テ再ビ日光ニ曝シ全ク乾燥スルヲ待テ、竈中ニ層積シ、凡三晝夜之ヲ蒸燒ス。

用法　該瓦ノ用法タルヤ、通常葺方ノ如ク柿板ヲ以テ屋上ノ全部ヲ覆ヒ、而テ瓦脊ノ凸部卽チ棧ヲ懸ルニ適スル距離ニ於テ横ニ木棧ヲ打チ、之ニ瓦脊ノ棧ヲ引掛け、南蠻漆喰ノ小塊ヲ各瓦脊ノ四隅ニ附着シ、以テ瓦ノ定居ヲ促シ復タ風ノ吹キ捲タルヲ防ク。

功能　瓦及ビ柿板トノ空隙ニ大氣流通スルヲ以テ該板ノ腐朽ヲ救フ復タ泥土ヲ用ヒザルニ因テ屋上大ニ重量ヲ減ス。且代價及ビ葺手間ヲ計算スルニ普通棧瓦ト大差ナシ。

雛形　抹漆ノ唐戸三分一ノ雛形

改良者　大日本帝國工部省營繕課

改良　抹漆ヲ社殿堂宇或ハ貴重ノ建物ノ木細工其他ニ施シ、以テ是レガ腐朽ヲ防ギ、復タ裝飾ノ用ニ供セシハ其原ヲ數世期ノ古ニ發セリト雖モ、其用法ノ容易ナラザルト費

用ノ多キトヲ以テ尋常家屋ニ資用セシコト至テ稀ナリシニ、明治四年創メテ之ヲ延遼館内部ノ木細工卽チ戸扉窓欞腰羽目等ニ施シ、頗ル好結果ヲ得タリ。

製造法　茲ニ出品シタル二種ノ雛形ノ甲ハ歐風乙ハ日本風ノ戸扉ヲ示ス。

甲ハ通例ノ仕法ニ依テ造リタル欅ノ蔓ト同木ノ嵌板ヨリ成立チ、之ニ各種ノ木地色塗(卽チ抹漆法ノ一ニシテ木地ノ木理ヲ隱匿セザルモノ)ヲ施シ、而テ金箔ヲ繰形ニ置キ以テ之ヲ飾ル。

乙ハ檜材ノ蔓ト楠ノ嵌板トヲ以テ組立テ、之ニ抹漆ヲ施スニ蔓ハ黑臘色塗(卽チ抹漆法ノ一ニシテ全ク木地ヲ隱匿シ光澤ヲ付與スルモノ)ニナシ、緣チノ繰形ニハ金箔ヲ置キ、而テ嵌板ハ光澤アル赭色ノ木地塗ニナシ六枚入子ノ中央ニ雨龍ノ金蒔繪ヲナス。

製造品　竹簾製火障

改良者　大日本帝國工部省營繕課

改良　此ノ火障ハ次ノ數點ニ向テ舊製ノ者ニ優リ、且ツ夏候ニ際シ、普通衝立ニ代用スルヲ得ベシ。

一、室内ニ美觀ヲ呈ス

二、金具ノ外用材皆熱度ノ不導體タル故ニ之レニ觸ルヽモ普通金屬製ノ者ノ如ク酷ケシキ冷熱ノ感覺ヲ呈セス。

三、金屬製ニ比スレバ其量遙カニ輕ク持運ビニ便ナリ。

製造法　此ノ火障ハ檜製ノ蔓ト其中ニ垂下シタル竹簾ヨリ成リ立チ、蔓ノ表面ハ精巧ニ抹漆シタル黑臘色ニシテ之レヲ粧フニ金粉ニテ鐵扇唐草ト稱スル模樣ノ高蒔繪ヲナシ、而テ其重モナル部分ニハ毛彫模樣ノ銀金具ヲ以テ之レヲ飾ル蔓ノ上部ハ三個ノ嵌板ヲ以テ塡充ス。其緣チニ美麗ニ磨キタル桑ヲ用ヒ板ハ細キ正理アル相ヘ四條風ノ日本畫ヲ寫シ、腰板ハ上部ト同ジク三個ニ分チ、各神代杉ノ木理高ク現シタルヘ七寶形ヲ彫透シタルヲ嵌メ竹簾ハ大和錦ノ緣リト深紅色ノ絹糸ニテ作リタル四個ノ房トヲ以テ之ヲ飾ル。

雛形　漆喰製煖爐雛形

改良者　大日本帝國工部省營繕課

發明及ヒ改良　抑モ我國ニ於テ漆喰細工ヲ以テ各種ノ木材或ハ寒水石ヲ模造スルノ方法ハ入江長八ナル者ノ發明ニ係ルト雖モ、爾後我營繕課ニ於テ其工業上多少ノ改良ヲ施シ、漸ク之ヲ室内煖爐ノ粧飾ニ適用セシハ實ニ十有四年前ナリ。

製造法　該煖爐ノ製造ハ乾晒シタル檜或ハ樅材ノ兩種ヲ以テ其全體ヲ結構シ、之レニ佳良ノ漆喰五回ヲ塗抹ス。而シテ全ク其乾燥スルニ及ンデ紫檀材ノ如キ模造ハ赤色酸化鐵及ビ赤鉛ノ兩種ヲ水ニ溶解シ、之ヲ塗抹ス。又タ黑灰ヲ用ヒテ木材自然ノ木理ヲ畫キ、之レニ鋼鏝ノ摩擦ヲ加ヘ、而シテ再ビ洋紅ノ溶液ヲ其表面ニ塗抹シ、且、蠟布ヲ以テ之ヲ研磨シ、漸ク其工ヲ竣ルニ至ル。

漆喰ノ調合　石灰蠣灰ヲ等分ニシ、之ニ海臺ノ五分及ビ寸莎ノ四分ヲ混和ス。

用法　該煖爐ヲ用フルトキハ其燃口ノ周圍ハ必ラズ不燃質ノ物件ヲ適用スベシ。

功能　漆喰製ノ煖爐ヲ以テ珍木或ハ寒水石製ノ實質ニ比スレバ一樣ノ美觀ヲ呈シ、且、其價額亦タ低廉ナリ。之レニ加フルニ其質久耐ニシテ火氣ノ感動ニ因リ、作工上ニ變色ヲ來タシ、或ハ劈痕ヲ生ズルノ患ナシトス。

壁紙

改良及年限　抑モ壁紙ノ品質タルヤ、外國內地製ノ別ナク一般其質軟弱ニシテ動モスレバ變色破損ヲ釀成スルノ患アリ。因テ千八百七十九年始メテ我國ニ於テ特別ノ壁紙及壁布ヲ製造シ、以テ從來資用セシ其不良ノ品質ニ代用スルノ目的ヲ達セリ。

功能　該壁紙及壁布ハ第一其質堅牢ニシテ、且、久耐ナリ其色合竝模樣ノ如キハ容易ニ之ヲ置スルヲ得ベシ。又六尺平方ノ價格ハ其色合竝模樣ノ裝置ニ從ヒ、多少ノ變更アリト雖モ、價格ノ大略ハ見本ノ品位ニ由リ推シテ知ルベシ。

第五節　明治後期の構造及び材料

明治前期に於ける煉瓦造の構造及び材料は、專ら西洋建築法其の儘を襲踏し敢えて新案奇材を考案せしことなし。然るに明治後期に於いては、或は構造法に改良を加へ、或は新材料を發明應用する等、建築術に關する知識漸く進歩したり。隨つて官衙私宅若くは商店の別なく、大に舊觀を改むるに至れり。前期に於いて新築されたる銀座街頭商店の如きも、明治後期の末に至つて悉く姿を改め、最早舊態其の儘なるものは、一も存せざるに至れり。

斯の如く僅少の歲月にして、我が國の西洋風建築術が、驚くべき長足の進歩發展をなしたることは、幾多の原因あるべしと雖も、其の原因中の原因を繹ぬれば、恐らく明治前記に建築されたるものが、天變地異其の他時日の經過等に遭ひて、構造及び材料上に、好龜鑑を示したることが、主要原因の一なるべし。これ明治初年の先覺者が後進に與へたる貴重なる賜として、我等は衷心感謝すべきものなり。

明治中期に於いて、幸か不幸か、濃尾の大地震ありて、忽然として眼前に幾多の教訓顯はれ、建築學上有益なる改良を促したり。

又明治二十四年の濃尾の大地震ありたる年、帝國議會假議事堂火を失して烏有となれり、是に於いて、殘存せる煉瓦煙突が研究材料となれり。

爾來震災火災風害水害等ある毎に、學校學會若くは會社等より調査委員を派して被害狀態を調査研究せしめ、建築構造術に漸く改良を來せること多かりき。

尙ほ明治の末に近づくに及んで、白蟻の被害所々に起り、研究材料益々增加せり。

斯の如く天災地變其の他の變災に促され、終に大厦高樓の構造に一大革命を來すに至れり。即ち明治三十年以後に及んで米國式鐵骨構造法漸次散見し、終に明治大正の交に

於いて其の構造法盛に行はれたり。大建築又は多層建築の如きは、何れも其の構造法に依るもの多きに至れり。

それより遅れて、明治四十年頃より、鐵筋混凝土構造法も漸を以て流行の徴候を呈し、既に同四十四年には四層建なる會社建築を見るに至れり。而して其の構造法の盛に用ひらるゝに至りたるは大正時代なり。

斯くして鐵骨構造又は鐵筋混凝土造の流行に伴ひて、それに關係ある材料も新に案出製造されたるもの少からず。

川崎鐵綱混凝土造の如きも亦明治末期に現出し、大正年代に至りて大に流行せしものなり。

明治年代に於ける鐵骨構造の例を擧ぐること左の如し。

丸善株式會社店　所在地　東京日本橋區通三丁目

本建築は明治四十年十月起工、同四十二年十二月竣工にして、建坪約百五十坪、延坪約四百五十坪、三階の外に小屋裏を物置に使用す。其の設計及び監督は佐野利器なり。

基礎は柱下壺堀抗打、地形側壁下煉瓦迫巻。

軸組、床組、小屋組共鐵骨造にして、側壁は東京形特製赤煉瓦洗出積なり。又各階の床は鐵筋コンクリート造にして間仕切木骨なり。

床仕上は營業室は人造石研出塗、應接室はタイル張、貴賓室は寄木張、事務室は杉板割張、天井は白漆喰塗にして貴賓室のみは檜材。

窓入口の南北側のものには自働シャター付、屋根野地杉板割張天の上天然スレート葺、又間内壁は白漆喰塗貴賓室は紙張。

本建築は、實に鐵骨構造の中ケージ、コンストラクションに屬するもの、即ち純粹の鐵骨構造に屬するものゝ、日本に於ける嚆矢なり(此工事の施工は清水組なり)

日本生命保險會社名古屋支店

これ片岡安の設計にして、三階建鐵骨煉瓦造なり。明治四十三年落成せり。(施工者は竹中組)

三井物産門司支店

明治四十三年竣工なる鐵骨煉瓦造の二階建にして、横河民輔の設計なり。(施工者竹中組)

今明治年代に於ける鐵筋混凝土造建築の數例を左に掲げん。

澁澤倉庫　所在地　深川區福住町八番地

本建築は明治四十一年五月起工、同四十二年七月竣工せし鐵筋混凝土造にして、平家建、建坪八十七坪八合五才、軒高廿三尺、而して其の設計及び監督は清水組なり。今其の構造及び仕上を略記すること次の如し。壁柱及び屋根は、孰れも鐵筋混凝土にして、基礎は初め割栗石厚八寸目潰砂利入搗固めたる上、コンクリート二寸厚に上端へ敷均し、次に柱の

鋼筋を豫定の位置に据置きたる後、コンクリート打と爲せり。又屋上仕上は試驗的目的を以て三種類施工したり。卽ち「アスファルト」と「仁科エンペル」と「セメント塗」との三種なりき。而して外部壁面はモルタル塗、內部はコンクリート打の儘とし、荷擢杉丸太二五分二つ割を胴緣松四寸敷居木に取付けたり。又入口扉は鐵枠へ「エキスパンデット、メタル、ラッス」を張付け、之にコンクリートを打ちて造りたり。又通風孔には大野式自働風窓を採用せり。

八十島親德邸內倉庫　所在地　芝區白金臺町二丁目廿六番地

本建築は明治四十二年六月起工同四十三年六月竣工せしものにして、清水組之を設計監督せり。二階建にして軒高廿一尺四寸、建坪六坪延坪十二坪なり。其の構造を略起すること次の如し。卽ち壁體柱及び屋根は悉く鐵筋コンクリート打にして、基礎は割栗石厚八寸目潰砂利入搗固めコンクリート三寸厚に敷均し、其の上に柱の鋼筋を豫定の位置に取付けたる上、コンクリート打となしたり。又屋根仕上は仁科エンペル塗厚二分とせり。

窓庇入口踏段共鋼筋入コンクリート造にして、入口と窓との扉は、大野式自働扉を用ひたり。次に外面壁面はモルタル塗にして、內部壁面は白漆喰塗、又二階床は木造なり。

團琢磨邸書庫　所在地　東京府下千駄ヶ谷原宿

本建築は明治四十二年十月起工、同四十三年一月竣工、建坪七坪五合、延坪十五坪の二階建にして、軒高十九尺六寸、其の設計及び監督は清水組なり。

壁體柱、床及び屋根は、何れも鐵筋コンクリート造にして、屋根上には工事出來後三年にして、上家を置きて之を瓦葺となせり。又鐵筋コンクリート床の仕上は一二階共米松椽子板張にして、天井は一階の分白漆喰塗、二階の分は米松椽子板帳なり。又壁面は外部モルタル塗仕上、內部は壁體より二寸の間隔を置きて米松椽子板張なり。

窓入口の防火扉は山田式金庫扉なり。

基礎は割栗石厚八寸目潰砂利入搗固め均しの上コンクリート厚四寸打のこと。

高島屋本店　京都市

三階建鐵筋混凝土造にして、竹中工務店の施工せしものなり。

海軍省造兵廠構內二階建倉庫

明治四十三年七月竣工の同倉庫は、鐵筋コンクリート造にして、大倉組技師松田登三郎の擔當せしものなり。

東海道國府津停車場構內機關車庫

明治四十三年十二月竣成したる同車庫も、亦鐵筋コンクリート造にして、大倉組技師松田登三郎の請負ひて造りしものなり。

高山邸の二階建倉庫及書齋

明治四十四年五月の竣工なる同建築も、鐵筋コンクリート造にして、前記松田登三郎の

引受けしものなり。

東神倉庫會社深川區鶴田町倉庫

明治四十四年十二月竣成にして、鐵筋コンクリート造なる同建物も、亦前記松田の引受けて造りしものなり。

第二章　建築施工

第一節　工部省に於ける建築起業順序

各寮司ニ於テ方ニ一事業ヲ起サント欲セバ先其建築ノ大旨ヲ建築錄ニ詳記シ、右入費ノ金額及ビ諸職工ノ課名求需ノ木石トモ總テ人員數量竝ニ起業ヨリ卒業迄ノ年月日等ニ至ルマデ豫メ目的ヲ立テ、雛形ニ照準シ詳カニ表中ニ記載シ、圖面ヲ併セテ申報シ、其ノ許可ヲ得テ然シテ後始テ建築ニ從事スベシ。修繕改築ヲナスモ亦此ノ規則ヲ踐履スベシ。且、右ノ如ク已ニ建業錄ヲ出し、許可ヲ得シ事件ト雖モ、其ノ中ノ一部分ヲ創始セントスル毎ニ前規ニ倣ヒ、必ズ再ビ其ノ部分ノ建業錄ヲ出シ、允許ヲ受クベシ。譬ヘバ鑛山寮ニ於テハ某山開採ノ許可ヲ得、而シテ其中倉庫又ハ製礦所等鐵道電信寮ニ於テハ「ステーション」倉庫或ハ橋梁等其他各寮司ニ於テモ右比較ヲ以テ一々建業錄ヲ出シ許可ヲ受クベシ。

已ニ許可ヲ得テ建築ニ從事セントスルヤ、豫メ建業錄ヲ出シ、其ノ一月間ニ成シ得ベキ所ノ工程ト其ノ入費ノ金額トヲ概算シ、式ニ倣テ月課錄ニ記載シ、前月中開報スベシ。

茲ニ其ノ一月間ノ功竣ルニ及ンデハ其ノ工程ノ顚末ヲ工程月表ニ具記シ、職工木石其

ノ他月給等ニ至ルマデ支消スル所ノ金額ヲ具記シ、後、同十五日マデ申報スベシ。尤モ請負人ニ内渡スル所ノ金額、或ハ官員旅費等豫メ見込日限ヲ以テ相渡シ置キ、月々區別難相立分ハ先ヅ其ノ渡ス所ノ金額ヲ記載シ置キ、他日成業ノ期ニ至リ、更ニ區畫ヲ立再ビ之ヲ申報スベシ。

曾テ起業スル所ノ新築及ビ修繕等其ノ卒業ノ日ニ及ンデ創業ノ年月日ヨリ事業施行ノ順序年月經過ノ次第將タ消費ノ金額物品ノ名數等ニ至ルマデ、詳カニ卒業録ト表トニ記載シ、圖面ヲ併セテ申報スベシ。

第二節　明治七年の入札規則

左記の記事にて當時の狀況を知ることを得。

明治八年六月三十日營繕局伺

諸營築之儀ハ一般ニ入札請負之施行定則ニ有之候故、昨年中別紙之通入札規則伺濟ヲ以所分致シ來候付、今般工學電信兩寮教師館新築之如キモ右制規ニ準シ、處分致シ候得共如此臨時至急之建築等有之候節、右成規ニ準シ、所分候テハ啻ニ遷延候ノミナラズ、自然騰貴之請負金高ト相成候ニ付、以來臨時至急成功之日限ヲ要候等之營築ハ都テ入札手數ヲ省キ、直ニ本局元積リヲ以可伺出ニ付、手限リ之建築所分御委任相成候樣致度、依テ此段相伺候條、至急御裁決ヲ仰候也。

入札規則（明治七年伺濟）

第一則
建家及ビ物品等ノ拂下ゲハ勿論諸修築ノ請負共入札開封ノ上其價不相當ノ昂低アル時ハ更ニ入札セシムベキ事。

第二則
拂下ゲ物落札取極ノ上ハ其金高十分ノ一ヨリ多カラザルノ金額ヲ以テ結約ノ證トシ、直ニ上納セシムベキ事。

第三則
結約ノ後落札人ヨリ違約スルニ於テハ最初納メタル金額悉皆違約償金トシテ收入スベキ事。

第四則
諸修築落成期限ヲ要スルモノ落成結約ノ後其期日ニ至リ落成セザル時ハ、過怠一日ニ付、請負金高百分ノ二ヨリ多カラザルノ金額ヲ以テ違約償金トナシ、下付金ノ内ヨリ引去リ收入スベキ事。

第五則
請負結約ノ上落札人ヨリ取消等申立違約スルニ於テハ工事ノ着手未着手ニ關ハラズ、第四條ニ準シ、落札當日ヨリ違約マデノ間、償金一日ニ付請負金百分ノ二ヨリ多カ

ラサルノ金額上納可申付事。

第六則

前疑ノ旨趣ハ入札人ヘ告諭シ了承セシムベキ事。

第七則

違約及過怠ノ償金ヲ收入セント欲スルトキハ豫メ長官ヘ申請シ許可ノ後所分スベキ事。

第八則

收入セシ償金ハ總テ毎一月取纒本省會計局ヘ可相納事。

右

右規則は既に實行せられ居りしが、明治八年十月に至り左の通り、改正案伺出となりたり。多分伺濟となり、實施せられたるならん。

營繕局入札定則別紙ノ通御定相成可然哉此段相伺候事。

八年十月十九日

入札定則甲號

諸修築ノ請負及ビ各種材品等ノ購求

第一則

諸修築ノ請負或ハ各種木石及ビ器具等ノ購買ヲ要スルトキハ主任ノ課ニ於テ經費

價額ノ目途書竝ニ建業錄製圖及諸品明細書類ヲ副ヘ、其要領ヲ摘記シテ之ヲ文書科ニ送付スベキ事。

第二則

文書科ニ於テハ之ヲ回議ニ具シ、局長判決ノ上設計科ニ付スベシ。設計科ニ於テハ決議冊ニ照シ式ニ依テ入札簿ヲ製シ、文書科ニ送付シ、文書科ニ於テ入札ノ處分ヲ爲スベキ事。

第三則

入札廣告ノ上注文簿披閲ヲ乞フ者アルトキハ入札人名簿ニ住所姓名ヲ留メ、局中ニ於テ披閲謄寫セシムベキ事。

第四則

開札當日入札人ヲ會集セシメ、局長面前ニ於テ之ヲ開緘シ、其價額低價ヲ以テ落札トスベシ。尤相當ノ價額同數ニ出ル者アルトキハ之ヲ抽籤ニ付シ、落札人ヲ決スベキ事。但、價格不相當ノ節ハ再入札ニ付スベシ。

第五則

落札決定ノ上ハ三日間ヲ限リ締約ノ證トシテ當府下居住ニテ身代慥カナル證人二名以上ヲ出サシムベシ。尤證人身代等取調ノ上慥カナラザルニ於テハ更ニ證人ヲ出サシムルカ、又ハ落札ヲ取消スコトモ有ルベキ事。

第六則

落札確定ノ上其本人ヨリ破約取消等申出ルトモ一切聞屆クベカラズ。尤モ止ムヲ得ザルノ事故等コレアルニ於テハ違約償金トシノ請負金百分ノ二ヨリ多カラザル金額ヲ上納セシメ許可スベキ事

但著手ノ後半途ニシテ破約スルニ於テハ請負金高十分ノ一ヲ收納スベキ事。

第七則

諸營築ノ落成及ビ各種材品ノ納方等當初ニ締約セシ日數期限ニ至リ、落成又ハ其物品皆納セザルトキハ、過怠一日ニ付請負金高百分ノ二ヨリ多カラザル金額ヲ以テ違約償金ト爲シ、下付金ノ内ヨリ引去リ、收入スベキ事。

第八則

工業經營中及ビ落札ニ至ルトモ建業錄ニ悖リ不堅固ノ廉アルニ於テハ何ケ度モ取直サスベシ。且、納材品ハ時々其注文簿或ハ見本品ト比較檢査シテ若シ劣惡ノ材品等納ムルニ於テハ何ケ度モ引替サスベシ。尤取直シ引替等ニ付請負期限ノ日延ハ一切相成ラザル事。

第九則

諸請負人ヘ前金貸渡ノ儀ハ一切許可スベカラズ。尤修築竝ニ納濟ノ步通リヲ以テ内借金ヲ願出ルノ節ハ其工程及納數ノ價額ヲ計算シ、其金高ノ八分通リ以内ヲ内借

セシメ、總落成及ビ皆納檢査濟精算ノ上殘金下ゲ渡スベキ事。

第十則

石造及ビ煉化造ノ家屋ハ落成ノ後ヨリ三ケ年間木造ノ家屋ハ一ケ年間ノ中ニ非常天災ノ外築造ノ粗惡ニ由リ、毀損ノ箇所出來スルニ於テハ請負人ヘ無代價ヲ以テ堅固ニ修復セシムベシ。尤請負本人死亡スルカ、或ハ他國ヘ轉居不在等ニ至テハ請負證人ヨリ修復方相辨ヘサスベキ事。

第十一則

請負ノ落札決約ノ後チ當局ヨリ更ニ破約スルコトアルトキハ其落札金高百分ノ二ヨリ多カラザル金額ヲ下付スベシ。尤工場ヘ材品等ヲ取集メ既ニ着手セシモノハ夫々檢査ノ上消費セシ金員タリトモ確證アルモノニ限リ併セテ之ヲ下付スベキ事。

第十二則

違約償金ヲ收入スベキ場合ニ至ラバ文書科ニ於テ其事由ヲ具狀シ、局長ノ判決ヲ取テ之ヲ所分セシムベキ事。

第十三則

收入ノ償金ハ之ヲ出納科ニ付シ會計局ヘ回納スベキ事。

第十四則

諸請負ノ入札處分濟ノ後ハ右ニ關スル一切ノ書類ヲ文書科ニ送付スベシ。尤諸建

築事業ニ關スル入札書類等ハ其工事卒業ニ至ルマデ、文書科ヨリ之ヲ其建築掛ヘ回付シ置クベキ事。

入札定則乙號

家屋及ビ廢材毀品等ノ沽却

第一則

家屋竝廢材毀品ノ沽却スベキモノハ其主任ノ課ニ於テ當時ノ相場ニ據リ價額概算書ヲ作リ、其要旨ヲ撮錄シ之ヲ文書科ニ送付スベキ事。

第二則

文書科ニ於テハ之ヲ議冊ニ具シ、局長判決ノ上一切之ヲ設計科ニ付シ、設計科ニ於テハ式ニ依テ入札簿ヲ製シ、文書科ニ送付シ、文書科ニ於テハ其要旨ヲ詳記シテ入札ノ處分ヲ爲スベキ事。

第三則

掲示廣告ノ上沽却ノ家屋材品等檢閲ヲ乞ヒ出ル者ハ先ヅ入札簿ヲ一覽サセ後チ現在ノ家屋或ハ諸材品等檢閲セシムベキ事。

第四則

開札當日其時限ニ至リテハ入札人立會ノ上局長ノ目前ニ於テ開緘シ、第一高價ノ入札ヲ以テ落札トス。尤其高價同數ニ出ル者アルトキハ之ヲ抽籤ニ付シ落札人ヲ決スベキ事。

第五則

入札ハ少ナクモ三名以上ノ數ニ至ラザルトキハ開札ヲ延日シ、且、不相當ノ低價ニ出ルトキハ再入札ノ處分ニ付スベキ事。

第六則

落札決定ノ上ハ即時其本人ヨリ落札金高十分ノ一ヲ結約ノ證トシテ上納セシムベキ事。

第七則

落札結納ノ後ハ其當日ヨリ十日以内ニ總金額ヲ收納シ沽却ノ家屋諸材品等引取方ヲ著手スベシ。若シ此日限中皆金ヲ收納セズシテ違約スルニ於テハ最初納メタル十分ノ一ノ金額ハ違約償金トシテ沒收シ、更ニ入札處分ニ付シ他人ニ沽却スベキ事。

第八則

沽却ノ家屋諸材品トモ引取方豫メ其日數ヲ確定シ、之ヲ入札簿ニ記載スベシ。就テハ其期日限リ悉皆引取ラザル者ハ違約ノ償トシテ殘リ、家材品等ヲ沒收シ、他日更ニ入札處分ヲ以テ沽却スベキ事。

第九則

落札結約ノ後チ當局ヨリ之ヲ破約スルニ於テハ最初收納セシ結納證金一倍增ヲ以

テ還付スベキ事、

第十則

違約償金ヲ收入スベキ場合ニ於テハ其旨趣ヲ文書科ニ通知シ、文書科之ヲ回議ニ具シ局長ノ判決ヲ取テ處分セシムベキ事。

第十一則

收入ノ償金ハ之ヲ出納科ニ付シ、會計科ヘ回納スベキ事。

第十二則

沽却ノ處分結局ノ上ハ右處分ニ關スル一切ノ書類ヲ編纂シ、文書科ニ付スベキ事。

第三節　明治八年の作業時間

左記往復書面にて職工人足に關する作業時間を知り得。

諸職人足作業時間之義別紙寫之通兼テ元建築局ヘ御達相成候之處、右ハ建築局限リ之規則ニ候哉、或ハ製作寮中之成規ニ有之候哉、製作寮成規之上ハ營繕局ニ於テ右成規ニヨリ作業可致筋ニ候哉、匆々御指揮有之度候也。

八年七月

營繕局長　平岡通義殿

營繕掛　羽田均

（別紙寫ノ分）

諸職人足作業中休憩時間

十一月ヨリ一月マデ

一午前八時ヨリ午後四時マデ八時間ノ内

休憩　三十分時　但十二時休息三十分取掛

二月ヨリ四月マデ

一午前七時三十分ヨリ午後五時マデ九時三十分時間ノ内

休憩　三十分間　但十二時休息三十分取掛

五月ヨリ七月マデ

一午前七時ヨリ午後五時三十分マデ十時三十分時間ノ内

休憩　壹時間　但十時休息十五分取掛　十二時休息三十分取掛　三時休息十五分取掛

八月ヨリ十月マデ

一午前七時三十分ヨリ午後四時三十分マデ九時間ノ内

休憩　壹時間　但九時休息十五分取掛　十二時休息三十分取掛　二時休息十五分取掛

右之通相定ルト雖モ至急之營築ニテ、成功之期日等有之分ハ此限ニアラズ（別紙終）。

是に於いて平岡營繕局長は御達を出されたり。卽ち諸職人足作業時間之儀先般營繕事務製作寮所轄中木挽町出張所ヘ申達候通リ、當局出

張工業場一般之成規ニ被相定候條此段及御達候也。

八年七月　　營繕局長　平岡通義

羽田　均殿

諸職人足作業時間之儀日之長短ニ隨ヒ、以來別紙之通被相定候條此段相達候也。

八年七月　　營繕局長　平岡通義

各出張所御中

第五編　建築設備及び經濟

第一章　室内装飾及び家具

第一節　宮城表宮殿の装飾

第一　概　説

室内装飾及び家具装置に就いては、先づ宮城内表御殿に就いて特に記述するの必要あり。蓋し表御殿の諸建築に於いては、當時古今未曾有の椅子式を採用せられ、而も建築の外觀は全く純日本式なり。斯の如くなりしを以て、當局者の苦心は如何に慘憺たりしか。今より追想して其の苦辛を感謝すべきなり。而して斯の如き苦心よりして得たる收穫は、頗る美果なりき。其の收穫に就いては、裝飾品取調員辰野金吾及び片山東熊並に繪畫指揮者山高信離を初め其の他衆智の融合に基因すること勿論なりと雖も、上位に在りては直接事業を總統したる監事平岡通義の熱誠の結晶なりしなり。

次に之に關して當局者の筆に成れる記事を掲ぐ、以て其苦心を察するに足るべし。

皇居御造營事務局に於いては、室内裝飾及び家具設置に就て細心注意し、努めて精巧なる技藝品を得んとせり。依つて、廣く海外の商店より購求し、或は内國專業者に特に製造

を命ずる等用意頗る周到なりき。之が爲め技師片山東熊を獨逸に派遣し、各種の家具裝飾器具の新製をカールローデ商會に下命せしめたり。又內國にて製造する家具類は、專業者杉田幸五郎に命じ、織物は農商務省技師荒川新一郎に事務局取調專務を囑託し、依りて京都府下織殿近藤德太郎、小林綾造、川島甚兵衞、飯田新七、東京製織會社、曾和嘉兵衞、羽野喜助、群馬縣相生成愛社、青木熊太郎等に親しく製織法を傳授し、歐洲製に模擬したる錦繡綾羅を織らしめたり。又各所へ裝置の玻璃鏡は、海外より購買せしもの少からず。鏡緣及び椅子の如きは、珍奇の彫刻桒工に描金等を施して精巧を盡せり。兩常御殿等のランプ金具の製造は、起立工商會松尾儀助に命じたり。

各所格天井に使用せし紙は、大鷹質に種々古代の花紋を打出し、金碧を以て之に彩色を施せしものなり。其の地紙は印刷局にて製造したり。而して總て繪畫若くは彩色等に係る事は博物館長山高信離專ら之を指揮せり。又襖及び壁貼付に使用の紙は、鳥ノ子質にして巨大なるものを特に新製したるなり。該紙は京都府下平安抄紙場會員手塚源次郎の新發明にして、工業上大に有益なるものなり。

因に、本文中の兩常御殿は御造營中の名稱にして、明治廿一年竣工後次の如く改められたり。

常御殿を　奧御座所に
皇后宮常御殿を　皇后宮御座所に

第二　正殿

正殿は木造平家建なり、其の詳細は第七編にあり。今天井模樣及び室內裝飾に携りし藝術人名を次に掲ぐ。

御造營中は正殿を謁見所と唱へたり。

折上格天井二重蛇腹	極彩色	慶雲寶花模樣	意匠 東大寺綾地錦紋
折上格天井初重長之間	極彩色	菱形寶相花模樣	意匠 東大寺經函繪紋
折上格天井二重格天平	極彩色	菱形寶相花模樣	意匠 東大寺經函繪紋
折上格天井初重蛇腹	極彩色	古紋蜀葵模樣	意匠 東大寺琵琶落帶革紋
折上格天井二重長之間	極彩色	寶相花模樣	
折上格天井二重格天平	極彩色	寶相花模樣	意匠 東大寺經函繪紋
入側折天井	極彩色	七曜葵花模樣	意匠 東大寺經函繪紋

繪工　小池有終
彫刻　石川光明
桒工　齋藤政吉　市島淺次郎
　　堀澤庄吉　西村庄藏　淺野善兵衞
織物　川崎甚兵衞　曾和嘉兵衞
　　杉田幸五郎　小林綾造

飯田新七　　内貴甚三郎　　青木熊太郎

第三　豐明殿

豐明殿は木造平家建にして、其規模等は第七編にあり。實に正殿と豐明殿とは、共に宮中の大建築にして、藝術家の特に丹誠を凝せし美麗なる建物なり。

次に天井模樣及び室内裝飾に從事せし藝術家の氏名を擧げ、後世に傳へん。

御造營中は豐明殿を饗宴之間と唱へたり。

入側格天井	極彩色	斬錦紋模樣	意匠
平折上格天井	同	春日鐵仙模樣	古織紋
初重蛇腹	同	花イチゴ模樣	手向山神社藏鐙紋
折上格天井	同	蜀葵模樣	古織物紋
重蛇腹	同	嚴島鐵仙模樣	蜀紅紋
初格天井	同	古紋一窠菱模樣	嚴島神社藏經紙繪紋
重平	同	古紋菱形模樣	同
折上格天井	同	舞鳳模樣	同
二重蛇腹	同	古紋牡丹模樣	政子手函浮線綾紋
折上格天井	同		
二重長之間	同		
折上格天井	同		
二重長之間	同		
折上格天井	同		
二重平	同		

繪工　小池有終

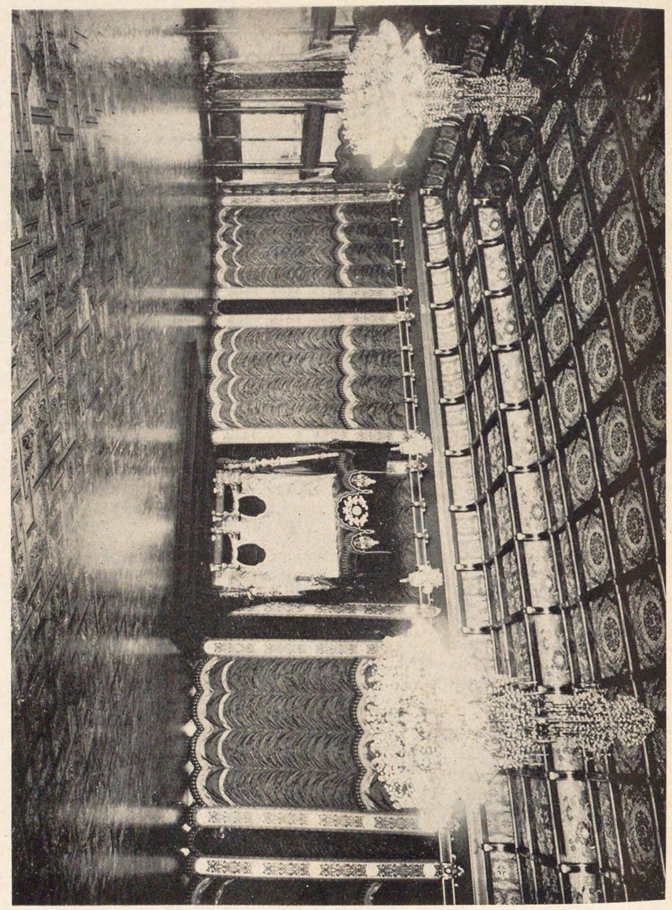

第十三圖　宮城正殿内部

部內殿明豐城宮　圖一十三第

彫刻　旭玉山　森下兵三　内貴甚三郎　飯田新七

織物　小林綾造　曾和嘉兵衛　浅野善兵衛　齋藤政吉

　　青末熊太郎　杉田幸五郎　西村庄藏　堰澤庄吉

髹工　市島淺次郎　向島幸助

　　三宅利右衞門　越野半平

第四　千種之間牡丹之間竹之間

千種之間は御造營中は後席之間と稱せし所なり。其の規模等は第七編にあり、今本編に於いては天井模樣と室内裝飾に關與せし藝術家の氏名を掲ぐる事とす。

天井模樣は次の如し。

千種ノ間入側格天井平	極彩色	古紋八重蜀葵模樣	意匠　東大寺藏器物紋
竹ノ間折上格天井蛇腹	同	垣に鐵仙模樣	同　稲田豐章下繪（別ニ出所ナシ）
竹ノ間折上格天井平	同	牡丹模樣	同　稲田豐章下繪（有栖川宮御苑生花見合ハセ着色ス）
牡丹ノ間折上格天井蛇腹	同	古紋ニ色葵模樣	同　東大寺碁盤紋
牡丹ノ間折上格天井平	同	花雀模樣	同　東大寺古織紋

繪工　久保田桃水

彫刻　柴田卯之助　石川光明　木下利吉

織物　東京製織會社　西村總左衞門　小林綾造　杉田幸五郎
縣工　堰澤庄吉　柴田卯之助　向島幸助　植村彌吉
越野半平　齋藤政吉　三宅利右衞門

第五　西溜之間

天井模樣は次の如し。

格天井　極彩色　瑞雲模樣寶花模樣
比廊下格天井　同　古寶模樣菱模樣
折上格天井蛇腹　同　古櫻模樣山模樣

藝術家氏名次の如し。

繪工　小池有終　意匠　東大寺藏紋
彫刻　石川鐵次郎　後藤功祐　同　東大寺古藏紋
縣工　堰澤庄吉　越野半平　同　東大寺古藏紋
織物　杉田幸五郎　成田淺次郎　三宅利右衞門

第六　葡萄之間

御造營中には西脫帽所と稱せし所なり。

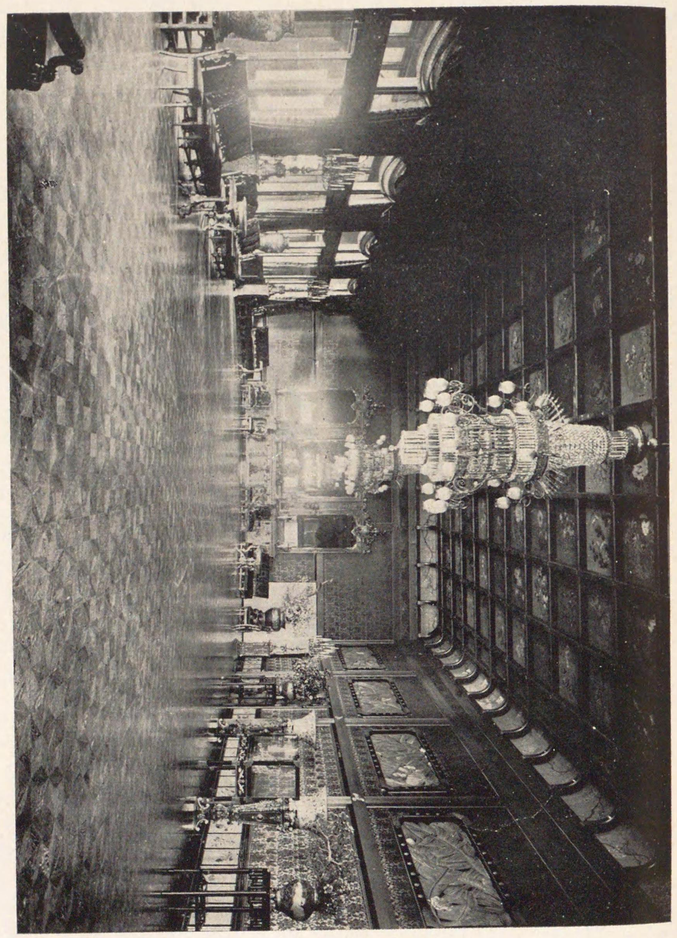

第二十三圖　千城宮內閣之種

第三十三圖　西城宮之溜間內部

第四十三圖　宮城内寄車部

其の天井の模樣次の如し。

格天井平　極彩色　花襷模樣　意匠　古紋革紋

煖爐蛇腹　同　波連千鳥模樣　同　古織紋

藝術家氏名次の如し。

繪工　狩野守貴

彫刻　山崎喜三郎

髹工　柴田卯之助　西村庄藏　堰澤庄吉

第七　御車寄

天井模樣は次の如し。

東ノ間格天井平　極彩色　八重梅鉢模樣　意匠　古彫刻紋

西ノ間格天井平　同　古紋葵花模樣　同　東大寺藏器物紋

藝術家次の如し。

彫刻　高橋太助

髹工　西村庄藏　市島淺次郎

織物　東京製織會社

第二節　奥宮殿

奥宮殿は諸殿總て質素なること第六編に記載しあるが如し。今各所の杉戸の繪を次に掲ぐ。

第一　御座所附近

御座所附近にある杉戸の繪は次の如し。

一、鶴に櫻　二、舞樂　三、舞樂　四、山茶花
五、神樂　六、花に蝶　七、南天に鳩　八、岩水に水仙
九、松に鹿　十、野菊に高粱

第二　皇后宮御座所附近

一、水に群千鳥　二、水に竹　三、櫻花　四、花籠
五、老松　六、風俗畫　七、櫻花　八、雁
九、水に山吹　十、牡丹に蝶　十一、秋草に鹿

第三　女官候所附近

一、水に水仙　二、鷺に水　三、花鳥　四、菖蒲
五、竹に朝顔　六、百合に水

第四　聖上御湯殿附近

一、女郎花に水　二、伏見稲荷　三、老杉に白狐　四、
五、花鳥　六、枯木に木兎　七、蘇鐵　八、木立
九、蓮に白鷺　十、　十一、花に鶉　十二、桔梗
十三、能樂　十四、農夫稲刈　十五、群兎　十六、水に薄
十七、柘榴　十八、薔薇垣　十九、萩　二十、豆花に雀

第五　御内儀謁見所附近

一、歴史畫　二、歴史畫　三、老杉に鳩　四、松に鷲
五、鶴に鷄頭　六、柳に白鷺　七、歴史畫　八、柿に烏
九、　十、　十一、機械風俗畫　十二、

第六　元皇太后宮御休所附近

一、三井寺晩鐘　二、粟津青嵐　三、瀬田唐橋　四、春の小松に雉子

五、水々　六、水に秋草　七、秋の山水　八、白水蓮に雀
九、矢橋歸帆　十、石山寺の秋月　十一、堅田落雁　十二、唐崎松
十三、薊に水　十四、池面に水鳥　十五、葡萄に雀　十六、芙蓉
十七、寒竹　十八、芭蕉

第三節　赤坂離宮の室内裝飾

主なる室の裝飾の概要を記すこと次の如し。

第一　大御車寄

これ卽ち公式の御玄關なり。本御車寄は、佛國十八世紀末の式によりて壯嚴に彩飾されたり。總て白き花崗石の堅材にて造られ、入口には佛國名工の手に成れる鐵扉を嚴重に裝置し、金象眼にて花形を打出だしたる青銅にて裝飾せられたり。

大御車寄を中央として、東西に五十間を隔てゝ西御車寄あり。東御車寄は皇太子殿下、西御車寄は妃殿下の御常用に充てられたるものなり。其の鐵扉を排して入れば、一面に黑色と白色の大理石もて四半敷石を敷き詰め、之に佛國產花崗石の四大圓柱を建てたり。石は淡紅色に黑の斑紋あるものにして、光澤鏡の如くに磨上げられたり。

天井は白く石膏にて塗り、兩側の壁には佛國カンバンの特產に係る綠色斑入の麗しき大理石を貼込めり。此の前方に當り、四隅に青銅鑄製の高燭臺四基を置き、一基毎に電燈球各四個を設く。又座隅の壁間には自働溫度調制機を揭げたり。

通路に當れる筋には、紅紫色にして之に濃青と純黃との色もて緣取れる絨氈を敷きつめたり。又絨氈押として眞鍮製鍍金棒を置けり。而して階段は光澤多き白色大理石にて疊まれたり。之より內部に入らんとする隔障には大硝子の兩扉を設け、檜材の木格にて之を合せ金鍍金具にて裝飾せり。

是より廣間に入れば、床は大理石の色寄せ張卽ち模樣工にして、こは天然各色の奇石を撰聚して花紋形を形作れるものにて、恰も壯麗の畫紋ある錦繡を舗裝したるが如きものなり。此の模樣細工は大御車寄の前廣間より表廊下を經て、東西御車寄にまで達し居れり。

第二　大階段

正面の大階段は、伊太利產の光澤ある白色大理石にて三十九級作られ、其の中央線には下より上迄猩々緋色絨氈を眞直に敷續けたり。又階段の兩壁は佛國カンバン產の良品中より精選せし斑紋ある大理石を以て、紅色のものと綠色のものとを交互に鏡貼と爲せり。又胴蛇腹は石膏を以て裝飾せられたり。

第三　階段之間

これ卽ち中央室にして、コリント式に據りて構造せらる。其の欄干は黃色斑紋の大理石にして、四隅には大理石模造の石膏柱を建て、其の上に鍍金眞鍮の燭臺八基を設け、之に各五燈づゝの電燈を裝置せり。

天井は穹窿の格天井を石膏にて塗り、ペンキを掛け金箔を置けり。又窓框も蛇腹も石膏の上に金箔を施したり。次に天井と蛇腹との間に御紋章を飾置し、其の中央は金色に、左右は銀色に造られたり。次に兩側には希臘產のスキロスと稱する彩色麗はしき斑紋ある大理石をもて鏡張を爲せり。尙ほ床には色染の英國製絨氈を敷きたり。

第四　中廣間

佛國十八世紀末式にして、天井には佛國名家の意匠を凝らせる油繪九枚を箱張し、柱は伊太利產ブレッシュ、ビヲレットと稱する紫斑色大理石を以て八基の圖柱を立てたり。

吊燭は二十燈を裝置し、金具は眞鍮の鍍金にして、兩側の壁間には希臘產スキロスと稱する斑色大理石を張り、又姿見鏡を張込みたり。

第五　前廣間

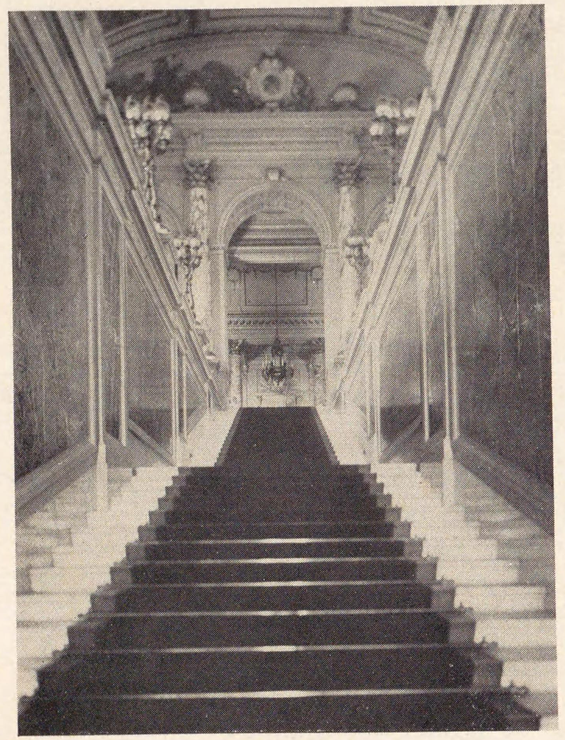

第三十五圖　赤坂離宮御殿正面階段室

第三十六圖　赤坂離宮御殿廣間

第三十七圖　赤坂離宮御殿朝日之間

天井には大幅の油繪を貼付け、左右の兩壁には希臘產にてスキロスと云へる斑紋大理石を鏡張に用い、吊燭は二十燈を裝置したり。其の他概して前と大同小異なり。

第六　朝日之間

これ第一客室卽ち第一溜之間にして、飾式は佛國十八世紀末式を用ひたり。天井には大油繪を貼り、其の繪は旭日の朝霞に昇り櫻花に映ずる間に於いて神女が玉馬に鞭ち香車を驅るの圖にして、國運隆昌の意を表彰し、佛國名畫師ベルワの監督の下に諸名流が丹精を抽でゝ畫ける處のものなり。其の東西に相對して陸軍の武器鎧兜を畫き、南北に相對して海軍武器軍艦等を畫きたり。又油繪の四隅には大なる桐葉の御紋章を畫けり。

柱は諸威產の大理石にして、淡紅地に彩色の斑紋を生じたるものにて、其の圓柱十六基を建てたり。欄間の模樣は石膏型にて、金色の御紋を置けり。壁間の鏡貼は京都西陣製の金華山織にして、綠色の花形あり。これ繻子に天鵞絨の織出だし模樣なり。

窓に設けたる緞帳は、金華山織にて、其の上飾は天鵞絨に金絲縫を施せるもの、又之に沿うて垂懸せる編紗は、白色の手編みにして、同じく日覆は白羽二重の襞縫なり。

床は寄木張にして、木曾產の堅良なる槻材を以て作られ、左右の開扉は內面は鏡を貼込み外面をば杉戸と爲せり。

家具は悉く佛國產のものにして、吊燭は大形のもの二個を高く懸け、椅子は革貼にして

臂掛椅子十脚、中椅子十脚、小椅子八脚、長椅子四脚を備へたり。又置戸棚二個、大理石上張の大卓一個、大理石上張の臂卓二個を置けり。

第七　彩鸞之間

彩鸞之間は第二客室卽ち第二溜之間にして、飾樣はアンピール式なり。天井は石膏の飾型にして、上壁には金箔もて金鸞を彩飾し、壁間十個所には大形の鏡を裝箔せり。柱は箔置の石膏型にして床は槻材の寄木張なり。

窓掛は三ヶ所とも西洋製の錆肉色金華山織を緞帳と爲し、之に添へて垂るゝ所の編紗は手編にして日覆は京都織の白羽二重なり。

煖爐は二箇所に設けられ、前飾は佛國產鼠色の大理石にて造られ、吊燭は三個にして大一個、中二個を吊せり。

家具は何れも佛國製にして、椅子には組合せ圓椅子、花臺附のもの二個、長椅子四個、臂掛椅子八個、中椅子八個、腰掛三個なり。又斑紋花崗石置の大卓一個、金屬裝飾の置戸棚二個、同壁附台二個を備へたり。

第八　東宮御座所

此の室は皇太子殿下の御書齋なり。室內の裝飾は佛國十八世紀末式にして、天井には

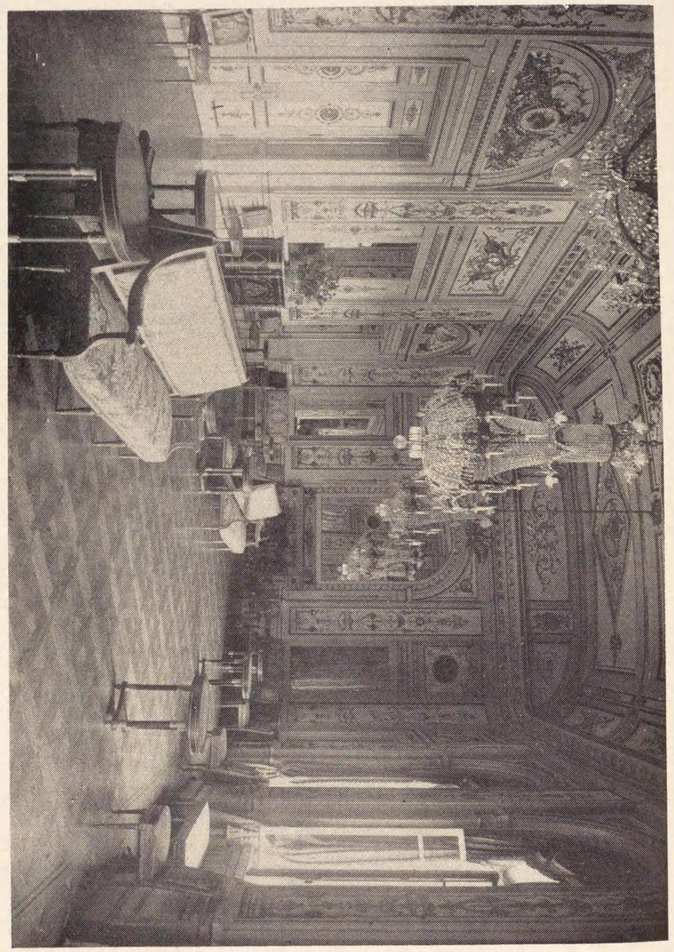

第八十三圖　赤坂離宮彩殿御宮之鸞間

佛國名手の油繪を貼れり。蛇腹は石膏金箔にして壁張は四面とも淡黄色綴織地飾綴に草花模樣あるものを用ひたり。柱は石膏の柱型を施し、床は槻材を以て寄木張に用ひ、窓掛緞帳は繻子の草花模樣紋織出しにて、之に手編みの純白編紗と白羽二重の日覆を懸垂したり。

天井の中央より吊下せる吊燭は、佛國産名作のものを懸け座隅には高き建燭台兩基を置けり。

煖爐は前飾を白色大理石にて造り、火床は鑄物にして精緻なる模樣を彫刻せり。其の上の壁部には大形の角鏡を裝箱せり。又家具は何れも佛國名工の意匠を凝らせるものにて、最良のマホガニー材にて作り、巧妙なる彫刻を施したり。書棚は二あり。又殿下御料の椅子は、佛國産織物を以て裝表し、鍍金金具を以て飾れり。其の他の椅子は大椅子一臂掛椅子四脚、長椅子一脚、中椅子四脚、小椅子四脚を置かれ、卓子は御料のは羊皮を張れる長方形のもの、地は圓形にて切れ貼なり。

第九　綠之間

卽ち東一之間は、佛國十八世紀末式を用ひられたり。天井は油繪を張飾り、壁は四面とも草色縞入にして、茨模樣を織出せる純絹繻子を鏡貼と爲せり。東西の兩壁には大鏡を貼込みたり。

床は槻材の寄木張なり。煖爐は赤色斑紋ある大理石を以て飾り、窓には蒲黄色に草花模樣を織出せる繻子の曇帳を用ひ、之に白色手編みの編紗と透模樣ある麻布の日覆を懸けたり。

天井の中央に大吊燭を垂下し、座隅には花瓶台二個を對峙せしむ。又置戸棚一個あり、其の外座背に立てらるべき屏風一隻圓形卓子二脚、長椅子二脚、マルキース一脚、臂掛椅子五脚、中小椅子八脚を備付けたり。

第十　狩之間

即ち東二之間は、佛國十八世紀末の飾式を用ひたり。天井には花鳥圖の大油繪を貼附し、壁の正面には淺井忠が畫ける古武將出狩の大作油繪を箝貼せり。其の他の壁は白茶色琥珀地に花鳥編沙模樣あるものを以て貼れり。又上部の小壁には楕圓形の油繪花鳥を畫けるもの八面を箝す。床は前と同じく槻材の寄木張なり。窓掛は乳白色琥珀織の無地緣取にして、其の上飾は紋織天鵞絨なり、之に白無地手編みの編紗と透模樣ある麻布の日覆を懸く。

煖爐は火床鑄物にして、前飾には白色に斑紋ある大理石を用ひたり。吊燭は二箇所に懸垂し、建燭臺は室の四隅に各々一基を据付けたり。又壁間二個所に大鏡を置く。其の他置戸棚一基、圓卓二脚、壁卓二脚、屏風一隻、長椅子一脚、臂掛椅子八脚、中小椅子十二脚を備付けたり。

第十一　紅之間

即ち東三之間は、佛國十八世紀末式を用ひて裝飾せられたり。天井は樂器を畫きたる油繪を貼付す。圖は花鳥に樂器を麗しく寫出せるものにして、其の周邊には石膏もて金箔模樣を施せり。床は槻材の寄木細工にて張詰めたり。又四方の壁には琥珀織地に花鳥樂器の模樣を刺繡せるものを貼付せり。窓掛は地色白鼠草花模樣緞子織の緞帳にして、之に白色手編みの編紗と白羽二重襞縫の日覆を掲げたり。

煖爐は鑄物製にして前飾は白の杢目ある大理石なり。其の壁上には大鏡一面を立てたり。

天井の中央より大燭を吊下し、室隅兩側には各建燭臺を飾付けらる。此處に書棚一基を置かれ、書簞笥二基を備へ、御料の卓子は皮張にして棚附なり、又御料の椅子は金華山織にて裝包せらる。別に卓子三台、大小椅子十脚と長椅子を備へたり。

第十三　瑠璃之間

瑠璃之間は卽ち西一之間にして、佛國十八世紀末式なり。天井は油繪を貼し、周緣は石膏型にして金箔を施せり。吊燭は天井の中央より吊下げたり。煖爐は鑄物製にして前飾は白色の大理石なり。建型ピアノ一臺を置き、戸棚一基を備ふ。座背の屏風三枚折一基あり。上部には鏡を箝入し下部は絹地にて貼られ、床は槻材の寄木張なり。

壁は四方とも瑠璃色石膏型拔の箔置なり。壁間には大鏡三個を箝入せり。窓掛は瑠璃色繻子草花織出し模樣の緞帳を飾り、編紗は白色の手編にして、日覆は麻布透し模樣付なり。卓子三基花台二基を設け、椅子は大小十五脚あり。

第十四　孔雀之間

卽ち西二之間は佛國十八世紀末式なり、天井は花鳥の油繪にして左右に樂器類を多く畫けり。

壁の正面額貼は、絹地厚織にして、今尾景年の畫ける孔雀に牡丹と文鳥に櫻を刺繡せるものなり。其の他四方の壁は石膏の型拔なり。床は槻材の寄木張なり。又窓掛は淡紅色無地の石疊織地に紋織緣取の緞帳にして、之に白色手編み編紗と透模樣麻織の日覆を設けたり。

煖爐火床は鑄物にして、前飾には青色の大理石を用ひ、兩方の壁間に大鏡二面を箝入せり。

吊燭は二個垂懸し、建燭台を四隅に置けり。戸棚は二基あり。挿花臺は一基なり。屏風は三枚折一雙ありて、座背に建てらる。卓子は圓形方形楕圓形の三脚あり。椅子は大小長短各種のもの二十七脚を備へたり。椅子の中には大あり、中あり、小あり、長椅子あり、マルキースあり、臂掛二人掛あり、男女老幼のために各種のものを設けたり。

第十五　綾之間

卽ち西三之間は佛國十八世紀末式なり。天井は草花の油繪を貼れり。床は槻材の寄木張にして、壁は五個所に大鏡を箝入す。煖爐火床は鑄物にして前飾は白色の大理石なり。其の上の壁間には楕圓形內に揮毫せる油繪を貼れり。其の圖は着色群芳の花籠を畫けるものなり。

窓掛は繻子地にて草花模樣織の緞帳を懸け、之に白色手編の編紗と麻織地透模樣の日覆を垂れたり。

室の中央には天井より美麗なる大形の懸燭を垂吊せり。又家具は置戸棚一基花瓶臺二基、座背屏風一隻、又卓子は諸種のもの五脚椅子は大小長短異なるもの十七脚を備付けたり。

第十六　花鳥之間

即ち饗宴之間にして、數多の貴賓を御饗應あらせらるべき處なり。裝飾式はアンリー二世式に依られたり。

室内は總て木曾產の鹽地の良材を以て構造せらる。天井は格天井にして、之に佛國名畫手の畫ける花卉鳥獸の油繪三十六枚を貼込みたり。欄間は果實禽鳥の圖を織出せるゴブラン織十三枚を張込み、入口の上壁にはオニックス塗を以て額張を爲せり。壁は鹽地材の板張にして、中部に楕圓形七寶細工の額三十枚を箝飾せり。圖は花鳥を畫き、下繪は渡邊省亭の筆にして、七寶の製作は濤川惣助の妙技に成れるものなり。

窓掛は佛國製の天鵞絨に縫取緣の緞帳にして、之に白色の編紗と綱模樣付麻織の日覆を下げたり。天井には大吊燭三個を懸け、柱には腕燭十八個を裝置せり。床は槻材の寄木張にして、中央には大なる引伸し食卓三脚を据付けたり。

第三十九圖　赤坂離宮御殿花鳥之間

椅子は御紋章ある革張の臂掛椅子六十脚を置く。座側に食器臺大小八個を備ふ。上部は赤色斑紋の大理石を用ひて飾覆せり。室の後方には木製彫刻の大食器棚一基を裝置す。こは佛國名工の製作にして、其の最も傑作なりといふ。其の左右の壁には大幅ゴブラン織を貼付す。模樣は山水草木人獸台樹の圖を織出せるものなり。

第十七　整膳室

此の室は天井も壁も悉く乳白色の艶消塗なり。壁の腰箝は板製にして、これ亦乳白色に塗られたり。床は槻材の寄木張なり。室内には鑄鐵製の溫皿戸棚一基を備へ、同洗皿器二基を置けり。何れも蒸汽を送りて自在に溫熱を與へ得ることゝ爲せり。又壁側には階上より地下室の厨房に通ずる調饌用昇降機二座を設けたり。こは饗宴の時に當り厨房より食品器具其の他饗膳に關する一切を供進する處のものなり。又室内には吊燭二個を懸け放熱器一列を設けたり。

第十八　小宴之間

裝飾は佛國十八世紀末式にして、室内は凡て米國產樫材にて造られ、天井には油繪を貼込み、天井緣周は石膏の型拔にして、華麗に金泥彩色を施せり。其の蛇腹並に柱型は何れも樫材にて造られ、床は悉く槻材にて寄木張とし、壁は西陣織の草色地一挺緞子金茶模樣

を以て付しあるものにて、貼り飾られたり。壁間には大鏡を二個所に箝込みあり。入口の上の小壁には七寶額二面を箝す。其の圖は魚類果實等にして、圖樣は渡邊省亭之を畫き、七寶細工は濤川惣助之を製作せり。窓掛は京都製の淺黄地銀絲織の緞子を緞帳と爲し、日覆は麻地に透模樣あるものを垂懸せり。煖爐の前飾は青色斑入の大理石を以て裝飾せり。吊燭は天井より三個所に垂懸せられたり。家具類は凡て獨逸國製のものを用ふ、卽ち引伸食卓一脚紋章付革張椅子十六脚あり。樫材食器台あり。上部は青色斑入の大理石を以て飾らる。又別に壁付の食器台あり。同じく青色斑入の大理石を以て飾られたり。次に室の東南隅に續きて出張れる圓室あり。其の天井床窓其の他凡て前と同樣にして、中に圓卓を置き御紋章付椅子四脚を備へたり。

第十九　喫煙室

喫煙室はムーリッシュ式にして、天井並に壁は石膏の型拔に五彩七色にて裝飾し、金碧緣純紅黃白寔に絢爛にして、人目を眩ずるばかりなり。腰張には佛國の製瓦師ジャナンの造れる彩色瓦を用ひたり。柱は佛國產のエスカレットと稱する斑紋大理石にて造られたる圓柱にして、二十基建てり。床は槻材の寄木張にして、入口二ヶ所には開扉あり。チーク材製にして精巧なる模樣を彫刻せり。

窓は二重張の硝子にして、內方の硝子には彩色模樣を美麗に畫けり。之に西陣製の網戸浮紋菊有織の緞帳を掛け上飾には刺繡を裝施せる天鵞絨を用ひ、日覆は白地絹紡織の襞縫に作れるものなり。吊燭は大小三個を垂懸し、置戸棚は一個を据ゑ、物置台八個を備へ、圓卓一個を備ふ。又上部には麗しき大理石を張込めり。

椅子は折曲長椅子四脚、長椅子二脚、臂掛張包大椅子三脚、普通椅子十二脚を備付け、放熱器一列を置き座隅に煙拔煽風器を裝置せり。

第二十　羽衣之間

これ卽ち踏舞室にして、饗宴の際音樂舞踏を催さるゝ所の廣間なり。裝飾は佛國十八世紀末式にしても最美麗に裝飾せられたり。天井には佛國名手の畫ける大油繪を貼付け、其の圖樣は謠曲羽衣の文中「虛空花降り音樂聞え靈香四方に薰ず」とある此の美妙なる景趣を採り、畫題となせるものにして、卽ち是室名の起れる所以なり。

床は槻材の寄木張にして、壁には大鏡六面を箝込み、小脇の模樣は樂器盡しにして、奧壁の切張には西陣製の鳶地繻子地草花に飾綾模樣織の緞帳を七ヶ所に懸け、之に白色手編みの編紗と透模樣麻地の日覆を垂下せり。奏樂所は正面に在りて演奏台を吊設し、吊台の外面は石膏拔にて金裝を覆ひ赤地の繻子を以て飾れり。又台座は寄木張なり。下には座隅に橫台の大ピアノを置きあり。座中には吊燭三個天井より垂懸し、柱には腕燭四個を備へ、又周圍には多數の飾燈を並列に繞らし設けたり。入口には鏡張の兩扉を設けた

り。

椅子は臂掛椅子八脚、長椅子十脚、中椅子二十四脚藤張金鍍小椅子七十脚、腰掛十腰を備付けたり。

第二十一　休憩之間

天井は塗天井にして、ペンキにて雲煙を畫けり。床は欅の寄木張にして、腰張は木製なり。壁は西陣織水色縞入草花模樣の紋織繻子を箝裝す。又三方には大鏡三面を張込みたり。窓は白茶色菊花模樣織繻子の曇帳を有し、其の日覆は麻布の透模樣あるものを用ひたり。吊燭は二個を懸けたり。又放熱器一列を置き、酒保臺をも設けたり。

第二十二　球戲室

球戲室の裝飾は佛國ルネーザンス十六世紀末の頃の裝飾式に依れり。天井は櫛形の木材にして、麗しく彩色を施したるものなり。壁は絹張にして納戸色に罌粟の大模樣あるものを用ひ、腰箝は木製にして檜材を用ひたり。又床は槻材の寄木張なり。窓は五個所にして橄欖色綾織絹浮出模樣の緞帳を用ひたり。其の上飾は刺繡模樣ある天鵞絨なり。日覆は麻地に透模樣を施せるものなり。媛爐は白赤斑紋ある大理石を前飾にし、壁上には大鏡を箝付し室内には吊燭三個を垂懸せり。

床上には球戲台二基を置く、又長方形の卓二個あり。上部は大理石なり。足台付の長椅子五脚並椅子九脚あり。室内張出の圓室には圓卓大小三脚及び長短椅子六脚を置けり。

第二十三　書房

これ殿下御修學用の圖書を收藏せらるゝ所なり。天井は中央に高く明取硝子を張る。艶消にして麗しく模樣を彩色せり。他は金箔模樣の麻布を貼付せるものなり。床は槻材の寄木張にして、窓掛は草色地毛織緞子の草花模樣なり。又日覆は絹紡織を以て造れるなり。

室内周圍には英國産のチーク材にて上下兩段に書棚を作付け、悉く圖書を以て室内の裝飾を兼ねしむべき趣向なり。階段を二個所に設け、欄干は錬鐵製なり。室の中央には吊燭を懸け、放熱器を三所に置き、溫氣噴出口台を二箇所に設けたり。卓子は大中小三脚を備へ、椅子は長短取交せ十七脚を具へたり。内部仕切の緞帳は長毛天鵞絨にて作れるものを三ヶ所に懸けたり。

第二十四　階下の廣間

階下の前廣間は正面大玄關より内に入りたる所にして、錦彩繡色の大理石を麗しく綜合して花模樣のモザイクを巧に布設せり。中廣間は天井白色漆喰塗と爲し、天井周りを

石膏型拔とせり。床には絨氈を敷き、柱には石膏型拔の圓柱八基を建てたり。壁は大鏡を三方に張込み、窓は四個所にして、編紗を懸く、吊燭は大小五個を設く。又放熱器は二列設置し、椅子は折曲り長椅子二脚長椅子一脚腰掛四脚を備へたり。

奥廣間卽ち階下伺候之間は天井を白色漆喰に塗り、床は槻材の寄木張にして、壁は紅色地飾授に草花模樣ある緞子にて貼り、窓並に奥庭出入口の五個所には飾綬に牡丹と草花模樣織濃紅色の緞子を緞帳と爲し、上飾は縫取模樣の天鵞絨を用ひ、尙ほ白羽二重の窓掛と麻織の日覆を懸けたり。廊下出入口三箇所の硝子扉には水色絹襞縫の覆を裝へり。又壁間四箇所には大小鏡を箝込めり。媛爐前飾には鼠色斑入の大理石を用ひ、座邊には放熱器二列を備へたり。

吊燭は二箇所に懸けたり。壁側には腕燭を四箇所に設けたり。而して家具は獨逸國製のものにして、大理石張の圓卓二脚、花盛臺大小四個、又椅子は組合楕圓形大椅子一脚、長椅子四脚臂掛椅子十二脚、中椅子十二脚を備へたり。

第二十五　東御座所

東御座所は佛國十八世紀末式にて裝飾を施せり。天井には佛國名手の油繪を貼り其の周邊は石膏の型拔にて飾れり。壁は草色花鳥模樣紋織の繻子にて貼り、床は英國產の綠色絨氈を敷詰め、又窓三ヶ所には歐風草花模樣ある茶色の緞子を緞帳と爲し、之に舶來機械織の編紗並に白麻織の日覆を懸く。次に窓の硝子戸の外に木製折込戸を裝付せり。媛爐は白耳義產黑色斑入の大理石前飾と爲し、其の壁上には大鏡を立てたり。座の中央には天井より大吊燭を垂懸せり。又家具は凡て佛國製の逸品のみにして、卓子は大小二脚あり。又臂卓あり、花盛台あり、而して椅子は肩合長椅子臂掛椅子中椅子小椅子腰掛等數脚を備付けたり。

第二十六　東一之間

天井は白色漆喰塗にして、周邊は石膏の型拔なり。壁は草花に飾綬模樣ある白茶色の緞子を貼込めり。床には茶色の絨氈を敷き、椽側への出入口二箇所には歐風草花大模樣の卵黃色緞子を緞帳と爲し、之に機械織の編紗並に麻地の日覆を懸けたり。媛爐の前飾には小豆色斑入の大理石もて飾り、上の壁間に大鏡を箝込みたり。中央には天井より大吊燭を吊し、廊下の出入口の硝子扉には襞縫水色絹を以て覆ひ飾れり。

家具は同じく佛國製のものにして、戸棚一卓子三壁付台一を備ふ。又椅子は折曲長椅子一、左右戸棚付長椅子一、臂掛椅子六、中椅子二、小椅子四、腰掛一を設置す。

第二十七　東二之間

天井はペンキの雲形塗にして、其の周邊は石膏の型拔にて裝飾せり。壁は花籠に禽鳥

の模様ある黄色地の緞子にて貼り、床は赤色絨氈を敷詰めたり。椽側三ヶ所の出入口には紋織草花模様の淡紅色地繻子を緞帳と爲し之に機械製の編紗並に白麻織の日覆を懸けたり。煖爐は綿紋様大理石を以て前飾を造り、其の上壁に鏡を箝入す。又別に兩方の壁間には各大鏡を貼付せり。吊燭は二ヶ所に垂懸し、戸棚は大理石にて裝飾せるもの二基あり。硝子覆小道具入一基を備ふ。

卓子は長方形のもの小圓形のもの小方形のものを壁付のもの數種あり。何れも綿紋様大理石にて上部を飾れり。又椅子には半圓形大椅子一、長椅子二、臂掛椅子九、中椅子四、小椅子四、腰掛一を備付けたり。

第二十八　東三之間

天井はペンキの形置にして、周圍は石膏型拔を以て飾りたり。壁は草花模様に飾綬ある鼠色琥珀織の繻子を以て貼れり。其の北側中央の壁には海岸風景を友禪染に爲せる天鵞絨を貼付けたり。床には青色の絨氈を敷き椽側の出入口二ヶ所には草花模様ある淺黄地の緞子を緞帳と爲し、機械製の編紗と白麻織の日覆を垂懸せり。廊下出入口の硝子扉は襞折縫青色薄絹にて覆はる。又煖爐前飾は青色斑入の大理石にて作られ、其の上の壁には大鏡を立てたり。而して他方の壁にも大鏡を張込めり。卓子は大小方圓諸種のもの六脚を置く。又椅子は大小各種十七脚を備付けたり。

第二十九　朝飯室

天井は佛人畫く所の油繪を貼付けたり。壁は中央に於いて乳白色花器模様を施せる黄地堅縞の緞子貼とし、上部は油繪を畫ける麻布にて貼り、上脇はペンキ繪なり。又床は黄地草花模様の繻子を緞帳と爲し、之に機械製の編紗と白麻地の日覆を懸けたり。煖爐は鼠白斑入の大理石にて前飾を作り、中央には吊燭を懸けたり。置戸棚は一基、卓子は大小方圓五脚、椅子は大小十脚を備付けたり。

第三十　東御寢室

天井には油繪を貼り、壁には桃色編紗模様織の繻子を貼込み、床には絨氈を敷く。窓掛は桃色地草花模様の繻子を緞帳と爲し、之に機械製の編紗並に白麻地の日覆を懸けたり。煖爐は青色斑入の大理石を以て前飾を作り、其の上壁には大鏡を裝置し、室の中央には吊燭を懸けり。床上には華麗なる御寢臺一座を置かれ、上に吊蓋を設く、之より緞帳白色の編紗蚊帳等を垂れ、敷蒲團懸夜具其の他之に適へり。側には硝子戸棚簞笥針箱便器箱を置き、椅子は大小長短の各種十脚を備付けたり。

第三十一　東御化粧室

天井には油繪を貼付け、壁は菊花模樣ある乳白色畔織を以て貼れり。床には絨氈を敷く。窓は櫻花と菊花の模樣ある竪縞の乳白色琥珀織を緞帳とし、之に機械製の編紗と麻布の日覆を懸けたり。座傍には放熱器二列を備ふ。又中央には吊燭を垂れたり。而して衣裳戸棚二化粧臺一、化粧卓一を置けり。又長方形の卓子あり、椅子は大小各種五脚を備付けたり。

第三十二　御　厠

天井並に壁は乳白色漆喰塗と爲せり、腰壁は白色瓦にて貼り、床は龜甲形白瓦を敷けり。間仕切は厚硝子に白銅製の管框を施す。大小便器各一個にして、何れも貯水器を備へ、傍に紙入函手洗鉢手拭掛石鹸入等を設備せり。壁には二ヶ所腕燭を施し、座下には放熱器を置けり。

第三十三　御服之間

天井は板張にして悉く檜材にて作られ、床は凡て絨氈を敷かれたり。壁には悉く木製の戸棚を造付け、上下兩段と爲し、中央に木製の階段を設け、壁側には大なる腕燭を備へたり。

第三十四　御　湯　殿

天井は白色漆喰塗にして、中央には空氣抜を設けあり。壁は白色の方瓦を貼り、蛇腹は草花模樣の張瓦を貼り、腰周りは模樣入の張瓦を用ひたり。床は白色龜甲形の敷瓦を敷詰め、中央には吊燭を垂下し、室隅には放熱器を置き壁間には楕圓鏡を懸けたり。而して床上には如露式の沐浴器浴漕洗面器等を設け、傍壁には手拭掛、海綿入、化粧品棚、石鹸入、漱器棚等を備付けたり。

第三十五　西　御　座　所

西御座所は佛十八世紀末式を以て裝飾され、天井は中央並に四邊に油繪を貼り、四隅には石膏型拔の飾を施せり。壁は繻子地水淺黄草花模樣及び琥珀地杢目入竪縞にて貼付け腰貼は木製にして乳白色塗とし、窓掛には藍鼠色草花輪模樣織の繻子を以て緞帳と上飾を作り、之に機械製の編紗と麻織の日覆を懸けたり。床は薄桃色の絨氈にて貼り、煖爐前飾は黄色斑紋の大理石にて作り、上には壁に鏡を貼込みたり。天井中央よりは吊燭を懸垂し、家具は何れも獨逸國製作に係るものにして、戸棚衝立花臺等は飾付け、卓子は方圓大小のもの三脚あり。椅子は何れも美麗なる切張にして大小各種十四脚を備へたり。

第三十六　西一之間

天井中央に油繪を貼り、周邊には石膏の型拔にて飾りを爲し、壁は草花模樣ある淡紅色縞織の緞子にて貼り、腰箝は木製とし、床は桃色地絨氈を以て敷詰めたり。椽側出口には紋織草花模樣の鮭色地繻子の緞帳と金茶色縫取模樣ある繻子の上飾とを懸け、之に機械製の編紗と麻地の日覆を垂下せり。廊下入口の扉は硝子の上を絹地襞縫の覆を以て飾れり。

媛爐は鼠色斑入の大理石にて前飾を作り、壁上には鏡を箝め、前面の壁にも同じく壁鏡を飾付けたり。座の中央には吊燭を垂下し、書物棚二基置戸棚一基を置かれ、こゝに圓形の卓子あり、椅子並に腰掛は十二脚を備へられたり。

第三十七　西二之間

天井は中央に漆喰上ペンキにて雲形模樣を塗り、周緣は石膏の型拔を以て裝飾せらる。壁は草花模樣白茶地の伯爵織を以て貼られ、床は青色の絨氈にて覆はれたり。

椽側出入口には草花模樣琥珀織乳白地の緞子にて緞帳を懸け、之に刺繡の天鵞絨を上飾と爲し、機械製編紗と麻織の日覆を設けたり。廊下出口の扉は硝子の上を水色薄絹の襞縫を以て覆飾せらる。媛爐は兩方に二箇所ありて小豆色斑入大理石造前飾を設け、其

の上に各鏡を備へたり。又他の壁間にも二箇所に鏡を張箝せり。吊燭は座上に二箇を懸垂せり。硝子戸棚二基、大理石飾付の箪笥二基屏風一隻を備へ、卓子は圓形大小二脚椅子は大小各種十七脚を備付けられたり。

第三十八　西三之間

天井は白鼠色の漆喰塗にして、壁は萠黃白茶竪縞佛蘭西模樣の繻子にて貼り、床は紅色の絨氈にて覆へり。椽側出入口には草花模樣織鶯茶色の緞子にて緞帳並に上飾を作り、之に機械製の編紗と麻織の日覆を懸けたり。又廊下出入口の硝子扉は青色の薄絹を襞縫して覆飾せり。媛爐は白色斑紋の大理石にて前飾を作り、上には大鏡を立てたり。座の中央には吊燭を垂懸す、又卓子は方圓大小三脚を備へ、椅子は大小各種十一脚を置けり。

第三十九　御内房

天井は油繪を貼り、中筋には石膏の型拔の飾あり。壁は草花飾綬模樣織緣色繻子を以て貼り、床は草花模樣ある絨氈を敷けり。窓には乳白地に綠色の草花模樣を織出せる緞子にて緞帳と上飾を作り、之に機械製の編紗の日覆を懸けたり。出入口の上壁には雪月花模樣友禪の天鵞絨を額貼と爲せり。媛爐は鼠色斑入の大理石にて前飾を作り、上には鏡を箝め座中には吊燭を懸けたり。家具は何れも佛國製にして戸棚あり、屏風あり。卓

子は大小方圓四脚、椅子は大小各種にて十一脚を備付けたり。

第四十　西御寢室

天井は青色繻子を以て襞貼を爲し、壁は淺黄色畔織繻子取合縞緞子にて貼裝せり。床上には絨氈を敷き、窓には飾綬に草花模樣を織れる淺黄緞子の緞帳と上飾を懸け、之に機械製の編紗と麻布の日覆を設けたり。煖爐は白色大理石の前飾を設け、上には壁間に鏡を備へたり。室の中央には上より吊燭を垂懸せり。床上に寢台を設けられ、上に絹張の吊蓋を懸け、之に青地繻子の緞帳と手編の編紗と白麻の蚊帳を垂れたり。又敷蒲團懸夜具其の他御寢用の品を具へたり。傍には衣裳戸棚、箪笥、卓子、針箱、便器箱を置き、椅子は大小各種八脚を備へたり。

第四十一　西御化粧室

天井は雲中に飛禽を畫ける油繪を貼り、周邊も油繪にして草花を畫けり。壁には白茶地縞に花形模樣ある琥珀織緞子を貼り、床には草花模樣ある絨氈を敷かれたり。窓には白茶地菊模樣織の繻子を緞帳と爲し、之に機械製の編紗と麻布の日覆を設けたり。又吊燭は天井より懸け、座側には放熱器二列を置き、其の他左右戸棚付の化粧台二基、鏡付の化粧卓二脚、自動大鏡一基を備へられ、外に圓卓一脚椅子は大小五脚を置かる。

第四十二　御厠

天井と壁とは乳白色に漆喰もて塗り、腰壁は白色の貼瓦を箝め、床は龜甲形の白瓦を敷かれたり。間仕切には白銅製の管框に厚硝子を裝箝して建てられたり。便器及び下洗器を設け、貯水器、紙入函、手洗器、石鹼入、手拭掛等を備へ、腕燭を二箇所に設け、放熱器を一箇所設けたり。

第四十三　御服之間

天井は板張にして、床上には青色の絨氈を敷き、腕燭と放熱器とを備ふ、御服の戸棚は木製にて三方に上下二段に作り、之に階段を付したり。

第四十四　御湯殿

天井は乳白色の漆喰塗にして、壁は英國產白色の貼瓦にて覆はる。床は米國產のマジヨリカと稱する敷瓦を以て敷かれたり。又浴槽、洗面器、洗足器を置かる。浴槽には如露式を設け、壁間には楕圓鏡を懸け、外に手拭掛、硝子棚、海綿入、石鹼函、硝子碗等を備ふ。中央には上より吊燭を懸け座邊には放熱器を置けり。

第二章　衞生設備及び機械設備

第一節　衞生設備

第一　照明設備

宮殿建築に於いて、照明法は概して電燈に依れり。然れども京都御所、大宮御所、二條離宮、名古屋離宮、桂離宮、修學院離宮の如き歴史的由緒ある建造物及び賢所、神殿の如き宗教的建物及び數寄屋建築等には、嘗て其の設備無く、今尚ほ蠟燭を採用せり。然れども所謂實用的建造物にありては總て電燈を採用せり。唯電燈經營なき地方所在の宮殿建築に於いてはこの限にあらず。

今皇居御造營の竣工に近づきし時代に於いて、宮城の宮殿内外へ電燈を設備せしことの經緯を次に掲げん。

宮城の宮殿内外へは最初瓦斯燈を引設すべき計畫ありたり。依りて造幣局及東京瓦斯會社へ照會し、其利害得失を攻究せしめし結果遂に初案を覆へして電氣燈配設に決せり。是に於いて、明治十九年十二月二十五日、東京電燈會社長矢島作郎に該工事の請負を

命じ、同二十一年十月三十日竣工せり。其費用拾參萬四百九拾圓拾貳錢八厘なりき。而して宮殿内取附の電燈線路布設方法並に安全器具は總て米國のエヂソン式に據りたり。

第二　煖房設備

(一)　概說

宮殿建築に於いては、煖房方法として建築の種類により火鉢瓦斯ストーブ壁付煖爐及び蒸汽煖房等を便宜採用せり。

宮城に於いては、公用室及び事務室は概して壁付煖爐として、私用室には火鉢を用ひ、表宮殿の大部分には蒸汽煖房及び壁付煖爐を併用せり。又近時奥宮殿の一部にも蒸汽煖房法を採用せり。

其の他の宮殿に於いて、和風宮殿には火鉢を用ひ、其の公用室及び事務室には壁付煖爐を用ひ、洋風宮殿にも壁付煖爐を採用せり。次に赤坂離宮には蒸汽煖房法を用ひ、霞關離宮、東宮御所及び青山御所の一部には瓦斯ストーブを併用せり。

(二)　宮城表宮殿の煖房

宮城内正殿豐明殿溜之間の如き大室を煖むるに、溫氣煖房法を採用したり。今其の經

緯を次に略述せん。

皇居御造營事務局に於いては、溫氣煖房法採用の計畫を立て、當時の衞生局長たりし長與專齊に謀り、其の機械を獨逸漢堡より購買せんと欲し、明治十七年七月其の方法が日本風家屋に適するや否の鑑査を在獨逸國全權公使青木周藏に依頼せり。是より先、同年五月內務省少書記官永井久一郎、英國倫敦萬國衞生博覽會出張に際し日本家屋に適當なる煖房法取調を委托せしが、久一郎より更にグラスゴー府在留機械專門の九里龍作及び煖房換氣專門家なるカピテン、ドグラス、ガルトンに之が調査を委囑せり。十八年三月廿四日に至り、久一郎在英國ロンドン九里龍作より日本皇居に用ひらるべき煖房法報告書並に同報告書に對するガルトンの意見書を衞生局長に送り、同局長より御造營事務局に轉致せり。是に於いて、溫氣煖房法設置の議を決し、刺賀商會雇ハイゼーに下問する所あり。乃ちハイゼー提案の中央蒸汽式溫氣煖房法を採用し、同方法を謁見所、西溜之間、饗宴所、後席の間、內謁見所等に裝置するため之が購買及び据付を刺賀商會に命じたり。これ實に明治十八年七月十四日なりき。因に曰く、謁見所等は御造營進行中の名稱にして、竣工後は次の如く改められたり。

謁見所は　正殿に　　饗宴所は　豐明殿に
西溜の間は　山鵲の間に　　後席の間は　千種の間に

何れも明治廿一年十二月廿七日付を以て宮內省より省中の職寮局課掛所院校のそれぞれへ達せられたり。

田中林太郎は室內煖房掛の主任として終始鞅掌し、誠意職務に從事し萬事遺漏なからしめたり。

右煖房用の煙突は煉瓦造にして豐明殿に接近して建てられてありき。明治二十四年濃尾大震に於ける震害に鑑み、之を鐵製に改築するの議起り、工科大學教授田邊朔郎に囑し設計監督を爲さしめ、明治二十五年十月竣成せり。我が國鐵製烟突の最初のものゝ一なり。

(三)　赤坂離宮の煖房

煖房裝置は凡て蒸汽採煖法にして、直接蒸汽煖房法及び間接蒸汽煖房法の二種を用ふ。直接煖房法に對しては、直接蒸汽放熱器を用ひ、間接煖房法には煽風機送溫法を採用す。汽鑵は英國「バブコック、エンド、ウイルコックス」會社製百五十七馬力の水管式汽鑵四臺を設備す。何れも常用汽壓百二十封度にして、專ら發電機運轉用汽機に蒸汽を供給するの目的なるが故に、煖房用に供給する蒸汽の大部分は發電機運轉用汽機より生ずる排汽の少量なる時は、別に直接汽鑵より給汽するの裝置あり。而して本煖房裝量は、凡て低壓式に依るを以て、其の所定の壓力は每平方吋に三磅とす。然るに汽鑵は百二十磅の高壓力なるが故に、之を直接煖房裝置に供給する場合には、自然爰に一種の裝置なかるべからず。

即ち此の直接蒸汽供給管の或る部分に自働汽壓低下瓣を附せり。

直接蒸汽放熱器は何れも米國製(アメリカン、ラヂエター、カンパニー)に係り、階上は各廊下及び間接採煖法に依らざる各室の窓前床上に据ゑたり。其の種類は「ナショナル」形「ロコッコ」形の二種にして、其の高さ凡て二十六吋總數五十五個、此總發熱面積千九百六十五平方呎、四分の三にして地下室より分岐して壁中を通せる給汽管に連絡し、他の一方は排水管に連絡す。階下に於ける放熱器は階上と同じく各廊下及び間接採煖法に依らざる各室の窓前の床上に設置し、其の種類は階上と同じく、只東西兩御車寄に設置するもの四個のみは「ナショナル、ダブルコラム」「丸」形にして、高さ三十八吋あり。其の据付總數八十一個、發熱面積一千九百三十二平方呎十二分の一なり。地下室には「コロニアルウォールラヂエーター」を廊下及び各室の側壁に床上約四呎六吋の位置に取付け、天井裏に於いて給汽管より分岐したる管に連絡し、排水管は他方より連絡し下降して地下室來下の「トレンチ」内に入る。其の放熱器の總數は七十個にして、其の熱面積總計千〇九十九平方呎なり。

間接蒸汽煖房法は地下室の南北端に各一個の機械室を有し、各室毎に大形煖風器二臺小形煖風器一臺を備ふ。大形煖風器は米國「ビー、エフ、スターデヴアント」會社製にして、其の羽根車の直徑は七十二吋一分間の最大廻轉數は二百四十廻轉にして之を運轉する爲めに十「キロ」の電働機を其の羽根車軸に直結す。亦之が回轉速度を加減する爲めに總て東京芝浦製作所製作の速度調製器を連結す。小形煖風機も其の製作方形は同斷にして、

羽根車直徑は四十二吋、一分間の最大廻轉數は四百回にて、之を運轉する爲め、三「キロ」電働機を其の羽根車軸に直結す。速度調製器を具備すること同じ。

隱氣室は南北兩機械室に隣りて、各一室を有し、其の中央に屏風形に仕切りたる枠を設け、其の全面に白布を張り二室に區劃し、其の外方に近き室より外氣を吸入し、白布に依りて其の塵埃を濾過し、初て煖風器吸入口に達せしむるの裝置をなせり。

煖風機に依り煖房せる室は、北部煖風機の第一號の一半に依り、階上羽衣の間、彩鷹の間、階下中央玄關に送汽し、第二號の一半は階上花鳥の間、彩鷹の間、階下中央玄關に送汽し、第一號第二號他の一半は互に相合して階下廣間大階段脇兩側廊下、階上大廣間及び階段側廊下に送汽す。尚ほ第三號小煖風機は主として地下各室の通風、又は夏期に於いて濕氣の乾燥用に供し、尚ほ一部階上圖書室及び喫煙室に送る。

南部煖風機室に於ける第四號煖風機は、階上東御座所、緑の間、狩の間、紅の間、旭日の間の一半、階下は東御座所、同一の間、二の間、三の間、朝餐室、御寢室に通ず。第五號煖風機に於いては階上西御座所、瑠璃の間、孔雀の間、綾の間、旭日の間の一半とに通じ、階下に於いては西御學問所同一の間、二の間、三の間、御内房、御寢室に通ず。第六號煖風機は地下室及び廊下の通風又は夏期濕氣豫防の用に供ふ。

第三　給水設備

宮殿諸建築に於いて、給水方法一定せず。或は宮殿專用の水道設備を設くるものあり。或は所在地の市町村より供給を受くるものあり。或は全く水道の設けなく唯井水に依るものあり。

專用水道の設備を有するものは、京都御所、仙洞御所、大宮御所、日光田母澤御用邸、宮の下御用邸、及び日光御用邸の七宮殿にして、其の中京都御所、仙洞御所、大宮御所の三宮殿に於いては、專用水道は唯消火用のみに供し飲用水は京都市より受く。

所在市町村より供給を受くるものは、宮城、青山御所、東宮御所、皇子御殿、麻布御殿、赤坂離宮、濱離宮、芝離宮、霞關離宮、高輪南町御用邸、二條離宮、名古屋離宮及び熱海御用邸の十三宮殿なり。

次に全然井水を使用するものは、桂離宮、修學院離宮、函根離宮、沼津御用邸、鹽原御用邸、鎌倉御用邸、小田原御用邸及び靜岡御用邸の八宮殿とす。

宮殿に於ける一般の給水狀態は、大略前述の如くなるも、其の以前御料用のものは御膳水と稱し、水質優良なる井水を用ひ、井戸の構造等にも特に注意を拂ひたりと雖も、後年殺菌裝置完備するに至れる所に於いては必ずしも御膳水に依ることなし。又水道設備を有する場合にも總て井水を併用す。

第四　汚物處分

明治年代に於いては、衞生工事に關する事項は進歩の狀況概して顯著ならず。寧因循姑息に暫く安じたる狀態なりき。隨つて大正年代より明治の初期及び中葉を追想すれば、衞生設備に於いては非常の懸隔あることを知るべし。

宮殿に於いては、一般に水洗式を採用すと雖も、明治初期にありては、汲取式を採用したり。而して今尙ほ未改良のもの殘存するの狀態なり。

明治年代に於いては、汚水淨化法の潤澤に均霑すること能はざりしなり。建築家の計畫上不便なりしことは實に察せらるゝなり。故に諸官衙建築に於いても本館內に便所を設けず、別棟に之を造り、以て舊式の汲取式と爲したるなり。

第二節　機械設備

第一　電信電話及び避雷針設備

宮城に於いて、電信電話の架設は明治二十一年三月四日起工、同年十月三日竣工せり。

宮城に於いて、避雷針設立工事は明治二十年十二月十一日起工同二十一年七月四日竣工せり。

而して右三廉の新設費は合計壹萬四百拾貳圓八拾八錢五厘なりき。

第二　昇降機設備

明治年代に於いては、概して摩天閣と稱し得べき建物尠かりしを以て、大正年代のビルディングの如く昇降機を要せしこと殆んどなかりき。

唯明治二十三年に竣工せし十二層の高建築にして淺草に在りたる凌雲閣と稱せしものは、高二百尺に垂んとしたる高塔なりしを以て、觀覽者の便利を圖りて昇降機を設けたり。これ明治年代に於ける客用昇降機の嚆矢なり。

第三　防火設備

(一)　京都御所の防火設備

京都御所の防火設備は、第七篇第三章第三節第四に詳記せり。即ち明治四十三年六月十七日の着手にして竣工は同四十五年四月なりし故、明治年代に於ける最後の設備工事なり。

(二)　京都東本願寺の防火設備

明治三十年八月京都東本願寺に防火設備を爲したり。設計及び工事擔當者は田邊朔

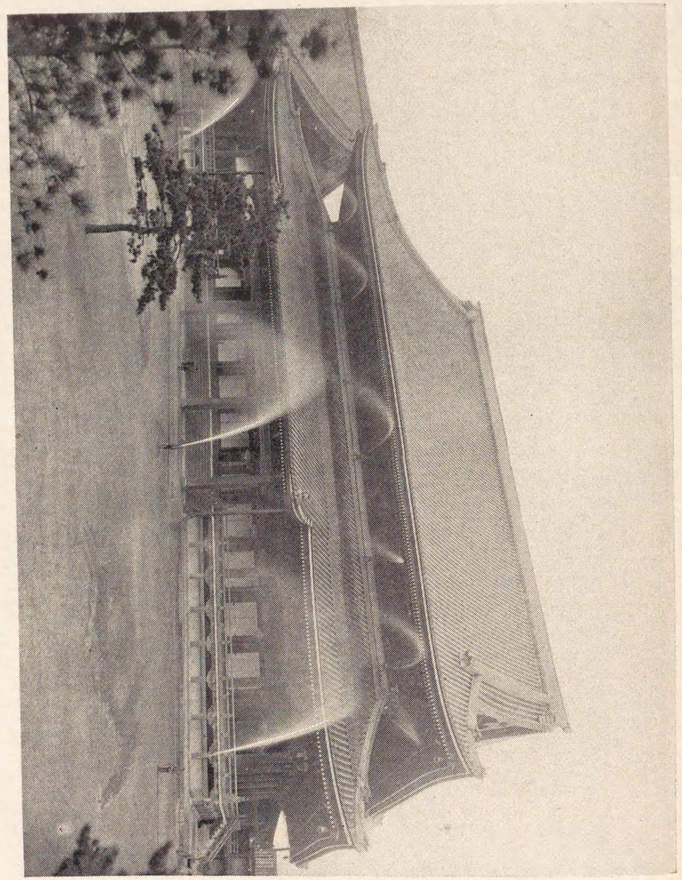

第十四圖　京都東本願寺防火栓

郎なりき。

右は京都市三條蹴上にある琵琶湖疏水路より分水して、烏丸六條東本願寺境内に至るまで内經十二吋の水道鐵管を敷設して、大師堂、阿彌陀堂其他へ高水壓の防火設備を施したる本邦に於ける最初の設計なり明治二十八年一月より鐵管敷設工事に着手し三十年八月に消火栓設備一切完成せり。

第三章　建築經濟

第一節　材料の形態及び價額

第一　概說

建築材料の形態に就いては、總て舊慣を墨守し、毫も改良の點なかりき。而して概して名稱の數字と實大と相協はざるもの多く、實は不便極りなかりき。故に茲に各種材料の市場形態を列擧することは困難にして又複雜なるが故に之を略す。

建築材料の價格に就いても、明治年間時代に應じて高低あり、一々之を記述することは甚だ煩勞に堪へざるなり。依りて今明治十九年頃の參考物を次に記さんとす。

第二　建築材料の價格

建築材料及び物品の價額に就いて、舊有栖川宮邸卽ち後に霞關離宮と爲りたる建物に關し、詳細調べたるものあり。依りて之に關する公文書其の他を次に掲ぐ。之を見て往時を追想することも亦有益なることなるべし。

此の建築に就いては、設計者なる工部省御雇英人コンドルは誠心誠意工務に執掌し、外國注文の勝手道具類迄をも自ら取調べて注文せし等頗る盡力せしことは、特に留意すべきことなり。

明治十九年四月一日

殘務取扱

有栖川宮邸建築費明細表同宮家令へ送附之件

御宮邸建築費勘定明細表之事ハ舊工部省營繕課ヨリ嘗テ差出置候得共取調之廉有之遲延之處今般精算相立候間及御回附候條御査收相成度此段申進候也

舊工部省會計殘務取扱

長谷川嘉道

明治十九年四月

有栖川宮家令

藤井希璞殿

追テ本文之如キハ是迄舊工部郷ヨリ送付ニ及ビ候得共廢省之後ニ付則殘取扱之小官ヨリ御廻シ申候條此段モ申副候也

舊有栖川宮邸建築材料及器具價格（抜萃）

名稱	員數	價額
檜材	尺メ 四、二八二、九一二（及木數六二四本）	三二、一九六・八〇一円
槻材	同 一九八、〇三〇（及木數六七本）	三、七六八・一三七
杉材	同 三、五三七、六五五（及木數三五六本）	一六、二四一・九〇六
松材	同 一五四、四五二（及木數五五九本）	一、五三七・〇〇七
刺桐材	同 三一二、六七〇（及三枚）	五二二・六一五
紫檀	四〇、〇〇五才	二四・〇三〇
黑檀	三八二、三三二	三七六・五九七
黑柿	五四一、四〇三	一九七・三七六
栃榔子	三一、二〇〇	五・九二八
紅槟檀	二一四、一八〇	七八・五〇四
櫻材	一二四、六六〇	九・九七三
桑材	一二七、一九九	八五・〇九六
赤樫	一、四二八、八一〇	一七三・二一三
杉板	二八、四〇〇、〇〇〇枚	三、九一二・六八二
杉貫類	一六、二七六、〇〇〇丁	九一八・八四四
花崗石	六六〇、〇五〇（及四一二本）切	一、七六二・五四〇
新小松原石	一二、三九〇、八六〇	六、六四八・〇九〇
獄山石	六、六六七、〇〇〇（及四六本）	二、六五七・五三〇
田中山石	三、六一三、八八〇	一、二〇〇・四三九
青石	二、九七四、一六〇（及六二三本）	一、三七二・二五三

名稱	員數	價額
金谷石	一、九〇〇、二（及九九本）切	二九〇・八五八
寒水石	一八、（及二八三八枚）	一、七五一・一二二
生石灰	四七、七〇八、五〇〇坪	三、八九七・七二一
川砂	二二一、七六樽	六八一・九七〇
灰泥	六、四九〇、	三、七六八・九三七
セメント	一、〇三一、	六、七八六・五二〇
煉化石	一、九六七、六〇五、本	一八、八三九・九六四
金	一七、五目	七〇・〇〇〇
銀	一二、	三・〇〇〇
唐銅	五〇〇、一〇〇貫	五〇〇・一〇〇
銅板	九二二、五二九	二、四四二・一九四
鉛板	五、二五九、九二五	三、九二五・〇八三
亞鉛板	一〇五、六	八五・七三九
トタン引生子板	一一七、六五（及五二枚）	九四・八五五
避雷柱一式	一〇、個	四〇〇・四五四
蒸汽罐	一、	一四五・〇〇〇
西洋風呂	一、	一五・〇〇〇
湯釜	一、	二・九五〇
屋根瓦	二二一、四八一、枚	五、七六三・一〇七
鰤灰	三、〇二八、七〇五石	二、一九五・二五〇
濱苟	二、八四三、〇二八貫（及四八俵）	一、九四七・九九九
中濱苟	一〇、	二四・五六〇

布	海苔	六六二、	五七七・三五五
角	海又	三、〇五四、	五七七・〇五〇
荒	水田土	一八一、六（及一九六三荷）	九三一・一八五
三州	蔵キ土	七三〇、俵	一八二・五〇〇
赤黄	大津土	四九七、石（及一八樽）	九二・二五〇
漆	喰	九四、（及二九樽）	一九八・一五〇
光	明丹	七、罐	一九・三八〇
錫	貫	一三、二〇〇	四二・二二〇
ワ	ニシ	六二、罐（及一二石一五）	五〇二・五八〇
ペ	ンキ	一六、罐（及二〇四四斤）	二五八・〇七〇
テ	レメン油	一、瓶（及八斗〇五）	四九・〇六〇
オ	レーフ油	一、貫	〇・四〇〇
松	炭	七一、七二	七・一七〇
胡	麻油	四五、升	二〇・三〇〇
麻		四、貫	八・八九五
溢		四、四五〇	三四・〇三〇
ハ	ンダ	三、石	一〇・九一四
		三、一五五	一七・七〇〇
		五、二九七	五・五九八
房	州砂	一五、石	八四・〇一〇
濱	綱	六五九、尺	一九二・四五〇
莚		四、一六八、枚	三九・七〇〇
縁		五一五、斤	
	青	二〇〇、斤	
群	青		

石	膏末	二五〇、斤（及二〇〇貫一五）	一九九・三九五
石	黄	一五、（及一三袋）	一一・九五五
黄	土	六七〇、（及三五〇貫）	一二九・九一八
紅	殻	一〇〇、（及五貫目）	二二・七五〇
白	土	一八七、貫（及六一〇俵）	三三・五〇〇
檜	皮	一九〇、把（及一〇貫）	一六・九〇〇
硝	子	一、尺坪	一、六六三・一〇七
パ	板	二一、二七、七九九	二七六・〇八二
漆	テ	四、〇八三、斤（及三四九貫六八）	一三二・七五〇
疊		一〇、一九〇	五六・四〇〇
		二九、疊半	九三七・八一〇
同	床	六四四、疊半	三七五・二五四
同	表	七八二、疊	五一・九六〇
同	縁	五三、反	五九・〇四六
繪	蘆	一〇八、枚（及七坪）	
外		二五一、點	
雑	品		

合計金　拾七萬六千四百六拾六圓六拾八錢四厘

右の外

請負の部　壹萬四千貳百八拾參圓六拾參錢五厘

運送賃の部　五千參百七拾壹圓拾錢六厘

雑品の部　千貳百六拾貳圓三拾錢八厘

雜費の部　八百七圓三拾六錢二厘
賄費の部　五百五拾貳圓五拾四錢三厘
職工の部　八萬千五百參拾五圓參拾錢四厘
裝飾品の部　拾九萬四千九拾參圓五厘

依つて同建築費は總計　金四拾七萬圓餘なりき。

右建築は英人コンドルの設計にして、現場主任は初は工部三等技手石川正員、後、工部省御用掛高原弘造なりき。

第二節　賃　銀

明治年代の中葉に於ける職工の賃銀も亦物價相應に頗る廉なりし事勿論なり。今參考の爲め次の表を掲ぐ。

左記は明治十四年二月十六日起工、同十七年七月一日竣工せし舊有栖川宮邸、卽ち明治三十七年より霞關離宮となりしものゝ建築費明細表中よりの拔萃なり。

舊有栖川宮邸建築費中　職工ノ部

職名	人員	金額
大工	三萬八千四十人二分六厘四毛	金壹萬八千六百四拾八圓四拾八錢九厘
圖引職	八十五人	金拾貳圓七拾五錢
彫刻工	二千五百七十三人九分六厘五毛	金千四百拾八圓拾壹錢壹厘
木挽	三千七百十五人二分八厘	金千九百貳拾參圓七拾貳錢四厘
柚	四十人五分	金貳拾五拾七錢五厘
指物師	五十六人	金貳拾八圓
屋根職	六百九十四人二厘七毛	金參百四拾參圓六拾九錢六厘
瓦師	八百三十四人五分	金四百拾六圓六拾參錢
泥工	一萬五千四百六十四人三分	金壹萬參百五拾七圓拾八錢
敲キ職	二百六十七人	金百五拾九圓
鍛冶職	二千八百三十九人七分一厘七毛	金千四百壹圓參拾貳錢四厘
錺職	二千三百五十五人四分二厘二毛	金千貳百貳拾參圓九拾九錢
石工	一萬七千二十四人四分三厘七毛	金壹萬七千四拾五圓五十九錢五厘
煉化積職	七千三百九十八人三分九毛	金參千五百八拾八圓六拾七錢壹厘
建具職	七千七百五十八人四分七厘	金四千四拾六圓四拾六錢五厘
塗師職	千九百二十五人九分二厘一毛	金九百四拾貳圓參拾八錢四厘
疊職	三百六十六人七厘二毛	金貳百四拾壹圓九拾八錢五厘
經師	二百八十三人四分	金百六拾參圓八拾壹錢貳厘
鑄物師	千八百二十九人六分	金九百拾四圓八拾錢
桶職	六十四人七分	金參拾參圓拾錢
井戸職	五十四人八分	金貳拾壹圓九拾貳錢
粧飾職	十四人六分	金八圓七拾六錢
敷物職	三百六十一人九分	金百八拾圓六拾四錢

窓掛職	百三十三人四分	金六拾七圓九拾五錢
機械職	百八十七人九分	金七拾七圓七拾六錢
電信工夫	百二十九人四分五厘五毛	金五拾參圓參拾九錢
火夫	三百十四人八分五厘	金百拾八圓八拾五錢四厘
硝子職	八百五十一人	金參百八拾壹圓四拾四錢壹厘
同磨職	五十七人	金貳拾八圓五拾錢
洋人雇費	六回	金百貳拾圓
肝煎	八千九百八十四人六厘二毛	金參千百七拾九圓九拾八錢參厘
門候	千三百六十六人六分九厘三毛	金貳百九拾五圓五拾錢九厘
人足	六萬四千四百三十八人七分二厘	金壹萬八千八百五拾九圓參拾五錢六厘
小使	二千六百六十一人	金五百拾圓五拾六錢
通計	金八萬千五百參拾五圓參拾錢四厘	

第三節　仕様及豫算

第一　仕様書

煉瓦造建築の現存仕様書中最も古きものを左に掲ぐ。同建築物は俗稱龍の口の煉瓦造にして、東京にありて最古のものなり。明治二十四年取壞たる。

(一)　龍之口勸工場の仕様書

下記は麹町區永樂町舊分析所の建築の略仕様なり。仕様書を書きたる當時は、第何大區第何小區と稱して麹町區とは唱へざりしなり。此の分析所は後に龍之口勸工場と俗稱せり。

一、建坪六十八坪五合貳勺六才　洋風平家煉化石造屋根棧瓦葺

内

三坪四合一勺六才　昇降口　石敷格天井

五十三坪五合五勺　事務所其外床板張々付天井廻リ壁

十一坪五合五勺　工業場土間廻リ壁塗天井

右仕様

一、地所高下平均側通仕切々トモ地形丁堀割栗石砂利等入突堅メ算盤石居側石相州堅石上小擲四重ニ居付空氣拔伐明鐵ヒゴ仕合切々床下煉化石側石上端マデ積立。

一、玄關石之間廻リ側石前同斷据付同内盛土段々突堅メ四半石前同石小擲川砂ヲ以据付、柱双盤石操形刻居付。

一、側仕切々玄關定規柱トモ煉化石外部ハ磨ニシテ、内部ハ總テ塗下ニ灰泥ヲ以テ段々積立入口窓共積明ケ窓臺石積込入口上窓上トモ楣入窓上平迫持轄石居段々ニ積登

玄關定規柱片蓋柱トモ煉化石積立中央迫持請石積込正面横面トモ車輪形迫持ニ積立轄石入胴蛇腹石トモ操形刻ミ居付正面両妻トモ甍煉化石積立發蛇腹石前同所居付。

一、屋根敷桁置合小屋梁二重梁杵束方杖合掌トモ組合隅木棟母屋鼻桁共置渡垂木取付裏板打土居葺瓦桟打桟瓦葺棟包ミ鬼板仕付漆喰塗リ。

一、床大引居束立根太板張合廻リ鋼板取付。

一、天井廻リ縁操形付ケ差廻野縁打渡釣リ木取付紙繼板打下張ヨリ上張迄張四分一打。

一、工業場塗天井廻リ縁野縁釣リ木共取付木摺木舞打下付ヨリ上塗迄漆喰塗。

一、正面入口枠皿板胴楣トモ差立両開腰付硝子障子釣リ合欄間障子立入ペンキ塗。

一、間内唐戸口枠皿板取付唐戸釣リ合同斷塗。

一、窓錘リ函仕付枠膳板トモ取付揚ケ卸硝子障子釣リ合同斷塗リ。

一、間内塗下付砂漆喰中塗村直上塗漆喰塗リ。

一、正面石階段左右柱石階段石トモ相州堅石上小擲据付後面二重石階段据付。

一、昇降口格天井廻リ縁格縁トモ凡帳面板決リ付、組合セ釣リ木取付格板蟻桟二通リ差合取付。

一、軒樋竪樋トモブリキ板ニテ打立釣リ合コウルタ塗。

(二) 開拓使北海道物産賣捌所並に饗應室新築仕様書

此の建物は二階建煉瓦造にして、コンドルの設計せしものなり。所謂べた地業にして筏地業と唱へしものなり。後之を日本銀行として用ひ、其の本店落成後は更に日本銀行倉庫として用ひしものなり。而して大正の大震火災迄現存したる良建築なりき。

左記はコンドルが自ら書きし仕様書を、其の助手が和譯して請負人に示せしものなり。其の土工心得のみを抜萃す。

土工心得

一、繪圖面の通り側石外面より凡六尺弘め其内都て堀る事深さ一尺五寸なるべし。但し堀坪は百三十五坪餘なり。

一、右堀坪の周圍に深さ二尺五寸の溝を堀るべし。是れ圍杭の横木を附するが爲なり。

一、繪圖面の通り堀坪の周圍卽ち右の溝内に添て圍抗を設くべし。但し結構は左の通り「松材八寸角長さ二間半なるものを凡壹間毎に打込み其兩側に二個づゝ都合四個の松材四寸角なるを横に切込み、其兩側横木の間に厚さ二間なる松材を連列に打込むべし。而して杭は大小共に圖面の通り互に切組むべし。」

一、斯く設けたる圍杭の範内を猶堀る事三尺三寸にして後ち底面を平準に爲すべし。

一、右平準なせし底面上部で松材の筏を設置すべし。右筏の結構及び大さに至りては繪圖面を見合すべし。

一、右筏の間竝に筏の上場底面より高さ三尺三寸に至る迄善良堅固のコンクリートを凡七八尺の高足場より投込むべし。然し之を投げ込むに一ケ所つゝ此所彼所に積上ぐ可らず一時に一層つゝ圍杭内へ滿偏なく投込むべし。

一、右有用のコンクリートは堅質且鼠色のハイドローリック、セメント或は善良のポルトランド、セメントと清潔なる大粒砂利或は燒粘土或は煉化屑とを能く混合せし者也。煉化屑等の大さは二寸三分を過すべからず。且調合の量はセメントの壹斗に砂利或は煉化屑の五斗を混合すべし。

一、コンクリート全く燥き堅固になる後に非ざれば建築を始むべからず。

一、コンクリート全く燥き堅固になりし後、重量なる大八車又は類似の物を其上に置き其剛脆を試驗すべし。

（以下省略）

永代橋附近に建築されたる本建物は、地質柔軟なりしに拘はらず、能く多年の災害に堪へたり。これ筏地業たりし故なるべし。

第二　豫算

明治中葉迄は、建築關係者も不馴なりしを以て、西洋風建築の豫算は屢々不足を來せしことあり。而して追加豫算を請求して許可さるゝことも餘り困難ならざりき。

第六編　宮殿建築（其の一）

第一章　總　說

當代に於ける宮殿建築は、明治維新と共に到底舊慣の踏襲を許さざりしなり。而して維新の初に於いては、遷都日猶ほ淺く、百度未だ整備の緒に就かず、加ふるに征戰の後を享けて國帑裕ならずに暫く幕府の舊城を皇居とせられたり。

明治六年五月宮城火ありにて、殿閣悉く災に罹る、依りて　聖上は赤坂離宮に遷御あらせらる。庶民驚愕請うて皇居造築の資を献ずる者甚だ多し。是に於いて明治七年十二月皇居造營の令あり。されど未だ其の工を起すに至らずして、同十年一月詔して減租節用更に皇居營築の期を延べらる。

明治十二年九月終に造營の令を發し、茲に初めて其の端を發し、十七年四月　聖上親臨、地を檢し圖を按じ、勅裁ありて事初めて定まり、其の十七日起工の式を擧げ、二十一年十月功を竣り、二十二年一月玉座を奠鼎せらる。是れ當代に於ける宮殿建築の發端なり。而して新營の皇居は規模猶ほ小にして是を永遠に傳ふべきにあらずして只當時の急に備へたるのみ。是れ假皇居の稱ある所以なり。

今當代に於ける宮殿建築の內容を按ずるに、是を公式用室、事務用室及私室の三部に區分するを得べし。而して前二者に於いては大に內外の事情を斟酌し其の面目を革めたるものありと雖も、最後のものに就いては一般住家に於けると同樣全然舊慣を脫するを

得ず。只近世の慣習に適せしむる樣便宜に隨ひて諸室を配置し自由なる手法を用ひしに過ぎず。蓋し過渡期に於いては復た止むを得ざりしなり。

斯くの如くなるを以て、今尙ほ宮殿建築として特に統一せる形式なく、甚だ多樣なり。

當代に於ける宮殿建築を其の用途の上より分類すれば次の五種となる。

(一)　宮城

天皇常住の宮殿にして、現時の宮城卽ち是なり。

(二)　御所

皇太后及皇太子常住の宮殿又は嘗て　天皇皇后皇太后又は皇太子の宮殿たりしものにして、卽ち京都御所、仙洞御所、大宮御所、青山御所及東宮御所是なり。

(三)　御殿

皇子皇女の常住御殿、又は嘗て其の御殿たりしものにして、卽ち皇子御殿及麻布御殿是なり。

(四)　離宮

天皇出遊の爲め宮城以外に設けられたる宮殿及帝室貴賓の旅館として設けられたる御殿にして、函根離宮、武庫離宮、修學院離宮、桂離宮、濱離宮、二條離宮、名古屋離宮、赤坂離宮、霞關離宮及び芝離宮是なり。

(五)　御用邸

皇太后皇太子皇子又は皇女等出遊の爲め其の常住御殿以外の地に設けられたる御殿にして、鹽原御用邸、日光御用邸、日光田母澤御用邸、鎌倉御用邸、葉山御用邸、小田原御用邸、宮の下御用邸、沼津御用邸、靜岡御用邸、熱海御用邸及び高輪南町御用邸是なり。

以上の分類は極めて概略に隨ひたるものにして確定的のものにはあらず。

次に以上各宮殿を其の起原の上より分類するときは左記三種となる。

第一、明治以前の宮殿にして明治時代尙ほ宮殿たるもの。

第二、元宮殿以外の建築にして明治時代に宮殿となりしもの。

第三、明治時代に宮殿として新築せられたるもの。

是なり。今此の分類法に基づきて各殿名を次に揭ぐ。

第一、明治以前の宮殿にして明治時代尙ほ宮殿たるもの。

(一)　京都御所　(二)　仙洞御所　(三)　大宮御所　(四)　修學院離宮

第二、元宮殿以外の建築物にして明治時代に宮殿となりしもの。

(一)　宮城　(二)　青山御所　(三)　桂離宮　(四)　二條離宮

(五)　名古屋離宮　(六)　赤坂離宮　(七)　濱離宮　(八)　霞關離宮

(九)　日光御用邸　(十)　鹽原御用邸　(十一)　高輪南町御用邸

第三、明治時代に宮殿として新築せられたるもの。

(一)　東宮御所　(二)　皇子御殿　(三)　麻布御殿　(四)　芝離宮

(五) 武庫離宮　(六) 日光田母澤御用邸　(七) 葉山御用邸　(八) 沼津御用邸
(九) 熱海御用邸　(十) 鎌倉御用邸　(十一) 小田原御用邸　(十二) 宮ノ下御用邸
(十三) 靜岡御用邸

以上宮殿の建築年代坪數及び敷地坪數を示せば次表の如し。

名稱	建築年代	建物延坪數	宮殿坪數	附屬建物坪數	敷地坪數
宮城	明治二十二年	二六、七三九、〇四七	五、八五五、八〇五	二〇、八八三、二四三	六五七、一一一、〇八〇
京都御所	安政二年	五、四四四、一八八	四、四四二、二四八	一、〇〇一、九四〇	七六、八八〇、五一〇
仙洞御所	不詳	五六、一四六	〇	五六、一四六（但御茶屋及鎮守）	
大宮御所	慶應三年	六六六、一一九	四一四、〇九六	二五二、〇二三	
青山御所	明治三十二年以後の改增築ならんか	四、六七三、六五六	三、一一七、六〇二	一、五五六、〇五四	赤坂離宮の項に合併
東宮御所	明治二十五年十二月	三、六六七、五七九	一、二二一、九四〇	二、四四五、六三九	三三、七七二、〇〇〇
皇子御殿	明治八年二月	一、一八四、六一六	九〇六、四九七	二七八、一一九	赤坂離宮の項に合併
麻布御殿	明治二十六年九月	一、四〇九、六五九	八三七、〇六九	五七二、五九〇	一〇、二〇三、二七〇
二條離宮	本丸明治廿七年二ノ丸慶長八年	二、六七七、八九一	一、八九〇、三〇五	七八七、五八六	八三、〇五一、〇〇〇
桂離宮	寛永年間	五七六、八九七	二九九、九七五	二七六、九二二	一七、四二〇、〇〇〇
修學院離宮	〔上、下文政七年八月中、承應前後	三六六、三二三	〇	三六六、三二三（御茶屋及雜棟）	九三、四一七、〇〇〇
名古屋離宮	慶長年間	三、七一七、八三三	八六六、一〇〇	二、八五一、七三三	四三、九六二、〇〇〇
赤坂離宮	明治四十一年四月	八、一七六、七五二	四、六五三、七九七	三、五二二、九五五	二〇二、九七三、七九〇青山赤坂兩所及皇子御殿の所在地を含む
濱離宮	天明頃か	一、〇四三、六四四	〇	一、〇四三、六四四御茶屋及雜棟	七五、四八九、〇〇〇
芝離宮	〔洋、明治廿四年五月日、明治廿九年二月	一、〇一九、六八八	六九二、五七三	三二七、一一五	三二、三六一、〇〇〇
霞關離宮	明治十七年七月	二、三〇八、一八〇	一、六八五、一七〇	六二三、〇一〇	一三、九七五、〇〇〇
函根離宮	明治十九年七月	一、〇八九、四〇六	九一八、四一〇	一七〇、九九六	五一、七九八、〇〇〇
武庫離宮	大正三年十二月	一、五〇〇、七六三	九〇二、八八七	五九七、八七六	六三、五九七、七四〇
日光田母澤御用邸	明治三十二年七月	二、四四九、九七八	一、七四二、二〇八	七〇七、七七〇	三二、五三五、四五〇
葉山御用邸	明治二十七年一月	二、九四九、九七一	一、八九九、三一八	一、〇五〇、六五三	三六、四六九、〇〇〇
沼津御用邸	明治二十六年七月	二、三八〇、六五三	一、七四四、六九七	六三五、九五六	三一、六三七、〇〇〇
鹽原御用邸	明治二十年頃と稱す	八四九、二七八	六六四、七五一	一八四、五二七	一五、五〇五、〇〇〇
熱海御用邸	明治二十一年十二月	四六七、五一一	三四五、一五九	一二二、三五二	四、〇一七、〇〇〇
鎌倉御用邸	明治三十二年九月	八一四、一一二	六七〇、〇四三	一四四、〇六九	一七、三四一、〇〇〇
小田原御用邸	明治三十四年三月	八八六、七〇八	七三六、九〇四	一四九、八〇四	三七、九二七、九〇〇
宮ノ下御用邸	明治二十八年八月	四六〇、六〇九	三五〇、九二四	一〇九、六八五	三、七〇四、〇〇〇
日光御用邸	寛永年間か不詳	五八〇、五一九	四〇九、九八四	一七〇、五三五	六、三八六、二二〇
靜岡御用邸	明治三十三年四月	一、一五九、四二八	八五九、一七一	三〇〇、二五七	五、九〇〇、二四〇
高輪南町御用邸	洋館及日本館の一部不詳日本館新御殿明治四十年	七九四、〇九四	五八〇、一三二	二一三、九六二	一三、五一六、二三〇

尙ほ是等宮殿を樣式の上より分類するときは次の三種類に分たる。卽ち

第一、外部純和式なるもの
第二、外部純洋式なるもの
第三、外部和洋兩式より成るもの

第一、外部純和式なるもの

其の内部は公式の室、事務室は立式とし、常住殿は座式とす。而して殿名は次の如し。

(一) 宮城
(二) 京都御所　こは常用の宮殿にあらざるも、實用の際はこの分類に屬し、其の内部は公式、事務室は立式とし、常住殿は座式とす。
(三) 大宮御所
(四) 青山御所
(五) 東宮御所
(六) 皇子御殿
(七) 麻布御殿
(八) 二條離宮　實用宮殿は本丸宮殿にして、同じくこの分類に屬す。然れども二之丸宮殿は實用宮殿にあらず。其の内部は總て座式にして例外に屬す。
(九) 桂離宮　こは實用宮殿にあらず、内部は總て座式にして、亦例外に屬す。
(十) 修學院離宮　前項桂離宮に同じ。
(十一) 名古屋離宮　(二)の京都御所に同じ。
(十二) 濱離宮　宮殿と稱すべきもの無し、庭園本位の數奇屋建築のみなり。
(十三) 武庫離宮
(十四) 日光田母澤御用邸
(十五) 葉山御用邸
(十六) 鹽原御用邸
(十七) 熱海御用邸
(十八) 鎌倉御用邸
(十九) 小田原御用邸
(廿) 宮ノ下御用邸
(廿一) 日光御用邸

第二、純洋式なるもの

赤坂離宮　内部は總て立式なり。こは初、東宮御所として赤坂に建てられたる宏莊なる建築なり。

第三、外部和洋兩式より成るもの

其の内部には二種あり。即ち(一)公式の室及び事務室を立式とし、常住殿を座式とするもの。(二)總てを立式となすものなり。

(一) 内部立式及び座式兩用のもの。
函根離宮　沼津御用邸　靜岡御用邸　高輪南町御用邸
(二) 内部總て立式を用ふるもの
芝離宮　霞關離宮

更に是等建築を其の構造の上より分類すれば四種とする。即ち和風木造、洋風木造、洋風鐵骨石造及び洋風煉瓦造となる。而して其の中和風木造其の大半を占む。次の如し。

第一、和風木造に屬するもの

(一) 宮城　表宮殿内部は和風を折衷せる洋風構造なり。
(二) 京都御所
(三) 仙洞御所
(四) 大宮御所
(五) 青山御所
(六) 東宮御所　御學問所及び標本室は木造洋館
(七) 皇子御殿
(八) 麻布御殿
(九) 二條離宮
(十) 桂離宮
(十一) 修學院離宮
(十二) 濱離宮
(十三) 名古屋離宮
(十四) 武庫離宮
(十五) 日光田母澤御用邸
(十六) 葉山御用邸

(十七) 沼津御用邸　一部木造洋館附屬す
(十八) 鹽原御用邸　(十九) 熱海御用邸　(廿) 鎌倉御用邸
(廿一) 宮ノ下御用邸　(廿二) 日光御用邸　(廿三) 小田原御用邸
(廿四) 靜岡御用邸　洋風煉瓦造附屬す。
(廿五) 高輪南町御用邸　洋風煉瓦造附屬す。

第二、洋風木造に屬するもの
(一) 芝離宮　和風木造附屬す。但其の內部は和風折衷の洋風なり。
(二) 函根離宮　和洋木造附屬す。

第三、洋風鐵骨石造に屬するもの
赤坂離宮

第四、洋風煉瓦造に屬するもの
霞關離宮

第二章　宮　城

第一節　概　說

宮城は東京市の中央に在り。所謂舊江戸城にして、明治元年遷都以降皇城となりしが、同六年五月五日出火炎上したるを以て、此の日赤坂離宮を假皇居と定め移御あらせられたり。同七年十二月宮殿造營を仰出されしが、同十年一月造營延期仰出されたり。然して十二年九月更に造營仰出され、後十五年五月二十七日皇居造營事務局を置き、太政大臣三條實美總裁に海軍中將榎本武揚副總裁に任せられ、十六年一月十八日皇居造營事務局を改めて皇居御造營事務局と稱し、其の年八月九日工事分擔を定め、十七年四月十二日皇居御造營事務總裁を廢し、宮內省をして同局を直轄せしめ、十五日宮內大輔杉孫七郎皇居御造營事務局長を仰付られ、十七日地鎭祭執行愈宮殿建營の工を起し、明治二十一年十月十日に至りて、皇居御造營完成し、其の月二十七日宮內省告示を以て茲に宮城と稱せられたり。

明治末年に於いて宮城の規模大要次の如し。

敷地坪數　六五七、一一一、〇八〇坪

建物延坪數　二六、七三九、〇四七坪
本　館　五、八五五、八〇五
附屬舍　二〇、八八三、二四二
建物一坪に對する敷地坪數　二四、三弱

宮殿は和風木造平家建にして、一部二階建及び地階あり。外に僅少なる煉瓦造附屬す。

内部は大略表宮殿及び奥宮殿に分れ、外に是等兩殿に附屬する各事務所あり。表宮殿は公用室に用ひられ、奥宮殿は常住御殿にして座式及び立式を併用し、表宮殿及び各事務所は總て立式を用ふ。

建物大體の形式は前述の如く和風なるも、内部の形式は必ずしも然るに非ず。特に表宮殿に於いては壁體床の施工並に建具は大に洋風を加味し所謂和洋折衷式なり。

第二節　表宮殿

表宮殿の中最も主要にして、且最も大なるものは正殿及び豐明殿なり。正殿は御造營工事中謁見所と稱せしもの、又豐明殿は嘗て饗宴所と稱したるものにて、以て兩殿の用途は自然明瞭なるべし。次に表御座所は本宮殿中唯一の二層樓にして、常時出御ます所なり。又鳳凰之間は御造營工事中は内謁見所と稱せしものなり。

右の如き主要なる諸殿に附隨して、數多の溜之間其の他必要諸室あり。以下之を略述す。

第一　御車寄

御車寄は、其の構造樣式等大略次の如し。

構造　木造
屋根　向唐破風造瓦棒銅板葺獅子口付
外部　二重垂木三斗虹梁大瓶束其の他彫刻付柱粽形角柱礎盤付
内部　天井輪垂木化粧裏紡段上部板違格天井床石敷階段付隨所飾金具打

第二　受付之間

構造　木造平家建
屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子
外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰壁長押付窓下部戸側面左右ニ昇降口を設く。
内部　板違格天井床寄木張周張付白茶地鳳凰文樣織物蟻壁付建具正面入口及び左右昇降口廊下界出入口唐戸窓硝子障子を建つ。

第三　左廂及び右廂

構造　木造平家建。
屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子付妻飾木連格子。
外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰塗窓下蔀戸。
内部　格天井格縁黑漆塗格間極彩色繧繝文様床寄木張周張付白茶色織物蟻壁付建具出入口唐戸窓硝子障子を建つ。媛爐前飾大理石造鏡付。

第四　東一之間及び二之間。西一之間及び二之間

構造　木造平家建。
屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子。
外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰塗切目縁木階付
内部　格天井格縁黑漆塗格間極彩色繧繝文様床寄木張周張付濃紫色織物建具出入口唐戸椽側界黑漆塗腰付硝子戸外に舞良戸を建つ。上部欄間硝子戸篏込み緞帳を懸く。

第五　正殿

構造　木造平家建。
屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾舟肘木虹梁蟇股あり。

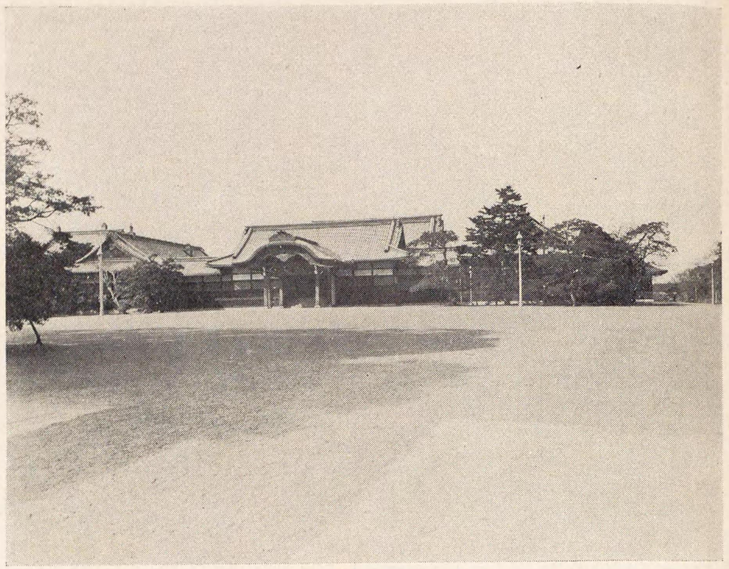

第四十一圖　宮城御車寄外部

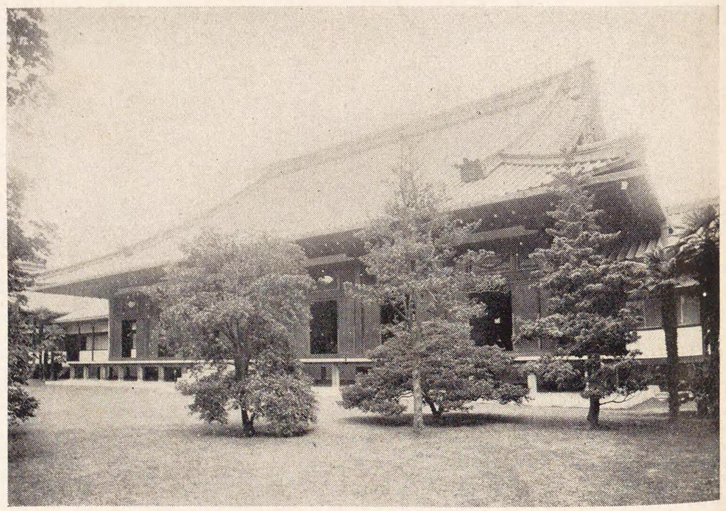

第四十二圖　宮城正殿外部

外部　二重間配垂木舟肘木造切目椽木階付。

内部　二重折上格天井格縁黑漆塗格間極彩色繧繝文樣床寄木張正面中央壇上に玉座を設く。壇上絨毯敷周張付深紅色織物建具黑塗框腰付硝子戸腰板に鳳凰及び唐花文樣薄肉彫刻を附し、色漆にて彩色す。欄間硝子戸を嵌込み、四周張付と同色の緞帳を懸く。三方入側とす。格天井格縁黑漆塗格間極彩色繧繝文樣床寄木張建具椽側界硝子戸框黑漆塗外部蔀戸を建つ上部木瓜形枠付簾欄間硝子入渡廊下界出入口唐戸を建つ。總黑漆塗金蒔繪を施す。渡廊下脇上部竹の節あり雲龍透彫刻を附す。天井建具等に金鍍金飾金具を打つ。

第六　化粧一之間二之間

構造　木造平家建。

屋根　方形造瓦棒銅板葺獅子口付。

外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰塗切目椽付。

内間　格天井格縁潤色漆塗格間素木板の極彩色草花の圖を畫く床寄木張周張付一之間藍鼠色二之間茶色織物巾木に木象眼の裝飾あり。建具出入口唐戸椽側界硝子戸框潤色漆塗外に舞良戸を建つ。上部欄間硝子戸緞張を懸く。煖爐前飾大理石造鏡付隨所飾金具打。

第七　葡萄一之間二之間

構造　木造平家建。
屋根　方形造瓦棒銅板葺獅子口付。
外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰塗切目縁付。
内部　格天井格縁潤色漆塗格間素木板の極彩色草花の圖を畫く床寄木張周張付一之間藍鼠色二之間茶色織物巾木に木象眼裝飾あり。建具出入口唐戸椽側界硝子戸框潤色漆塗外に舞良戸を建つ。上部欄間硝子戸緞帳を懸く。煖爐前飾大理石造鏡付鏡縁に葡萄薄肉彫刻あり隨所飾金具付。

第八　東溜之間

構造　木造平家建。
屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子。
外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰塗切目縁付。
内部　折上格天井格縁潤色漆塗格間極彩色繧繝文樣床寄木張周張付金茶色織物にして柱を表さず。腰羽目框潤色漆塗板は素木摺漆浮彫文樣あり。建具出入口唐戸框潤色漆塗板は紅春慶塗唐戸上に花鳥浮彫極彩色の欄間あり。入側界硝子戸框潤

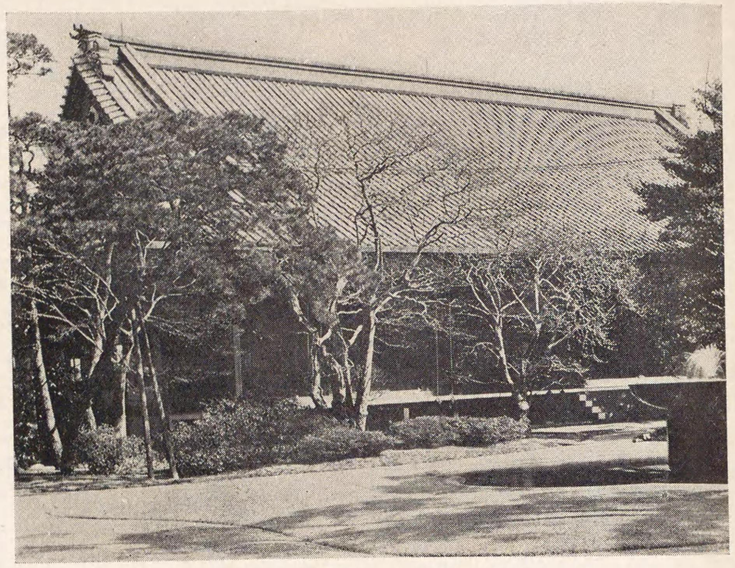

第四十三圖　宮城東溜之間外部

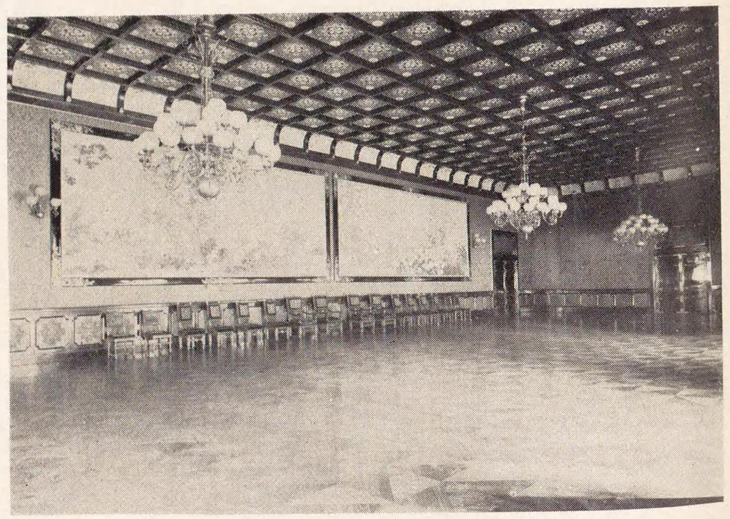

第四十四圖　宮城東溜之間内部

色漆塗腰板腰羽目同斷浮彫あり。入側格天井格縁潤色漆塗格間極彩色繧繝文様床寄木張周張付本間に同じ。柱毎に繫虹梁あり。建具縁側界腰付硝子戸框潤色漆塗上筬欄間硝子戸入妻入側硝子開き戸欄間付。

第九　西溜之間

構造外觀等總て東溜之間に同じ唯内部の彩色及び文様に於いて多少趣を異にするのみ、次の如し。

内部　折上格天井格縁潤色漆塗格間極彩色繧繝文様床寄木張周張付牡丹織物にして、柱を表さず。腰羽目潤色漆塗板に蒔繪文様を施す。建具出入口唐戸框潤色漆板紅春慶塗唐戸上部に鳳凰彫刻彩色欄間あり。入側界硝子戸潤色漆塗腰板に腰羽目同様の蒔繪を施す。入側格天井格縁潤色漆塗格間極彩色繧繝文様床寄木張周張付本間同斷柱毎に繫虹梁あり。建具縁側界腰付硝子戸框潤色漆塗上部筬欄間硝子戸入妻入側硝子開き戸欄間付。

第十　東三之間

構造　木造平家建。

屋根　入母屋造柿葺箱棟獅子口付妻飾木連格子。

外部　舟肘木造柱間白漆喰塗長押付窓下部格子。
内部　床絨毯敷天井板違格天井中央二ヶ所折上周紙張付文様付建具出入口唐戸窓硝子戸。

第十一　千種之間牡丹之間竹之間

構造　木造平家建。
屋根　入母屋瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子。
外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰塗切目縁木階付。
内部　千種之間床寄木張折上格天井格縁潤色漆塗格間極彩色千種之圖を畫く。周張付金茶色織物腰羽目框潤色漆塗框内地織物に各種の果穀蔬菜の圖を刺繍せるものを張付く。長押釘隠鳩蝶燕の飾金具を附す建具入側界硝子戸框潤色漆塗腰板に兎及竹の薄肉彫刻を施し色漆にて彩色す。上部欄間硝子戸緞帳を懸く。牡丹之間竹之間界小壁張付に芭蕉透彫極彩色欄間あり。同所出入口唐戸潤色漆塗竹之蒔繪あり。隨所に飾金具を附す。
牡丹之間格天井格間に極彩色にて牡丹を畫く。周張付白茶地其の他總て千種之間に同じ、牡丹之間竹之間界小壁に同じく、芭蕉彫刻の欄間あり。
竹之間格天井格間極彩色繧繝文様周張付海老茶色其他總て千種之間と同じ。

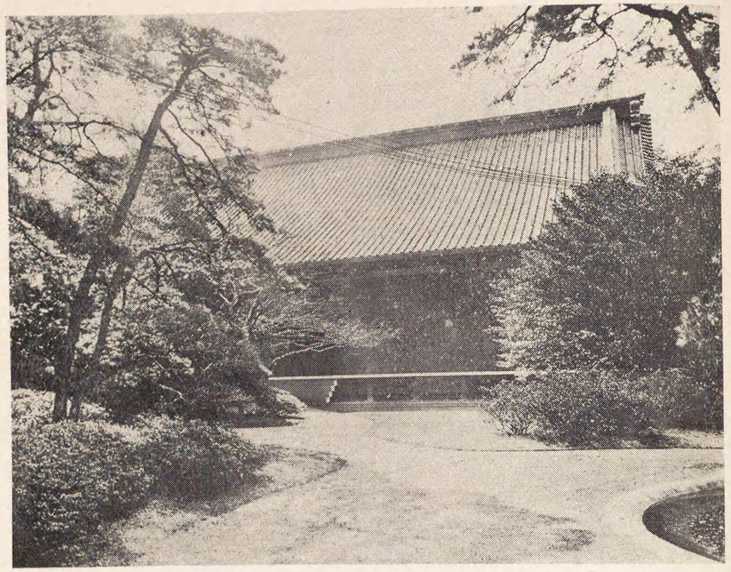

第四十五圖　宮城西溜之間外部

第四十六圖　宮城千種之間外部

入側床寄木張格天井格縁潤色漆塗格間極彩色繧繝文様周張付千種之間に同じ蟻壁付建具縁側界硝子戸框潤色漆塗外に蔀戸を建つ上部簓欄間中央に木瓜形枠付硝子入。

千種之間牡丹之間に接して、側面廊下側に物置五あり舞良戸を建つ。

第十二　豐明殿

構造　木造平家建。

屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子。

外部　二重間配垂木舟肘木造切目縁木階付。

内部　床寄木張二重折上格天井格縁潤色漆塗格間極彩色繧繝文様周張付茶地織物建具三方入側界硝子戸框潤色漆塗腰に薄肉彫刻文様あり。緞帳を懸く後方廊下界出入口唐戸潤色漆塗蒔繪並螺鈿の裝飾あり。腰に薄肉彫刻文様を附す。上部に彫刻欄間あり同所に裝飾鏡二面付し隨所鍍金飾金具打。

入側床寄木張格天井格縁潤色漆塗格間極彩色文様周張付本間同斷建具縁側界硝子戸框潤色漆塗外に蔀戸を建つ。上部簓欄間中央木瓜形枠付硝子戸建床寄木張二重折上格天井。

第十三　東車寄

構造　木造。

屋根　向唐破風造瓦棒銅板葺獅子口付。

外部　二重垂木三ツ斗虹梁大瓶束蟇股其の他彫刻付粽形角柱礎盤付隨所飾金具打。

内部　床石敷階段付天井輪垂木化粧裏階段上部板違格天井。

第十四　東車寄受付之間北溜之間及び南溜之間

構造　木造平家建。

屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子。

外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰壁長押窓下部戸。

内部　東車寄受付之間床寄木張板違格天井周張付白茶地織物蟻壁付建具出入口唐戸窓硝子戸。

北溜之間床寄木張格天井格縁黑漆塗格間極彩色繧繝文様張付瑠璃色織物蟻壁付建具出入口唐戸窓硝子戸煖爐前飾大理石造鏡付。

南溜之間床寄木張折上格天井格縁黑漆塗格間極彩色繧繝文様周張付海老茶色織物蟻壁付建具出入口唐戸窓硝子開き戸上欄間硝子戸框總て黑漆塗煖爐前飾木造

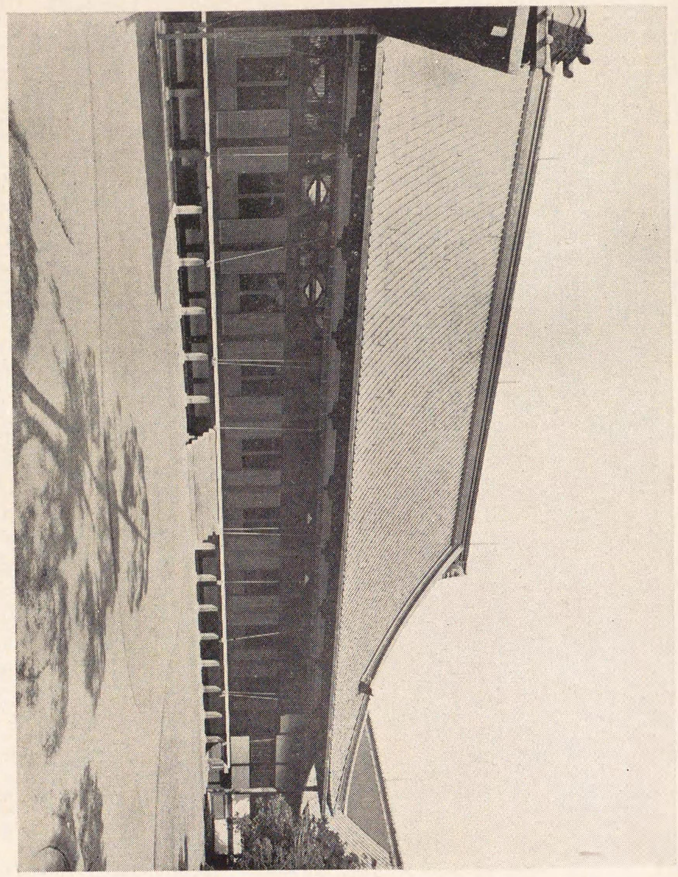

第四十七圖　明豐城宮殿外部

鏡付蒔繪螺鈿の裝飾を施し、隨所金具打。

第十五　各所廊下

構造　木造平家建。

屋根　兩流造瓦棒銅板葺。

外部　舟肘木造柱間白漆喰塗窓下部格子。

內部　床寄木張猿頰天井周張付唐草文樣壁紙、但、正殿及び豐明殿脇廊下の一部に限り各本間入側と同斷織物張付とす。

第十六　鳳凰之間、桐之間、西之間

構造　木造平家建

屋根　入母屋造瓦棒銅板葺獅子口付妻飾木連格子。

外部　二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰壁欄間木格子切目緣勾欄木階付。

內部　鳳凰之間床寄木張二重折上小組格天井格緣金具打張付紙金砂子蒔金銀を以て鳳凰を描く。蟻壁付建具三方硝子戸框素木浮彫模樣付正面上部欄間硝子戸建煖爐前飾大理石造鏡付入側寄木張天井化粧屋根裏繫虹梁張付純金砂子蒔金銀泥を以て雲模樣を描く。緣側界硝子戸框潤色漆塗外に舞良戸を建つ。上欄間硝子戸を

建つ。

桐之間床寄子張折上小組格天井格縁金具打蟻壁付張付紙金砂子蒔金銀泥を以て秋草之圖を描く。建具廊下界腰付硝子戸框に蝶鳥文様彫刻あり。縁側界硝子戸框前同斷緞帳を懸く、煖爐前飾大理石造鏡付。西之間床寄木張猿頬天井張付紙金砂子蒔建具硝子戸框潤色漆塗表御座所側出入口唐戸建。鳳凰之間桐之間附屬廊下床寄木張猿頬天井張付紙金砂子蒔建具窓硝子戸各廊下仕切黑漆塗框杉戸を建て、板に極彩色花鳥を描く。

第十七　表御座所

構造　木造二階建

屋根　入母屋造銅板瓦棒葺獅子口付妻飾木連格子。

外部　上下層とも二重間配垂木舟肘木造柱間白漆喰壁切目縁勾欄付欄間木格子付。

内部　階下を一之間二之間三之間に分ち、外に御物置三室あり。階上又一之間二之間三之間に分ち、御玉突所同次之間を中二階とし、階段踊場より廊下にて連續す。階下の部三之間床絨毯敷板違格天井長押蟻壁付柱間金砂子蒔張付二之間界唐戸仕立襖を建つ。煖爐前飾大理石造鏡付二之間床絨毯敷折上小組格天井蟻壁長押付張付金砂子蒔金泥にて飛燕を描く。建具仕立襖及硝子戸框に彫刻模様あり。欄間硝子戸一之間上筬欄間煖爐前飾大理石造鏡付一之間總て二之間に同じ別に床之間あり。床框黑漆塗織物敷込入側床絨毯敷猿頬天井長押付建具唐戸仕立硝子戸框潤色漆塗欄間硝子戸。

階上之部三之間床絨毯敷板違格天井蟻壁長押付柱間金砂子蒔張付建具窓硝子戸二之間界其他唐戸仕立襖を建つ。煖爐前飾木造鏡付一之間床絨毯敷板違格天井蟻壁長押付張付紙文様散し煖爐前飾木造鏡付一之間界欄間雲に蝙蝠の木象眼入彫刻あり。建具唐戸仕立襖及硝子戸框に彫刻文様あり。一之間床絨毯敷板違吹寄格天井床之間素木框二之間界欄間古代文様散し、木象眼入彫刻其他總て二之間に同じ。入側床絨毯敷猿頬天井張付金砂子蒔唐戸仕立襖を建つ。中二階御玉突所同次之間床絨毯敷猿頬天井長押蟻壁付建具唐戸仕立襖並硝子戸。

第三節　奥宮殿

第一　奥御座所

構造　木造平家建。

屋根　入母屋造銅板瓦棒葺獅子口付妻飾木連格子。

外部　軒二重垂木柱間白漆喰塗長押付切目縁勾欄付。

内部　一之間二之間三之間次之間申口之間御寢之間上段之間劒璽之間及入側より成る。
一之間絨毯敷二重折上小組格天井周張付及襖は金砂子蒔襖金泥菊文樣を描き周金欄緣付。
床の間緞子織物張違棚要所金鍍金唐草文樣毛彫飾金具打袋戸小襖金地墨繪山水及極彩色歷史畫を描く。
二之間及三之間床及周前項同斷折上小組格天井二之間煖爐を設け前飾白大理石造上部飾鏡取付。
次の間床及周前同斷。但襖周緣金襴織物張らず。板違平格天井煖爐前飾金蒔繪上部圓鏡取付。
申口之間床及周前同斷猿頰天井煖爐前飾石造上部大鏡取付。
御寢之間床前同斷板違平格天井周張付及襖金泥雪文樣を描く。
上段之間床疊敷二重折上子組格天井周張付金砂子蒔。
劒璽之間床疊敷上段之間より更に高く出入口所謂書院造の納戸構に同じ。折上小組格天井周壁張付及襖金泥花鳥文樣を描く。
以上各室共入側界紙張障子及舞良戸襖を建て、入側仕切杉戸極彩色舞樂又は花鳥畫を描く。
入側床絨毯敷化粧小屋裏天井周内法長押上柱間白漆喰塗東西仕切内法上竹の節欄間を設け、緣界硝子障子及木連格子戸を建つ。

第二　皇后宮御座所

構造　木造平家建。
屋根　入母屋造銅板瓦棒葺獅子口付妻飾木連格子。
外部　軒二重垂木柱間白漆喰塗長押付切目緣勾欄付。
内部　一之間二之間三之間申口之間御寢之間吳服之間化粧之間及入側より成る。
一之間床絨毯敷折上小組格天井周張付及襖金砂子蒔花文樣を描く。
床之間緞子織物張違棚要所飾金具打袋戸小襖彩色風俗畫を描く。
二之間床及周前同斷小組平格天井煖爐を設け、前飾金蒔繪上部大鏡取付。
三之間床及周前同斷板違平格天井。
申口之間床及周前同斷猿頰天井煖爐前飾漆塗。
御寢之間床疊敷板違平格天井煖爐前飾金蒔繪。
吳服之間床疊敷猿頰天井。
化粧之間床疊敷板違平格天井。
以上各室入側界紙張障子を建て入側仕切杉戸には極彩色花鳥風俗畫を描く。
入側床絨毯敷一部疊敷猿頰天井周張付金砂子蒔緣界紙張明障子及舞良戸を建つ。

第三　皇太后宮御休所

構造　木造平家建。
屋根　入母屋造棧瓦葺獅子口付妻飾木連格子。
外部　軒二重垂木柱間白漆喰壁長押付周切目縁勾欄付。
内部　一之間二之間三之間次之間及入側より成る。
一之間床絨毯敷小組平格天井周張付及襖金砂子蒔藤文様を描き襖周紋絹縁取。
床之間緞子織物張。
二之間床及周前同斷板違平格天井煖爐前飾蒔繪に螺鈿文様を現す。
三之間床及周前同斷猿頬天井又煖爐を設く前飾前同斷。
次之間床天井周總て前同斷。
以上各室入側界紙張障子を建て入側仕切近江八景及花鳥の極彩色繪を描く。
入側床絨毯敷猿頬天井周張付金砂子蒔縁界紙張障子及舞良戸襖を建つ。

第四節　以上諸殿に附屬する各室

構造　木造平家建。
屋根　主要なるもの入母屋造其他多くは寄棟造一部切妻造總て棧瓦葺とす。

外部　柱間主要なるもの白漆喰壁其他飾子下見張。
内部　床絨毯敷疊又は薄縁敷天井は猿頬又は棹縁周及間仕切壁白無地張付又は白漆喰塗一部羽目板張建具間界白無地襖出入口紙張障子又は硝子障子縁側硝子戸窓紙張障子又は硝子戸を建て、廊下杉戸又は舞良戸を建て、杉戸にて極彩色花鳥人物其他を描く。

第五節　各事務所

構造　木造平家建一部二階建。
屋根　寄棟造棧瓦葺。
外部　柱間漆喰壁又は飾子下見張。
内部　床絨毯敷又はリノリウム敷天井多くは猿頬又は棹縁天井一部格天井周及間仕切壁白無地張付又は白漆喰壁建具唐戸硝子戸及舞良戸を用ふ。

第六節　敷地内の概況

宮城の建築物を記載せしこと以上の如し、次に敷地に就いて大略を記述せんとす。先づ敷地を大別して六區となす。第一區は南部外苑、第二區は正門内より表宮殿奥宮殿紅葉山女官部屋附近幷に坂下門内宮内省廳舍より北乾門に至る間、第三區は賢所、戰利品陳

列所幷に吹上御苑附近一帶、第四區は舊本丸、第五區は主馬寮一圓而して第六區は大手門內より內櫻田門幷に蓮池門址附近に至るもの是なり。此の外內匠寮の保管地として北部陸軍省用地周圍の濠地あり。

第一區

第一區は周圍總て濠を廻らし、東南西は外構を爲す。卽ち東南は永樂町八重洲町幷に有樂町に面し、南西は外櫻田町日比谷に面し、西及び北は何れも濠を隔てゝ第二區第六區に隣す。南部芝地內楠正成の銅像立ち小徑三方より通ず。又和田倉門幷に櫻田門內は桝形を構成し、依然として舊時の趣を存したれども彼の大正年代の大震災に遭ひ大に破損するに至れり。

又東南西は濠に面し、土壘高く其の外石垣を積み、土壘上老松聳え、西北は第二區及び第六區に面する濠畔は、木柵を設け、柵に沿うて柳を植ゑたり。

第二區

四周總て濠を廻らし、南方外櫻田に面し、南面より西北は第三區に向ひ、東北は第四區に面し、南部に於いて正門北面して立ち、西南に三角門、西部に內苑門あり。何れも第三區に通じ、北に乾門あり。代官町に出づべく乾門の南方百數十間にして外庭東門あり。第三區に通じ、東部に坂下門あり。第一區に出づ。

第二區內更に五區に分たる第一は正門內廣場第二は表奥兩宮殿幷御內庭廻り、第三紅葉山一圓第四紅葉山下女官部屋附近、第五坂下門內宮內省廳舍より乾門に至るもの卽ち是なり。

(一) 正門內廣場

古くは的場曲輪と稱せし地にして、周石垣內土堤地は芝地とし、芝地內老松繁生し、中央芝地を劃し、松印度杉楓其の他を植ゑ、其の間井筒あり。清水常に流出す。南西に衞兵舍幷に之に附屬する建物あり。西部山里御文庫御劒拭場あり。北に山里門あり。御內庭に通ず。東部鐵橋を渡れば、卽ち宮殿幷に御內庭の地なり。

(二) 表奥兩宮殿幷御內庭廻り

南面して御車寄立ち、それより後方正殿豐明殿及び千種、牡丹、竹の諸間順次に中央に並び、東方は左廂東一、二之間、化粧一、二之間幷東溜之間、西方は右廂西一、二之間、葡萄一、二之間幷に西溜之間、互に左右均齊の位置に立ち、東溜の北南溜之間、東車寄、北溜之間あり。更に侍從職倉庫あり。其の北東渡廊下に依り、宮內省廳舍に通じ、葡萄之間の西鳳凰之間桐之間あり。それより西表御座所あり、以上を表宮殿とす。表宮殿の西部侍從職、侍從武官府、

内大臣府等の建物あり。是等建物の西奥宮殿あり。表御座所の西北聖上常御殿、皇后宮常御殿、皇太皇后宮御殿、御靈代等何れも南面して立ち、廊下により相連なれり。皇后宮常御殿の東内謁見所あり。其の間に女官候所あり。北部は女官各詰所を經て、皇后宮職より北車寄に出づべく、渡廊下を以て紅葉山下女官部屋に通ず。表宮殿、奥宮殿の中間なる内大臣府よりは、西渡廊下により宮内省廳舍に通ずべく、表宮殿の北方宮内省廳舍との間、侍醫寮、大膳寮、煖房機關室等の建物あり。

表御座所鳳凰之間幷に奥宮殿前方西南部の地は、總て御内庭なり。御内庭内南部に二重櫓、多門櫓西部に御馬場御馬見所御文庫等あり。

(三) 紅葉山一圓

紅葉山の西北は道灌堀にして、東南部は女官部屋内匠寮分室等に臨み、山内中央部に御寫眞撮影所、北東に御養蠶所及び同御休所あり。堀に臨み東屋三棟點在す。

西南堀に臨み、櫻樹多く陽春開花の頃に至れば實に壯觀を呈す。

(四) 紅葉山下

紅葉山下南部一帶は總て女官部屋とし、北部侍醫寮、診察所、大膳寮附屬の建物及び省丁部屋、内匠寮分室等あり。女官部屋は東南煉瓦塀を繞らし、一區劃を爲し、一之側二之側三之側より成り、東北隅に近く出入口門あり。門内面謁所あり。それより廊下により各側に通ず。

(五) 坂下門内

坂下門左側に皇宮警察部あり。西部の坂を登れば表宮殿東車寄に至り、北すれば即ち宮内省廳舍なり。廳舍前に楕圓形の池を穿ち、池の中央常に清水高く噴出す。廳舍の北側西に坂路を爲し、奥宮殿北車寄に通ず。廳舍前より東すれば蓮池門址より第六區に通じ、北すれば遠く乾門に至る。其の間松櫻楓多く、南部には供溜馬繫電信取扱所、電話交換所等の建物あり。

第三　第三區

北部は煉瓦塀を構へ、塀外代官町道路を隔てゝ陸軍省用地に隣し、東方の一部面柵板塀により第二區に接し、其の他は總て濠を繞らす。又東南は第二區に對し、南西は外部永田町、隼町山元町五番町に對す。西部半藏門を開きて麴町の市街に通ずるも、常時一般公衆の通行を禁せり。

第三區は更に五小區に分たる。第一南部戰利品陳列所の所在地區、第二は賢所の一廓及び其の西部附近一帶、第三は北部なる吹上御苑、第四は西部石材置場、第五は東部衞兵舍

内匠寮園藝係員詰所附近是なり。

(一) 戰利品陳列所

戰利品陳列所の南西の石垣内は土堤にして、北東は角柵を以て圍まる。第二區より三角門を入り、右方は道灌堀にして、左方は土堤なり。土堤を傳ひ行くこと數十間にして振天府及び御休所有光亭等あり。其の間各種戰利品を配されたり。振天府の土堤下に建安府及び御休所配舍其他の建物あり。次に建安府の西に惇明府幷に之に附屬する建物數棟建つ。

(二) 賢所の一廓及び其附近

戰利品陳列所の北方の道を隔てゝ賢所參集所あり。其の傍に警手詰所、名刺受所、手水屋等立ち、所謂賢所はそれより更に北方二區内苑門の西部にあり。周は總て煉瓦塀を繞らし、神殿賢所皇靈殿の三殿東より順次南面して立ち、更に西方に神嘉殿あり。是等諸殿の前方に拜殿及び幄舍等あり。又後方は聖上皇后兩陛下幷に皇太子殿下の便殿幷に掌典部員詰所立ち、廊下により神殿に連なる。

賢所の西方南部に假賢所、北部に御馬場あり。其の西に瀧地あり。

第四十八圖　振天府外觀

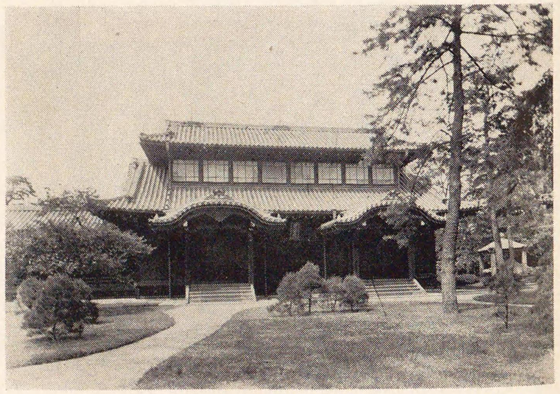

第四十九圖　建安府外觀

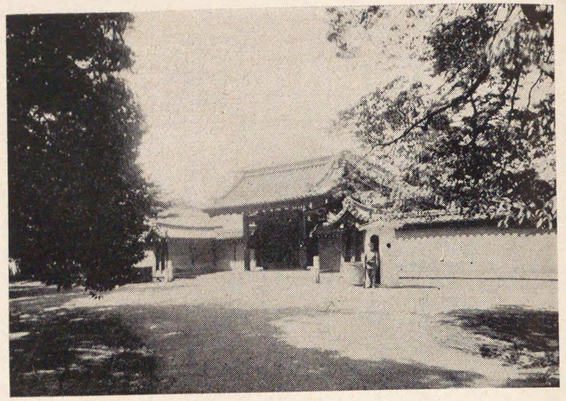

第五十圖　賢所正門

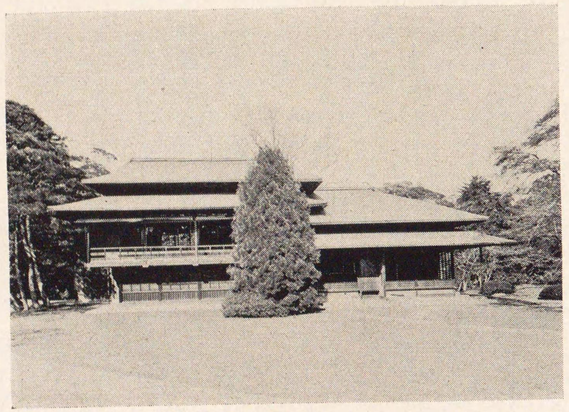

第五十一圖　駐春閣

(三) 吹上御苑

吹上御苑の南部は賢所西部に續き、西部は煉瓦塀に依りて石置場に隣し、北部は同じく煉瓦塀を以て外部代官町に境し、東部は角柵板塀を以て大道に隣す。

苑の南方一大池あり。池中東部に島あり、橋を架し之に渡ることを得。島中東屋あり、藤棚を設け、石燈籠を配す。池畔北部に霜錦亭あり。其の北に懷遠府幷に其の砲車置場あり。北清事變の際に於ける戰利品を陳列す。これ苑内にあるを以て其の構造御茶屋の形式を爲す。懷遠府の東に吹上御茶屋あり。御茶屋の附近に屋根付馬場幷に之に附屬する馬繋及び主馬寮員詰所、其の他の建物あり。又吹上御茶屋の後背に觀瀑亭あり、亭前西方に瀑を望み、瀑水流れて池水となる。池中には小島點在し、池の北西土地は次第に高く、依りて道に從ひ登り行けば駐春閣に出づ。其の西方更に土地高く暫くにして梅林あり。是れ舊時より存せし梅林なるが如し。近く寒香亭あり。東方一段高き處に望岳台あり。快晴の日は遠く富士を望むべし。近く參謀本部霞關一帶を望む。

望岳台を下れば一帶に廣き芝地あり北西には馬場あり、御馬見所、馬繋其の他の建物あり。馬場の後背溫室、植木室幷に是等附屬の建物立つ。芝地の南東は霜錦亭前の大池にして、池畔道に從ひ南面すれば竹林あり。それより直に吹上門に出づ。以上を御苑の大觀とす。

(四) 石置場

吹上門を出づれば廣場あり。西部は直に半藏門に接し、北部は板塀を廻らし、板塀内を石材置場とす西方は土堤にして、土堤外の石垣は卽ち外圍なり。

(五) 衞兵舍等附近

東部大道路の東は所謂道灌堀を隔てゝ、第二區なる紅葉山に對し、南方に土藏與舍衞兵舍等の建物あり。それより北内匠寮、園藝係員詰所、植木室等あり。それより北すること暫くにして道は右折し、それを東に直行すれば外庭東門に出づ。

第四　第四區

第四區も亦更に三小區に分劃さる。卽ち第一は南部僅に第六區に接して石垣を以て圍まれたる部分、第二は所謂本丸の大半にして中央より更に北部凡折半する部分。第三は北部舊天守臺址附近是なり。

(一) 低地部

土地一段低く、石疊の間に火藥庫土藏倉庫、呉服所、號砲所等の建物あり。

(二) 高臺南部

南隅には舊富士見三重櫓あり。其の傍北西に土藏立ち、西部の中央石垣上には富士見多門、北部には官舍其の他侍醫寮、衞生試驗場の建物ありて、外北部は桑園となし、南部は一帶廣場となり、一部に石材を置く。中央部に號砲所あり。

(三) 高臺北部

北部なる舊天守臺址附近は中央氣象臺所在地にして、文部省之を管理したりしが、後大正十一年文部省より宮内省に返還さる。

第五　第五區

第五區に二小區に分たる。一は東部の平河門内より舊三之丸に至る間、他の一は西部平河門より西に梅林門を入りたる舊本丸下の地なり。

(一) 東部

平河門内家根付馬場、馬丁部屋、蹄鐵場其の他是等に附屬の建物あり。三之丸内には馬場、馬見所、馬體秤量所、馬糧庫、厩舍、馬繫等の建物あり。

(二) 西部

西部の中央部東寄りに主馬寮、廳舍あり。廳舍前は廣場にして、馴馬場に充て、廳舍の南馬車舍馬具置場あり。其の前に馬車工作場あり。而して廳舍の北には廐舍四棟あり。其の後方には寢稿置場、馬糧置場、同洗場其の他の建物あり。梅林門内には物置あり。

第六　第六區

第六區を二小區に分つ。一は大手門内より内櫻田門に至る部分、他の一は本丸下舊蓮池門より百人番所附近に至るもの是なり。

(一) 大手門より内櫻田門間

大手門内に消毒所あり。其の後に警手合宿所あり。是等の西板塀により一廓をなして内匠寮席あり。各種事業用材料返納品格納の物置其の他の建物數棟あり。南部には内閣の各建物あり。又南端に二重櫓あり。こは内匠寮の保管に屬すれども、借りて内閣是を使用せり。

(二) 本丸下の部

本丸下舊池門址より、舊百人番所に至る間道の西側南部に自動車庫、御寫眞調製所あり。北東に百人番所其の他西南には濟寧館、車夫詰所、倉庫其の他あり。

宮城境内の概況以上述ぶるが如し。

第七節　附屬建物若干の建築年代等に關する文書

宮城境内の附屬諸建物は、宮城落成御移轉後時々增設せられたること次の如し。

(一) 吹上御苑内諸亭

諸亭落成の上内匠寮より主殿寮へ引渡したる文書の寫は次の如し。但、領收證は省略す。

記

吹上御苑内　壹棟

一、寒香亭御茶屋新築　壹棟

同

一、望嶽臺新築　壹棟

同

一、觀瀑亭御茶屋建增　壹棟

同

一、霜錦亭御茶屋建増　　内匠寮

右建物落成及御引渡候也

明治二十二年三月廿五日

主殿寮

是に依れば、觀瀑亭と霜錦亭とは舊幕府時代の遺構が存在せしこと窺知せらるべし。觀瀑亭は所謂瀧見之御茶屋なること知るべきなり。

(二)　廐等

三角門内廐其他共今般竣工ニ付別紙圖面相添及御引渡候條御査收相成度此段申進候也

明治廿二年四月二日　　内匠寮

主馬寮

(三)　蓮池門内附屬建物　　證

宮城蓮池門内

一、劒術槍術稽古場　　壹棟

但疊及敷物建具共

一、風呂場　　壹棟

一、便所　　壹棟

右建物落成ニ付御引渡候也

明治廿二年四月五日　　内匠寮

皇宮警察署　御中

(四)　從者控所

宮城内

一、皇族及大臣從者控所　　壹棟

但建具共

右建物落成ニ付及御引渡候也

明治廿二年四月六日　　内匠寮

内事課　御中

(五)　駐春閣

吹上御苑内

一、駐春閣　　壹棟

右建物今般落成ニ付御引渡候也

明治廿二年四月十一日

主殿寮

(六)　戰利品陣列場等

これ後に振天府と御命名になりたるものなるべし。

記

一、戰利品陳列場　此建坪四十坪四合但鍵三個付　　壹棟

一、御休所　此建坪十三坪八合三勺但鍵二個付　　壹棟

一、東家　此建坪四坪六合三夕　　壹棟

一、碇置場　　壹ヶ所

一、風見　　壹ヶ所

一、木柵　但柵門付鍵一個添　長延九十九門七分

右落成御引渡ニ付請取候也

明治廿九年九月三十日

内匠寮　　侍從職

(七)　帝室林野管理局廳舍

こは和田倉門内に新築せられたる木造の大建築なり。彼の大正年代の大震火災の節出火して烏有に歸せり。

明治四十三年十月

帝室林野管理局廳舍新築之儀本館及附屬建物之内別紙記載之建坪今般竣工候ニ付此段及上申候也

追テ假引渡方可然哉併テ副申候也

記

一、本館　建坪五百六十一坪三合一勺九才

但　各室窓日除緞帳、疊鏡ハ工事中ニ付未出來ニ候

一、倉庫　同二十七坪

但　煉瓦造棚板ハ取付中ニ付未出來

一、同木造　同廿七坪

一、小使部屋湯沸所湯殿便所炊事場　同四十坪九合

一、薪炭置場　同二十四坪

一、馬繋馬車置場　便所供侍所共　同十九坪
一、總テ渡廊下　同百十一坪七合五勺

(八)　衛生試驗所

侍醫寮衛生試驗所本館及附屬建物新築之儀別紙記載之建坪之通リ今般竣工ニ付此段上申候也

追テ同寮ニ引渡方可然哉副申候也

明治四十四年十一月廿九日

一、本館　建坪七十三坪五合
一、同車寄　同二坪
一、附屬便所　同三坪七合五勺
一、同渡リ廊下　同九坪
計

右之通

(九)　表宮殿大修繕

此の修繕は明治年代に非ざれども參考の爲め記し、以て明治年代に大修繕の無かりしことを傍證することは無益のことにはあらざるべし。

表宮殿向大修繕　大正二年四月十三日着手。同年五月二十六日竣工各部局へ引渡ヲ了ス。

第三章　赤坂離宮

室内装飾は三六四頁

赤坂離宮の洋館は卽ち東宮御所なり。

第一節　概要

東宮御所御造營に就いては明治三十一年八月官制を發布し、宮内省中に東宮御所御造營局を置かる。爾來諸般の準備に着手し、翌三十二年八月起工し、同三十九年に至り大略其の工を竣へたるに依り、御造營局を廢せられたり。夫れより後は内匠寮に於いて殘務を取扱ひ、明治四十二年六月を以て之が整理を完結せり。經費は工費及び事務所費俸給等を合せて總計金五百拾萬五千五百七拾貳圓六拾錢八厘なりき。

御造營の位置は赤坂離宮内の西北部に當れる高地にして、舊東宮御所の在りし跡なり。石造の三層より成り、專ら震災豫防に意を用ひ、壁中には縱横に鐵骨を入れ、床も亦同じく鐵材を用ひたる耐震構造とし、家根組は鐵製にして銅板を以て之を葺く。

本館は北面して立ち、其の正面は遠く市ヶ谷なる陸軍士官學校と相對す。前庭は左右壁を以て之を圍み、一つの高壇をなし、前面に石欄を設け、以て正門内の低地と區劃す。而して其の中央より正門に通ずる道路を設け、其の兩側は芝地と爲して所々に松樹を植ゑ、左右に衛兵舍を設け、前面の外部は鐵柵を以て構へ、中央に錬鐵製の正門を建設せり。

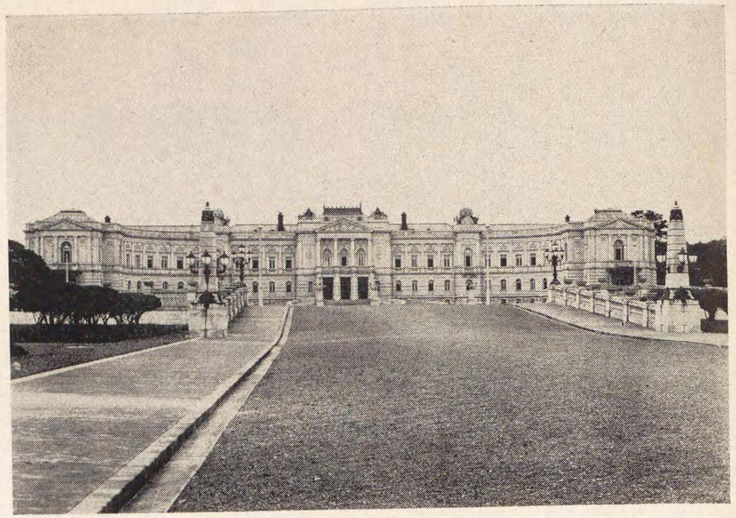

第五十二圖　赤坂離宮御殿正面

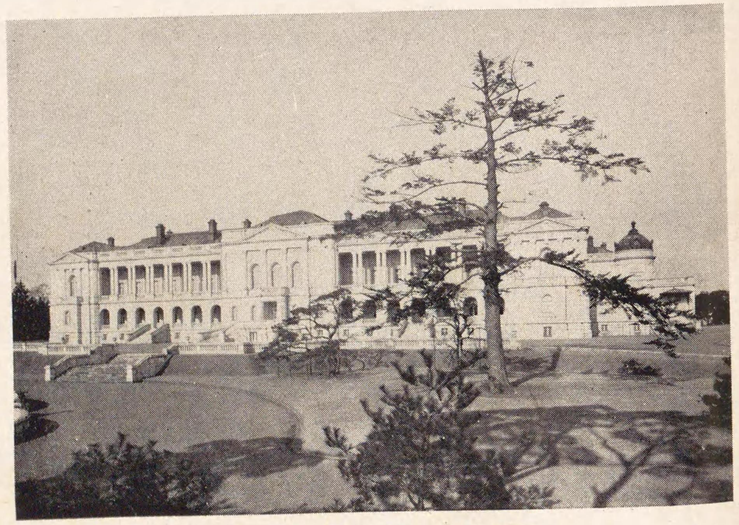

第五十三圖　赤坂離宮御殿背面

本館の間取りは、階下を兩殿下の御常住とし、東の半部は　皇太子殿下、西の半部は　皇太子妃殿下御用の各御座室に當つ。階上には書房、球戯室、食堂、喫煙室其の他諸般御接客用の室を配置せり。地下室は厨房及び其の附屬室、煖房機械室、圊厠等にして、これが建坪は壁眞より測りて千五百六十六坪、延坪は四千六百五十三坪七合九勺七才なり。附屬建物は三千五百二十二坪九合五勺五才合計總延坪は八千百七十六坪七合五勺二才なり。

建物の外部は總て花崗石を以て圍らし、壁面要部の裝飾は悉く花崗石に彫刻を施し、軒飾の一部分は同石に擬したる陶製を以てし、各所屋上裝飾物の如きは重量を輕減するため展銅製を爲す。内部の煉瓦壁面は漆喰或は石膏を以て仕上げ、且、要部には大理石或は木製の羽目を箱め込み、主要なる室内の壁面は裂地張りを以て裝飾を施したり。要するに階上は其の目的前述の如く嘉賓の接遇に充てさせらるゝにあるを以て、其の裝飾も隨つて艶麗たれども、階下は御常住の御座室多きを以て、其の實質に於いては敢て異なる處なしと雖も、寧ろ務めて簡朴眞率に從ひたり。

煖房及び換氣法は、階上階下共に其の主要なる部分は煽風機を、以て間接溫氣煖房法を施し、階下の一部及び各廊下幷に地下室等は放熱器を用ひ、直接蒸氣煖房法を施す。其の緊要なる箇所は何れも自働溫度調整機を以て適度に其の裝置を支配せしめ、又夏期は特に室内の濕潤を防禦する爲め別に二基の煽風機を備へたり。汽罐は英國バブコック、エンド、ウィルコックス會社製百五十七馬力の水管式汽罐四を汽罐室に設置す。直接蒸汽

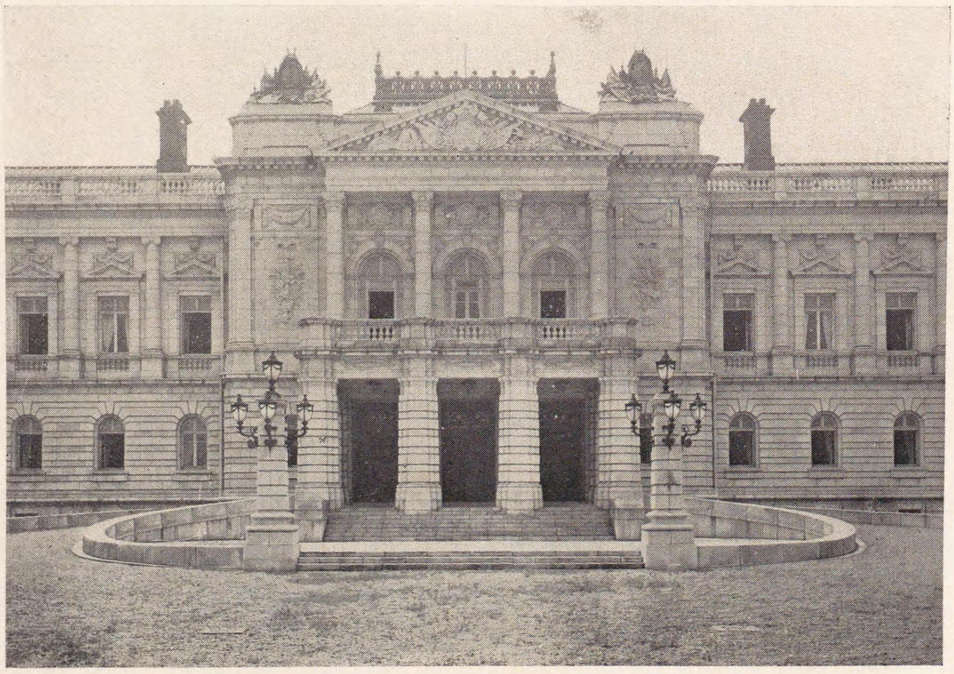

第五十四圖　赤坂離宮御殿御車寄

放熱器は米國アメリカン、ラヂエター、コンパニーの製作に係るものにして、使用せる放熱器の數は二百六個總放熱面積は四千九百九十六平方呎余なり。間接蒸汽放熱採煖法即ち煖風機式煖房法に用ふる煖風機は米國ビー、エフ、スターテウアント會社の製作に係る。自働溫度調整裝置は米國ジョンソン、テンペレチユーア、レギユレーチング、コンパニーの製作なり。

本館各部幷に前庭に於ける外燈等は點燈の爲め御所附屬の特設發電所を設け、六基の發電機を備ふ。前述煖房換氣等に要する蒸氣及び動力も亦共に此處より之を供給するの裝置なり。

御湯殿、御厠其の他各所に配置したる圓厠幷に厨房等には最も完全なる機具を裝置し、其の緊要なる部分は特殊の換氣法を用ふ。且是等より生ずる下水は總て南方の低地に導き、其處に設けたる停溜池に集め、濾過清淨法を施したる後離宮内を貫通せる暗渠に放流す。

開局に際しての主なる關係官員は局長に樞密顧問官杉孫七郎、事務官に帝室博物館總長股野琢、技監に内匠寮技師片山東熊兼任せり。後明治三十二年三月十六日杉孫七郎願に依り兼官を免せられ、内匠頭兼宮中顧問官堤正誼局長に兼任せられたるが、明治三十七年四月一日願に依り内匠頭を免せられ、局長を以て本官とせられ、同時に技監片山東熊内匠頭に任せられ、更に技監を兼任したり。

又煖房機械裝置の事を眞野文二に囑託し給水幷に排水工事及び監督を中島鋭治に囑託したり又農商務省より佛國へ出張中の巨智部忠承に大理石の取調を囑託し、文部省より出張の美術學校教授黑田清輝に室内裝飾の取調を囑託せり。其の他洋館用油繪の作成を京都高等工藝學校教授淺井忠に囑託せり。尙ほセメント試驗を高山甚太郎に電氣工事設計を逓信省技師五十嵐秀之助に、模樣圖案の取調を東京帝室博物館部長今泉雄作に、室内裝飾用孔雀花瓣の圖作成を帝室技藝員今尾景年に、裝飾用七寶燒下繪の作成を荒木寛畝に、裝飾用七寶燒の製作を並河靖之に、洋館用油繪の作成を渡邊審也西三雄に、食堂裝飾七寶燒下繪の作成を渡邊省亭に、裝飾參考の製圖を東京美術學校教授黑田清輝及岡田三郎助に囑託せり。其の他電氣に關する諮詢に應じ、實地監督の事を中野初子、同淺野應輔古市公威、藤岡市助に囑託せり。又設計課勤務を池田稔に囑託し、東京帝國大學工科大學助教授石井敬吉は御造營局技師となれり。

第二節　位　置

御造營の位置は當初より舊東宮御所跡と豫定せられたるも、之を精確に決定するに就いては、先づ其の建物の安泰を計る爲め豫定地一帶の地質調査を施して其の結果に據る事と爲せり。乃ち明治三十一年に於いて農商務省地質調査所技師巨智部忠承に囑託して之に從事せしむ。仍て其地域内に二十箇所の試堀を施して地質を檢査せり。之に依りて當時の地表より平均三尺乃至六尺の間は舊建物の基礎其の他の爲め概ね一時堀鑿されたる埋土なれども、これ以下には堅密なる赤土の天然層ありて其の層の厚さ新設建物の下に當る所に於いて平均十四尺を有する事及び其の東端約十間を隔つる所に當りて、深さ四十尺以上の試堀を施したるも、猶ほ其の底部を檢し得ざる深き埋土の存することと、且、建物前部に當り此の赤土層の厚さ減すると同時に其の下部には軟弱質にして濕潤せる粘土層の存在せる事を發見せり。故に是等兩個の障碍を避けて遂に現在位置に決定せるなり。

建物の方向は其の中眞線を子午線と比較する時は北より約十一度卅分東方に偏傍す。是其の過邊の地勢及び採光等の關係上前述の位置に於いて實行し得る最も適當なるものにして、是が決定に關しては、特に是が爲め現場に差遣されたる侍醫と熟議討究を盡せるものなり。

地盤の高さは從來頗る不均一にして、且、南方へ傾斜したるが爲め、平均高さ三尺餘の盛土を爲し、海面上百〇七尺七寸を以て其の新設地盤の高さと定めたり。

第三節　基　礎

基礎は新設地盤面より深さ十四尺二寸九分卽ち從來地表面より平均約十尺を堀鑿し、赤土層上に厚五尺のコンクリートを打てり。其の幅員は上部構造の輕重に比例して廣

狹あり、是れ其の荷重に異同あるも基礎底部の地面に加ふる壓力を全部均一ならしめん事を期するに因るものにして、實地載荷試驗の結果に依り、其の標準は一平方尺につき一噸七分を超過せざる事とせり。是に依りて其の幅員廣きは十八尺に及び、狹きも猶ほ七尺に達す。而してコンクリートの調合はセメント一、川砂三、砂利六の割合なり。

壁脚は此のコンクリートより煉瓦二十一段を梯形に積みて、地下室床面に達す。此の煉瓦壁脚の下部には鐵柱の兩側に於いて斷面六平方吋を有する鐵道軌條各二條宛都合四條を積込み、鐵筋として是に應張力を與へ、地下室床面以下五寸の所に於いては雄勝產石板石二枚を純セメントを以て積込み、以て防濕層とせり。又これより以上の外部壁面には側石下端に達する迄土瀝青（アスファルト）を塗抹し、以て外部よりする濕氣の侵入を防止し、其の外側は全體に煉瓦半枚積みを以て之を保護せり。

第四節　鐵骨

鐵骨は主として震災豫防の爲め之を使用す。即ち主要なる建築材石及び煉瓦等は抗壓力に富むも比較的抗伸力に乏しきを以て之を補はんが爲め構造中多分に强靱性を有する鐵材を配合せるものにして、換言すれば普通石造建築の構造に尙ほ一層の强力を附加する爲め之を使用せるものなり。然れども此の目的を妨げざる限りは因より其の構材を又構造上一部の載荷材として應用せるものにして、即ち目的は二あり。されば米國にて專ら行はるゝもの即ち鐵骨を全然建築の主要なる構造材とし石材煉瓦等の重梁をも之に負擔せしむるものと大に其の使途を異にす。隨つて其の構造先例なき特殊のもの たり。今其の構造の概略を叙述すれば先づ基礎工事中既に錨版に十四吋方厚一吋四分の一を深さ三尺のコンクリート中に埋沒し、これより直徑一吋四分の一杆棒鐵四本を以て其の上部に建つる鐵柱の礎版三十吋方厚一吋四分の一を基礎上部に緊着す。其の鐵柱は一般に十二吋三十一磅半の工字鐵（十二吋は構斷面の長軸に就いて測れる寸法にして、三十一磅半は其の一呎に對する重量なり。即ち是に依りて其の鐵材の厚及其の他各部の寸法を表示するものなり以下是に倣ふ。）壹個を中心に置き其の兩側に突緣（フランジ）を外方に向けたる二個の函字鐵（チャンネル）十二吋二十磅半を鋲綴したるものにして、是を壁中十二尺五寸を超過せざる距離に樹立す。其の地下室の分は總て長さ十八呎三吋半其の員數四百三十本、階下の分は總て長さ十六呎壹吋四分の一、此の員數四百二十二本。階上の分は長さ二十二呎六吋四分の三乃至三十二呎九吋半迄此の員數計四百十本なり。是等を漸次垂直に其の下方のものに繼續して建設せり。又此の員數の內變形の柱二種あり。一は階下中廣間の裸柱の心に建つるものにして、十吋二十五磅の工字鐵を中心に置き、其の兩側に突緣を內方に向け函字鐵十二吋二十磅半二個を鋲綴したるもの又他の一種は正面中央の屋甍を支持する圓柱及び階上緣側の圓柱の心に使用したる一本の鋼製圓管內徑八吋厚四分の三吋のものなり。

是等の鐵柱を水平に繫束する一般の横材の配置は、階上階下各床の高さ及び屋根組底部の三ヶ所にあり。其の中各床の高さに於いて壁中積込みの箇所は、各鐵柱間に二箇の函字鐵十吋二十磅を繫版を以て聯結したる函形梁（ボックスガーダー）に架す。又室を横斷して對邊にある鐵柱に架するものは、其の張間に依り大小の差ありと雖も、概して十五吋三十磅乃至四十二磅の工字鐵貳箇を聯結したる構梁を用ひ、是等の側面に七吋乃至十五吋の工字鐵を以てせる床小梁を鋲着す。又上部に於いても各鐵柱間は下方のものと同じく函形梁を以てし、對邊にある鐵柱は各屋根組の繫梁（ボットムコード）函字鐵八吋十三磅四分の三、二個より成れるものの兩端を鋲着聯結し、尙ほ其の柱頭に於いて對角杆棒鐵直徑一吋を兩端の螺旋部分に於いて一吋八分の三に太めたるものにより各室四隅にある柱を連結し、以て其の歪曲變形を防がしむ。

其の外窓入口等の門孔部分は、特に其の上下部に二個の函形梁を入れ、以て壁部に生ずる弱點を補ひ、且、周圍の外壁に於いては總て軒蛇腹より下十呎四吋八分の五の水平に於いて特に二個の函字鐵十二吋二十五磅より成れる函形梁を各鐵柱間に架す。

花鳥之間、羽衣之間及び大階段之間等の比較的長大なる室の外壁は、其の函形梁に換ふるに版鐵（プレート）幅三十吋厚八分の三吋及びL字鐵三吋厚八分の三吋より成れる强大の版鐵構成梁（ゲーダー）を用ひ、以て上部に於いて不時の劇甚なる震害に備へたり。

此の鐵骨の設計に就いては當初大體の計畫を立て、且、五十分の一横形を製作し、技監之を携へて米國に渡航し、斯業に最も練達せる市俄古市のシャンクタランド工師に依囑し、共に之が再調査を爲し、種々改訂の上其の製作に關する詳細の要項を確定せり。

而して之が製作に當りては、細密なる條件を規定し、之を同國ピッツボルグ市のカーネギー及び費府のペンコイド兩製鐵所の間に競爭入札に付し、其の結果遂に之をカーネギー製鐵所に命じたり。而して其の製作の監督及び材質檢査等は更にシャンクランドに囑托して嚴重に之を施行せり。是等鐵材の性質は總て同一種の軟鋼鐵に屬し、總重量五千九百二萬六十磅、卽ち約三千噸にして此の原價を邦貨に換算すれば參拾九萬壹千八百六拾四圓五拾貳錢六厘なり。

此の鐵骨材料は實に數萬の單片より成れるものにして、別に荷造等を施さず、個々輸入し得るものにして、現場搬入の上は一々記號に依りて其の位置を判別し、順次之を構成するものなりき。故に往々運搬中紛失又は輸送の際積殘し等の爲め進工上大なる支障を生ずる等の事ありたるを以て、是等の調査及び製作所に對する交渉等亦頗る煩雜なる一事業なりき。加之組立方は足代等を設けず、材料の大小により夫々特殊の起重機及び汽機等を使用し建設するものにして、全く本邦に於いて未だ此の種の工事に經驗を有する者なかりしを以て、之が爲め元カーネギー製鐵所工師ゴットリーブ及び助手フレデー二名の米國人を傭ひ現業課員と共に專ら建設工事に從事せしめたり。かゝる鐵骨組立施工方は大正年代に於いては普通のことなれども、明治中葉に於いては甚だ珍らしきもの

なりしなり。

第五節　内外壁の構造

外壁の内面及び内部の壁は、總て日本煉瓦株式會社製造の煉瓦を用ひ、外壁は總て東京石材會社の供給せる常陸國眞壁郡樺穩、兩引の兩村に渉りて採取せる所の花崗石を用ひたり。又中央に在る東西角中坪の外壁には、相州江の浦產の石材を用ひ、前部の東西三角中坪の外壁には、在岡山備前陶器株式會社の製造に係る陶製白色煉瓦を使用したり。而して是等の固着料として使用せる膠泥には、主として淺野製セメントを用ひ又一部分小野田セメント會社製品をも使用せり。

石積工事に於いては、其の石材各個の間並に裏積煉瓦と石材との間の接合は、單にセメントの力にのみ依らず少くも石壹個に付兩參個の鐵製太枘或は銛を以て之を繫合せ、縱令劇震に遭ふと雖も其の脫出墜落等の患なからんことを期したり。又圓柱の如きは壓搾空氣を作用し、鑿岩機を以て其の石材を中空に洞孔し、以て强大なる鐵柱を嵌挿し、依て是等の石材に多分の重量を負擔せしめざるの方法を講じたり。軒蛇腹の上部の胸壁及び屋甍の如きも、亦特に鐵骨を構造し、石材は悉く是に緊着せしめ以て安全を計りたり。

第六節　床の構造

床は階上階下總て耐火構造にして、鐵骨に連結せる梁及び小梁の間に米國標準版鐵條軌第十六號卽ち厚約十六分の一吋の波狀軟鋼版を、其の張間の廣狹を論せず總て中央に於いて高さ十二吋を有する穹窿形に曲げたるものを架し、其の最高點より厚六吋は上部全體にコンクリートを打ち、以て床構造の骨子を爲せり。而して中央玄關の全部及び東西玄關の一部分は黑白大理石製の敷石を用ひ、是等の間に連絡する廻廊表廊下及び東西玄關表廣間等は、大理石モザイクを以て床面を完成し、其の他は室の性質により寄木張或は絨氈敷、普通木床を以て仕上げたり。又此の木床を以て仕上げたる部分の根太等のコンクリートと接觸する部分には、固り相當の防腐法を施せり。

階段の中、中央大階段及び東西表廊下にある參個は、耐火構造とし、煉瓦壁鐵材及び伊太利產大理石を以て仕上げ、東西奥廊下及び御座所脇の分四箇所は木製とす。

第七節　屋根構造

屋根組は總て軟綱鐵製にして、鐵骨と同時にカーネギー製鐵所に於いて製作せしめたり。其の構造は張間の廣狹に依りて自ら差異ありと雖も、屋根組は約二間毎に建てる鐵柱と同じく之を配置し、其の底部繫梁を鐵柱の頭部に鋲着せしめ、以て屋根組の用途と同時に建物上部を繫束するに應用せるものにして、其の他の構材は概して三吋半乃至三吋のL字鐵厚八分の三吋のもの二枚合せを以て構成す。

此の各屋根組の上部に架設する母屋は、工字鐵六吋十四磅半にして、各屋根組は一と間置きに軒先より棟に至る迄各母屋の間に於いて三吋L字鐵を對角線狀に鋲綴し、不測の横壓を受けたる場合に異狀なからんことを期せり。

屋根被覆方は、先づ鐵母屋上に檜角材を添加し裏板を釘着する準備を爲し、全部厚一寸の檜板を張り、全體に防腐劑を塗抹したる上アスファルト、フェルトを以て覆ひ、此の上部に瓦棒を打ち、銅板葺を施す。此の銅板葺方は特に周密なる注意を以て施行したるものにして、是に使用せる銅板は總て住友伸銅場に命じ上納せしめたり。其の厚は一平方尺に付き百目を有するものにして、各瓦棒の間に用ふる平板は總て一枚宛嚴重なる檢査を施したる上繼手部分は、硫酸を以て取扱ひ半田蠟鍍金を爲し、工場内に於いて棟より軒先に至る迄蠟付を以て壹枚に仕上げ、漏水の有無を檢したる上現場に取付けたり。軒樋の如きも個々の短片を以て現場に於いて施工する普通の方法に據らず、前記同一の方法を以て一方面を一個に製作し、試驗の上現場に取付け、後日雨漏等の虞なきことを期せり。

煙突の上部は、家根裏に於いて強力なる鐵構造を以て之を保護し、屋根の外部に突出上昇する部分は、重量を輕減するため煉瓦を用ひず。全部鐵製とし單に煙道のみ土管を使用せり。

各煙突の頭部及び棟上約四十五尺の距離には最も完全なる方法を以て製作せる避雷針を裝置す。其の數合計四十六本を算す。

第八節　外部の裝飾

御所建築大體の外觀は二層の建物にして、階下の壁面は水平に廣狹の凸起層（エンボッシング）を繞らす。階上は平壁にアイオニック式片蓋柱（ピラスター）を付し、軒蛇腹上には胸壁又は石欄を繞らせり。

正面の玄關前には馬車廻しを設け、其の上部には四本のコンポジット式圓柱を建て、屋甍を支ふ。其の甍部には各種の日本固有の武器を集合したる彫刻を以て裝飾を施し、中央の絞版（カルツーシュ）上には菊花御紋章を畫けり。

此の屋甍の下部に當る三個の柱間壁の上部には、額面を付し、其の中央の分には菊花章、左右の分には旭日章及び瑞寶章を中心として之を飾れり。又此の屋甍の兩側の上部には、左右に青銅製の甲冑及び弓矢砲彈を綜合したる屋上裝飾物を置き、其の下方に當る壁面には東部に藝術科學、西部には殖産興業を表する薄肉彫刻を附す。

馬車廻しは、階下壁面と同一の工法に由れる巨大なる支柱に依り、蛇腹を支へしめ、其の上部には石欄を繞らす。次に内部及び圓形車道に依りて圍繞せらるゝ地盤面は花崗石の敷石とし、其の前部には工法が周邊の構造と一致せる四基の花崗石造燈柱を建て、各々五個宛の青銅製の燭臺を裝置す。以上之を中央に於ける一團の裝飾とす。是より左右等しく彎形の壁面を以て前面に突出する部分に、東西玄關を設けたり。

此の東西玄關の屋甍は、中央絞版（カルツーシュ）に桐花の紋章を付したる彫刻を附し、其の入口上部に

は所々に金色青銅製の裝飾を加へたる錬鐵製硝子庇を設け、是より各二個の燭器を吊れり。又下方には九段の石段を設けて昇降口に達せしむ

此の中央及び東西玄關の中間に當る所、卽ち建物内部に於いては、表廊下中廊下及び廻廊の集合點に當る所に於いて外壁を究出せしめ、塔狀の觀を呈せしむ。其の屋上には青銅製にて全部金鍍金を施せる靈鳥天穹の四位を擁護する裝飾物を置き、其の下部には陸海軍の武器を以て飾れる額面を附し、以て中央玄關より東西玄關に至る間の外壁の單調に失せんことを避けたり。

東西の兩側面は、建物位置の關係より正面及び背面に比して外觀上重要ならざれば、大體に於ては等一なりと雖も、室の配置使用上の便宜等に基づき多少の差あり。卽ち東部小宴之間及び西部球戲室の一隅にある圓室の上部は、外觀を圓塔とし、其の屋蓋も亦圓頂形とす。又東西奥廊下の兩端は軒上層（アチックオーダー）を備へ高く屋上に突出せる高塔と爲し、之を眺望臺に充つ。是等の構造物は主として其の外觀に於ける空界線に與ふるものにして、階上に於ける外壁と共に東西等一なり。

東部にある露臺は、小宴之間圓塔より奥廊下に通ずるものにして、上部は一體に白瓦を敷き、兩側に石欄を繞らせり。又下部は階下奥廊下の東端に連續し、其の東南隅に南面して昇降口を設け、其の東西には他日附屬宮殿の建築ある時に之と連絡する爲め一個の出入口を豫備し、防火戸を裝置せり。此の外其の壁面には東面して窓戸を設くること無し。

元來此の東廻廊增設の趣旨たるや、他日是に接近して建築せらるべき木造の附屬宮殿廳舍等に於いて、一朝不慮の變災あるも決して累を本館に及ぼさざるの準備あるを以てなり。

階下に於ける奥廊下の兩端は、之を昇降口とし、上部には外觀艶麗なる錬鐵製の硝子庇を取付け、其の下部に於いて地下室に通ずる昇降口を設く。

此の外地下室昇降口は、東西齊しく前面に近き部分に於いて一箇所宛を設け、其の上部には又階下に通ずる昇降口を設く。其の工法は東西自ら些少の差異あり。

背面は後苑に面するを以て、其の外觀も、正面の專ら莊重にして宏大の觀を呈するものと其の趣を異にし、寧ろ輕快にして變化を有する艶麗なる外觀を以て其の周邊との調和を得しめんことを期したり。乃ち其の中央に位する旭日之間を中樞とし、其の兩側の隅角に配置せる東西御座所の强固なる外壁を以て構造上の均衡を計り、其の中間は東西何れも緣側とす。而して其の階下の外部は連續せる穹窿を用ひ、階上はアイオニック式圓柱列（ネード）を以て軒を支へしむ。

中央旭日之間及び東西御座所は其の外壁には壁付き圓柱を以て支持する屋甍の構造を以て外觀を美にし、中央及び東西緣側の中心には石階を設け、昇降の便に供すると共に下部の構造に多少の變化を與ふ。卽ち中央の部分は、其の兩側に於ける直通せるものに比し構造重大なり。階下奥廣間の外部に小露臺を設け、是より左右に彎曲して石階を設

け、其の中央には地下室に通ずる入口を設けたり。

第九節　室の配置

當御所は、固より　皇太子　皇太子妃兩殿下の御常住に充てらるべき目的を以て各部の配置を定めたるものなれば、是が決定に就いては關係職員の外、特に宮内大臣により左記の諸員を委員に選定せられ、數回の凝議を經たるなり。

樞密顧問官	杉　孫七郎	皇后宮大夫	香川　敬三	宮内　次官	花房　義質
式部　長	三宮　義胤	内　藏　頭	渡邊　千秋	宮中顧問官	堤　正誼
東宮　大夫	中山　孝麿	長崎　省吾	齋藤桃太郎		小笠原武英

斯くて愼重なる調査の下に決定の上　御裁可を經たるものなれば、單に普通歐洲各國宮廷の模範にのみ倣ふこと無く、專ら從來の御慣例に鑑み各室の設備連絡を計られたり。

是に於いて、其の配置を大別すれば、階下全部を以て兩殿下常時御用の各室に充て、階上は主として公式の御引見國賓の接遇、其の他の御儀式に御使用の室を配置したり。蓋し宮城に於いて、一朝不慮の變災等起らん折りに一時の御立退所に充てさせらるゝも決して御支障なからしめんことを期したるものなり。又地下室は常時奉仕に必要なる諸般の設備をなしたり。

階下は中央に公式御玄關、廣間、大階段之間等を配置し、東の半部は、皇太子殿下、西の半部は　皇太子妃殿下の御常住に充てさせらるべき計畫にして、東西共南側に畫之御間卽ち御座所、一之間、二之間、三之間を配置し、中央に奥廣間を設け、東西兩側面の後部には各夜之御間卽ち東に於いて朝餐室、西に於て御内房を初とし、御寢室、御化粧室、吳服之間より御湯殿御厠に至る迄を配置せり。又北面の前面の中央及び東西の各御玄關の兩側及び附近には脫帽室、控所等を設け、是等は中部に在る豫備室卽ち御移轉に際して便宜常侍官詰所其の他に充てらるべき諸室を以て奥向と離隔せり。又中廣間の兩側にありて中坪に面する各室は、控所及び常侍官の詰所等なり。

階上は大階段之間を中心とし、其の前後にある各廣間は其の兩側により連絡を有し、此の兩端に二大客室を置く。卽ち南方を旭日之間、北方を彩鸞之間とす。而して旭日之間より左右に分れ、緣側に面して連續せる客室を置く。卽ち東部には狩之間を中心として兩側に紅之間、綠之間を置き、西部には孔雀之間を中心として兩側に綾之間、瑠璃之間を置く。又此等客室の兩端には、東西の各御座所を置き、傍に階段を設け、階下御座所との連絡に供す。

中部の東側面には大食堂卽ち花鳥之間及び小宴之間を置き、其の中間に整膳室を設け、西側面には踏舞室卽ち羽衣之間及び球戲室等を置き、其の中間に休憩室を設く。

前面の東西御玄關の上には東部に喫煙室、西部に書房を設く。其の後に豫備室一號及